

児童相談所と市区町村で
共通利用可能な
安全確保の必要性
チェックシート

利用ガイドブック

制作・発行

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

まえがき

本ツールについて

- 「安全確保の必要性チェックシート」(以下「本ツール」という。)は、「子どもの安全確保に関わる重篤な危険の見落としを防ぐ」ためのアセスメントツールである
- 本ツールは、“セーフティ”アセスメントツールであり、“リスク”アセスメントツールではない。これは、第2章にて解説する
- 本ツールは、アセスメントとマネジメントを明確に区別する。両者の違いは、第1章にて解説する

想定読者

- 「安全確保の必要性チェックシート」並びに本書の利用者は、児相や市区町村の子ども虐待通告の受理機関(子ども家庭総合支援拠点)を想定している
- 本ツールは「通告するかどうか」の評価基準ではなく、病院・学校・警察等は利用者・読者として想定していない

本ツールの対象

- 本ツールは、あくまでも子どもの安全を確実に確保するための判断を手助けするための道具(アセスメントツール)であり、一時保護や児相への送致の判断を決定づける判定ルール・運用基準ではない



用途・目的別フローチャート

✔ ガイドブックの使い方を確認したい方（初読者）へ

次の手順で参照されたい

1) 第1章で、「アセスメント」と「マネジメント」の違いを捉える

2) 第2章で、本ツールの目的が「リスクアセスメント」ではなく、「セーフティアセスメント」であることを理解する

3) 第4章で、「ツールの使い方」を学び、利用する

- その後、必要に応じて以下を参照されたい

- アセスメントをふまえてどのようにマネジメントを行うか → 第5章

- 本ツールの作成経緯（項目の選定背景）→ 第3章

- 本ツール内・各項目のより詳しい解説 → 第6章

- 困ったこと / 疑問がある → 第7章

✔ 各アセスメント項目の意味を調べたい

- 各項目の説明は、第6章を確認されたい

✔ 利用中に困ったことについて確認したい

- よくある質問に関しては、第7章を参照されたい

- “心理的虐待”の項目について知りたい → 第2章のコラム (P20)

- “警察からの通告”について知りたい → 第4章のコラム (P38)

- “DVと子ども虐待事例”について知りたい → 第6章のコラム (P64)

- “重度の”傷あざについて知りたい → 第6章のコラム (P66)

用語の定義

本書において、次に示す用語は、以下の定義を使用している。

- 子ども：児童福祉法において「満 18 歳に満たない者」と定義される「児童」には、18 歳の高校 3 年生が含まれないため、運用実態に合わせて「子ども」という言葉を用いる
- 養育者：戸籍上の父母だけではなく、子どもの養育に携わる者（親族や内縁関係の同居人など）
- 重篤度：現時点で、虐待が子どもの安全に影響を与える度合い
- 安全確保：一時保護や児相への通告・送致等を含め、子どもの安全を確保すること
- 安全確保の必要性：子どもの安全確保を必要とする度合い
- 一時保護（通告 / 送致）の要否判断：アセスメントに基づいて、マネジメントとして一時保護、または市区町村による児相への通告 / 児相への送致が必要かどうかを判断すること（アセスメントによる安全確保の必要性の評価ではない）
- 虐待：Abuse（虐待）と Neglect（ネグレクト）を含む、子どもの安全を脅かすような行為や、子どもの安全が疑わしい状態のこと
 - ただし、世界的には Abuse（虐待）と Neglect（ネグレクト）は別の概念である。本来は Child Abuse & Neglect であるところを、我が国では Child Abuse と短縮したために、Neglect を含む全ての Maltreatment（不適切な養育）を「子どもへの加害行為」や「養育における子どもへの加害性の有無」をもって「虐待」と判断する傾向が強くなってしまったことが、日本の課題であることを付記しておく
 - 本ツールの趣旨は、加害行為があったかどうかではなく「子どもの安全が疑わしいかどうか」を評価することである

※「虐待＝加害行為」ではない

「重篤虐待」とは「加害行為があったかどうか」ではなく、子どもの安全が疑われる一時保護（通告 / 送致）が必要な重篤事例かどうかを意味する。本研究では、Child Abuse & neglect をまとめて、暫定的に「虐待」と呼ぶ。

- 重篤事態：重篤事態とは、虐待かどうかを問わず、子どもが死、死に至る可能性がある、後遺症が残るなど、重篤な状態を指す
- 重篤虐待：子ども虐待とネグレクトにより、子どもが死、死に至る可能性がある、後遺症が残るなど、重篤な状態を指す
 - Child Abuse（狭義）：身体的虐待、性的虐待、心理的虐待を指す
 - Neglect：ネグレクトを指す

目次

CONTENTS

まえがき	P1
用途・目的別フローチャート	P2
用語の定義	P3
目次	P4
詳細目次	P5 - 6
第1章 子ども虐待対応におけるアセスメントとマネジメント	P7
第2章 本ツールの目的	P13
第3章 本ツールの作成背景	P21
第4章 本ツールの記入方法	P23
第5章 アセスメントの結果に基づいたマネジメント	P39
第6章 各アセスメント項目の詳細解説	P45
第7章 よくある質問	P67
あとがき（検討委員からのことば）	P73
おわりに	P75
安全確保の必要性チェックシート	P76
機関内共有事項・機関間共有事項	P83

第1章 子ども虐待対応におけるアセスメントとマネジメント

1.1 アセスメントとは	7
1.2 マネジメントとは	7
1.3 子ども虐待対応におけるアセスメントとマネジメント	8
1.4 アセスメントとマネジメントの実際	10
1.5 アセスメントとマネジメントを適切に実践するために重要なこと	10

第2章 本ツールの目的

2.1 セーフティアセスメントとは（各種アセスメントとの違い）	13
2.2 本ツールと各種ツールとの違い	16
2.3 「安全確保の必要性チェックシート」の対象範囲	16
2.4 本ツールで適切にセーフティアセスメントを実施するためには、 使い手の資質向上も必要	17
2.5 本ツールは、セーフティ“アセスメント”を対象とする	17
2.6 安全確保に関する評価・判断は、セーフティの段階だけではない	18
2.7 本ツールの使用タイミング	18
コラム：緊急対応判断について	19
コラム：なぜ重篤項目に心理的虐待がないのか？	20

第3章 本ツールの作成背景

3.1 これまでのアセスメント調査研究	21
---------------------	----

第4章 本ツールの記入方法

4.0 ツール各種の公開先（本ツールのダウンロード先）	23
4.1 基本情報欄の記入方法	24
4.2 アセスメント項目について 重篤関連項目（A項目）と重篤準関連項目（B項目）の違い	25
4.3 アセスメント（チェックのつけ方）の注意点 コラム：重篤項目と重篤（準）関連項目でチェック欄が異なる理由	27
4.4 意思決定と判断理由欄について	29
4.5 マネジメントを記録する際の注意点 コラム：「一時保護を行わなかった場合の判断理由」欄の選択肢 コラム：なぜマネジメントの記録を残すのか？	30
4.6 シートを更新して「その都度」チェックをつける	32
4.7 記入具体例：ケース例に沿って解説（児童相談所の一例）	33
4.8 記入具体例：一時保護（通告／送致）を行わなかった判断理由 コラム：警察からの通告の場合	37

第5章 アセスメントの結果に基づいたマネジメント

5.1 本ツールの評価基準	39
5.2 評価基準と運用基準	39
5.3 安全確保とは	40
5.4 重篤項目のアセスメントの結果を参照したマネジメント	40
5.5 重篤（準）関連項目のアセスメントの結果を参照したマネジメント コラム：アセスメントの結果に加えて、マネジメントでは どのような要因を考慮したらよいか	41
コラム：重篤項目にチェックがついても、経験上、一時保護（児相への送致）に 踏み切れないときがある。どう検討すべきか？	42
コラム：市区町村で「疑い（調査前）」「疑い（調査後）」にチェックがついたら、 すぐに児相へ通告／送致してよいか？	43
コラム：「重篤項目」に該当しても実際には重篤ではない場合もあるのでは？	44
コラム：関係機関と連携する場合に、本ツールの評価基準で気をつける点は？	44

第6章 各アセスメント項目の詳細解説

6.1 重篤項目の解説	45
6.2 重篤関連項目・重篤準関連項目（A項目・B項目）の解説	53
6.3 「意思決定と判断理由」の解説 コラム：なぜDV事例が重篤項目に入っているのか？ コラム：「その他重篤事態へつながる可能性のあるDV」とは、何を指すのか？ コラム：そもそもDVとはどういう状況なのか？ コラム：DV事例における隷属的な支配構造とはどういう状況なのか？ コラム：DV事例はともて通告数が多いが、 どのようにマネジメントしたら良いか？	62
コラム：重篤項目11&12「重度の傷あざ」の重度とは？	65

第7章 よくある質問

7.1 本ツール全般について	67
Q1: なぜ重篤項目に心理的虐待が無いのか？	67
Q2: 初期初動の段階においては、家庭のニーズやストレングスに応じた支援体制を充実すべきだと考えるが、なぜストレングスが入っていないのか？	67
Q3: 過去に起こった項目をチェックする欄を設けないのはなぜか？	67
Q4: 各項目の（その事態・状況の）発生日時をなぜ記入できないのか？	67
Q5: 本ツールはどういう経緯で作られたのか？エビデンスは？	68
Q6: アセスメント項目の意味（該当する状況など）がわからない	68
Q7: 重篤関連項目（A 項目）と重篤準関連項目（B 項目）は何か違うのか？ B 項目にチェックがついた場合は、リスクが低いのか？	68
Q8: 意思決定と判断理由欄は何のためにあるのか？	68
Q9: 「一時保護（通告 / 送致）を行わなかった場合の判断理由」には、理由とは言えない選択肢もある。例えば「調整が困難」なら保護しなくても良いと言えるのか？	68
Q10: 本ツールは完成版か？今後更新される可能性はあるか？／項目が足りないのでは？この項目が含まれていないが？	68
7.2 本ツールの運用について	69
Q11: 本ツールを導入したいが、何か準備が必要か？	69
Q12: このツールを改変しても良いか？地域性や支援リソースに合わせて、独自に項目を追加してもよいか？	69
Q13: 都道府県、基礎自治体で既に使っているツールと本ツール、二重で登録が必要か？	69
Q14: 経験豊富な職員なら当然これらの項目は頭に入っている。多忙な業務の中でこれだけ多くの項目をチェックできない。 必要に応じて一時保護が必要だと考えられる事例のみ使うが、問題ないか？	69
7.3 本ツールの評価基準について	70
Q15: 本ツールを一時保護や児相へ送致するための基準として使ってよいのか？本ツールを児相へ送致する基準にすると、市区町村から送致が増えることが懸念される。／ 本ツールを児相へ送致する基準にしても、児相に対応してもらえないとは思えない。どのように使うべきか？	70
Q16: 重篤項目にチェックがすぐついてしまい、実質的に一時保護や児相への送致が増える。項目選定がオーバートリアージではないか？	70
Q17: 重篤項目 55・56 は、DV 事例だとすぐチェックがついてしまうが「安全確保されるべき」なのか？業務負担になるのでは？	70
Q18: 業務量が増えることが懸念されるが、なぜ本ツールを使うのか？	70
7.4 ツールの使い方、チェックのつけ方について	71
Q19: 忙しい現場では、緊急受理会議時か、保護判断後の帰所時にしか記入できないが、問題ないか？	71
Q20: 調査をしたら「疑い（調査前）」の✓を消して、「疑い（調査後）」に✓を書き直すのか？	71
Q21: 「一時保護（通告 / 送致）の要否判断まで」とあるが、つまり何時間以内にチェックすればよいのか？通告後 48 時間以内までということか？	71
Q22: 本ツールは項目数が多いと感じる。多忙な業務において、全項目を調査すべきということか？	71
Q23: 記入の所要時間が知りたい。すべてチェックを終えるのにどれくらいかかるか？	71
Q24: きょうだい受理はどのように記入するのか？	72
Q25: 性的虐待について、未遂行為はどうしたらよいのか？	72
Q26: きょうだい間の性暴力はどのように扱うのか？	72
7.5 その他	72
Q27: 一時保護に関する司法審査において、本ツールはどのような活用が期待されるのか？	72
Q28: 今後アプリ（タブレット利用）化の展望はあるのか？	72

あとがき（検討委員からのことば）	73
おわりに	75
安全確保の必要性チェックシート	76
機関内共有事項・機関間共有事項	83



子ども虐待対応における 第1章 アセスメントとマネジメント

本章では、子どもの安全確保に関わる重篤事態の見落としを防ぐ上で重要な概念となる「アセスメント」と「マネジメント」について解説する。

✓ 1.1 アセスメントとは

- 対象者から情報を得て、その意味を評価する
- 客観的、かつ網羅的に行う必要がある

アセスメントとは、対象者に対して適切な関わりを行うために、対象者から情報を得て、その意味を評価することである。子ども虐待対応においては、安全確保の必要性（一時保護や通告／送致の必要性）の評価、虐待の再発リスクの評価などが挙げられる。子ども虐待対応におけるアセスメントでは、子どもや家族への事実確認と関係機関からの情報収集、過去の生育歴などを対象とした社会調査、子どもの心理面の調査、一時保護を行った場合の子どもの行動調査、医療機関での医療情報の調査などを通して、子どもや養育者の状態を評価する。

✓ 1.2 マネジメントとは

- アセスメントの結果に基づき、状況や体制などを見極める
- どのように対応するかを判断（意思決定）する
- 各種業務の調整を行う
- 対応状況を管理する

マネジメントとは、アセスメントの結果に基づき、状況や体制などを見極めつつ、どのように対応するか判断（意思決定）し、各種業務の調整を行い、対応状況を管理することである。マネジメントという言葉は未だ「管理」という側面でのみ語られることが多いが、本来は、判断や対応、その管理全般を指す。子ども虐待対応においては、一時保護（通告／送致）の要否判断や、緊急出動や保護の人員体制調整、関係機関との調整、保護所／委託保護先の調整などが挙げられる。広義には、対応の評価、進行管理、人材採用&育成、政策提言も含む。現場では、介入や指導といった支援・対応を行うこともマネジメントに含まれる。

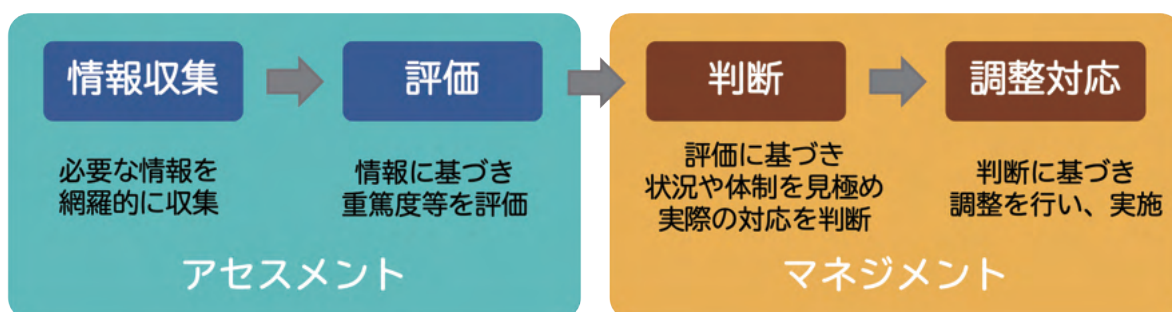
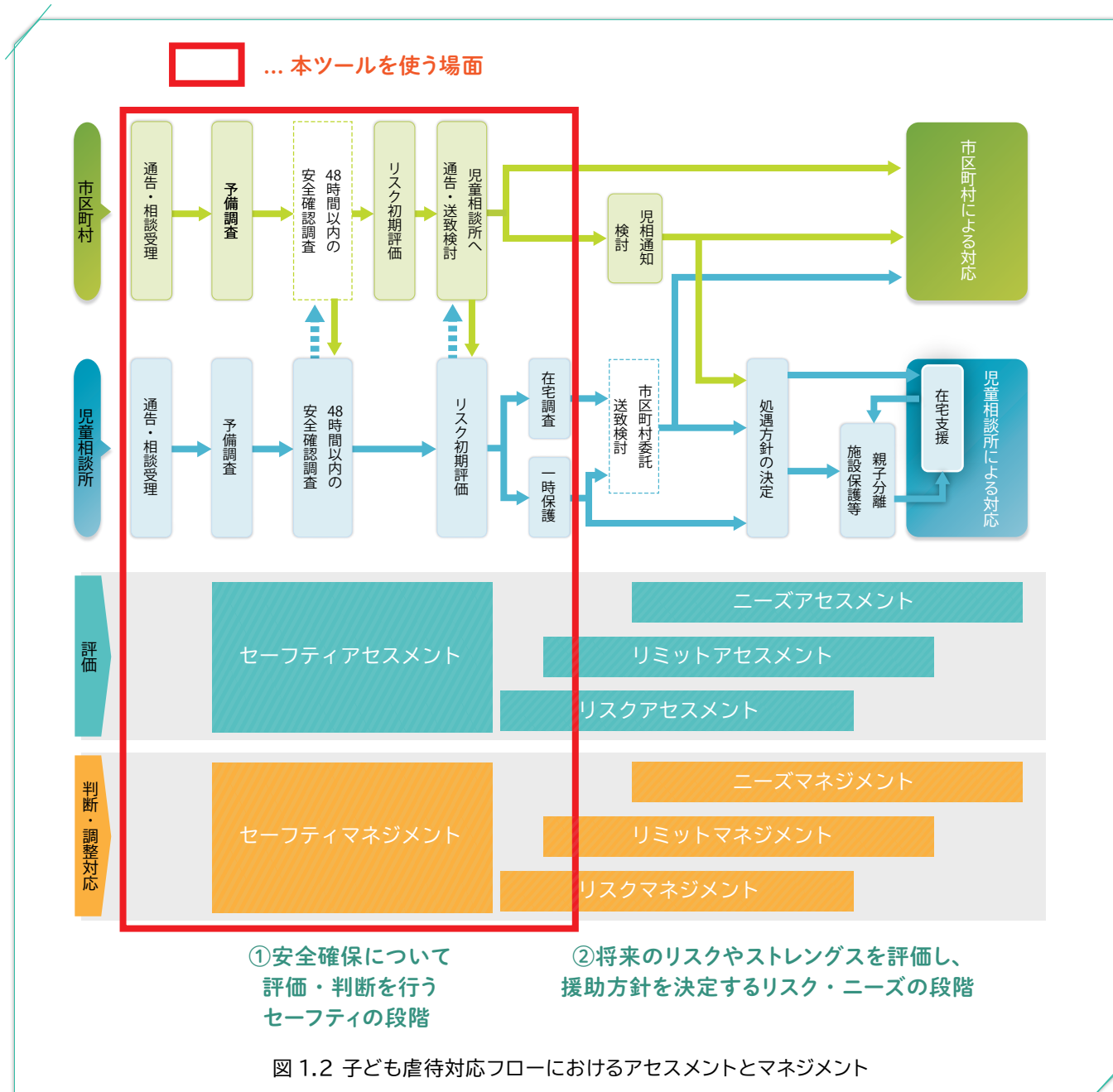


図 1.1 アセスメントからマネジメントの流れ

✓ 1.3 子ども虐待対応におけるアセスメントとマネジメント

図 1.1 で示したように、[アセスメント = 評価]を経て、[マネジメント = 判断・対応]を行う。この流れは不可逆であり、アセスメントなしにマネジメントが先行してはならない。子ども虐待対応では、セーフティアセスメント・マネジメント、リスクアセスメント・マネジメントと、段階によって評価・判断の対象が異なる（詳しくは、第2章で解説する）。

図 1.2 では、子ども虐待対応における各種アセスメント・マネジメントの流れを示した。



まず、①安全確保について評価・判断を行うセーフティの段階があり、その後、②将来のリスクやストレングスを評価し、援助方針を決定するリスク・ニーズの段階へと続く。各段階において、アセスメントを行い、その結果をふまえてマネジメントを行う流れとなる。

本ツールはセーフティ段階を対象としており、子どもの安全確保の必要性の評価、すなわちセーフティアセスメントを行う際の評価基準として活用されたい。そのアセスメントの結果に基づいて、実際に安全確保を行うかどうかを判断し、判断した内容を実施することが、セーフティマネジメントとなる。

表 1.1 子ども虐待対応におけるアセスメントとマネジメントの具体例

		目的	具体的手段
セーフティ	アセスメント	- 安全確保の必要性の評価	- 情報収集のための調査 - 事例の重篤度の評価 →本ツールを活用
	マネジメント	- 安全確保の要否を判断 - 各種調整・対応	- 一時保護（通告 / 送致）の要否を判断 - 支援・介入・指導・措置
リスク・ニーズ	アセスメント	- 将来のリスクを評価 - 事例の成り立ちや背景を探る - 虐待の原因を明らかにする - 支援につながるリソースを把握	- 情報収集のための調査 - 再発する可能性を評価 - 長期化する可能性を評価 →リスクアセスメントツールを活用 - 家庭のストレングスを評価 - 家庭の支援ニーズを探索 →共通リスクアセスメントツール等を活用
	マネジメント	- 援助方針（処遇方針）の決定 - 各種調整・対応	- 援助方針（処遇方針）の決定 - 支援・介入・指導・措置

具体的にどのような事柄がアセスメント・マネジメントに含まれるのかを、表 1.1 に整理した。アセスメントとは、収集した情報の意味を評価することであり、アセスメントツールを用いて重篤度や再発リスクを評価することが含まれる。その結果をふまえて、対応を判断・決定すること、決定した対応を実施することはマネジメントであり、アセスメントではない。

また、各段階によって目的や評価対象が異なるため、セーフティの段階なのか、リスク・ニーズの段階なのかを区別して認識する必要がある。詳細は第 2 章で解説するが、本ツールは、セーフティアセスメントを対象としており、それ以外のアセスメントやマネジメントは対象外であることに注意されたい。

✓ 1.4 アセスメントとマネジメントの実際

アセスメントとマネジメントは一致する場合もあれば、一致しない場合もある。例えば、アセスメントによって、「重篤な状況のため一時保護（通告 / 送致）が必要」という結果となり、実際に一時保護（通告 / 送致）をした場合には、アセスメントの結果とマネジメントの結果が一致する。

しかし一方で、多忙な現場において適切に子どもの安全確保を行うためには、対応の優先順位を決め、限られた人員を効果的、かつ効率的に動かす体制の見極めや関係機関との調整等が前提となるため、アセスメントの結果通りの対応をすぐにはとらない（とれない）、というマネジメントを選択することもある。例えば、一時保護（通告 / 送致）の体制がすぐに組めない状況も考えられ、子どもの安全を確実に確保した上で、在宅での見守りの実施を決定し、「再度傷あざが発見されるなど、子どもの安全確保に関する条件が脅かされた場合、即一時保護、または児相へ送致」とするマネジメントもあるだろう。

このように、アセスメントとマネジメントの結果が一致しない場合もある。実際の対応では、マネジメントが優先されることは非常に多いであろう。しかし、そのこと自体は決して悪いことではない。

✓ 1.5 アセスメントとマネジメントを適切に実践するために重要なこと

- アセスメントとマネジメントを区別すること
- アセスメントとマネジメントの結果をそれぞれ記録に残すこと

アセスメントとマネジメントを一体的、かつ適切に実践するためには、両者をきちんと区別して認識し、その結果をそれぞれ記録に残す必要がある。なぜなら、マネジメントの結果を、アセスメントの結果としてしまうことに大きな問題があるからである。例えば、「一時保護を行わない」という同じマネジメントでも、次のような場合が考えられる。

- ①アセスメントの結果「安全確保の必要性が高い」と評価されたが、「親戚宅へ逃がすなど安全確保が可能なため、一時保護を行わない」とマネジメントが決定された場合
- ②アセスメントの結果「安全確保の必要性が低い」と評価され、「一時保護を行わない」とマネジメントが決定された場合

この2つを明確に区別しなければいけない。①のアセスメントは「安全確保の必要性が高い」という結果であるのに、「一時保護を行わない」というマネジメントとなったからといって、「安全確保の必要性が低い」と記録されてはならない。

実際の現場では、次のような運用が見られたが、Aではアセスメントの結果が記録されておらず、Bではアセスメントとマネジメントが区別されていない。両者を区別し、それぞれを記録として残すことが重要である。

- A「一時保護を実施した」というマネジメントの結果や記録のみが残り、どのようなアセスメントの結果だったかについては不明という場合
- B「一時保護を実施しない」というマネジメントの決定をしたので、それに沿うように事後的にアセスメントシートへ記入するという場合

アセスメントとマネジメントの結果を区別し、それぞれを記録に残す理由は、大きく3つある。

- 担当者が変わっても評価と支援方針等を正確に引き継ぐため
 - 当時はどこまで調査を行い、どのようなアセスメントの結果だったか
 - それをふまえて／どのような理由で、このマネジメントを行っているのか
 - (引き継いだ担当者が)後から振り返るときに、重要な情報となる
- アセスメントとマネジメントの質の向上および虐待事態の要因解明に繋がるため
- 蓄積したデータを業務改善・政策決定に活かすため
 - 「安全確保の必要性がないから保護しない」と「安全確保の必要性があるけど保護できない」を区別
 - アセスメントとマネジメントの乖離をデータとして蓄積し、現場の業務負担実態を可視化

理由1：評価と支援方針を正確に引き継ぐため

組織として支援活動を展開する以上、後から別の担当者が見ても、以下の内容がわかるように、記録が残されることが重要である。

- 誰が、いつ、誰の、どのような内容を、どの程度調べたのか
- その情報はどのようにアセスメントされたのか
- その他の状況や人員体制を考慮した結果、どのように判断し対応するマネジメントだったのか

「アセスメントシートをチェックしなくても頭の中に項目が入っているから、多忙な業務の中で、わざわざ記録に残す必要はない」という批判もあるだろう。しかし、担当者の部署異動や転勤、子どもや家庭の転居による管轄の変更、将来の再発などによって、別の担当者がケースを担当する可能性もある。その担当者にとって、前任の担当者のアセスメントとそれに基づくマネジメントといった過去の情報は、今後支援活動を展開していく上で重要な情報となる。そのため、アセスメントとマネジメントの結果をそれぞれ記録に残すことに大きな意義がある。

理由2：アセスメントとマネジメントの質の向上、及び虐待事態の要因解明に繋げるため

今後支援活動を展開していく上で、どのようなアセスメントとマネジメントの結果が、その後の子どもの安全確保につながったのか、あるいは虐待の再発につながったのかを知ることは重要である。

データを蓄積し、解析することで、虐待の要因解明へとつながり、所属する地域や組織の傾向も短時間で把握することが出来る。多忙な業務の中で、全ての事例を振り返る時間はないかもしれないが、データの蓄積と活用によって、アセスメントとマネジメントの質を向上させることができる。こうしたデータの利活用を実現していくためにも、アセスメントとマネジメントを区別して記録に残すことが重要である。

理由3：データを政策決定に活かすため

適切な人員配置や“一時保護所の定員数は何倍必要なのか”などの政策や施策を検討する上では、データに基づいた議論を展開していくことが必要不可欠である。児相や市区町村の人員不足などの政策や施策に関連する課題は、支援活動を展開している実践現場からも強く主張され、国をはじめ、多くの自治体組織で議論されてい

るだろう。しかしながら、正確なデータなしに、どのような専門人材をどれだけ増やすべきかを具体的に議論することは非常に難しい。

例えば、「保護が必要なレベル」というアセスメントの結果にも関わらず、一時保護所の定員に空きがないゆえに実際には「保護しない」というマネジメントの決定をした事例があったとする。アセスメントとマネジメントを区別して、それぞれに記録を残している場合、その情報から「一時保護所の定員を何人分増設したらよいか」といった政策や施策の議論に活用することができる。

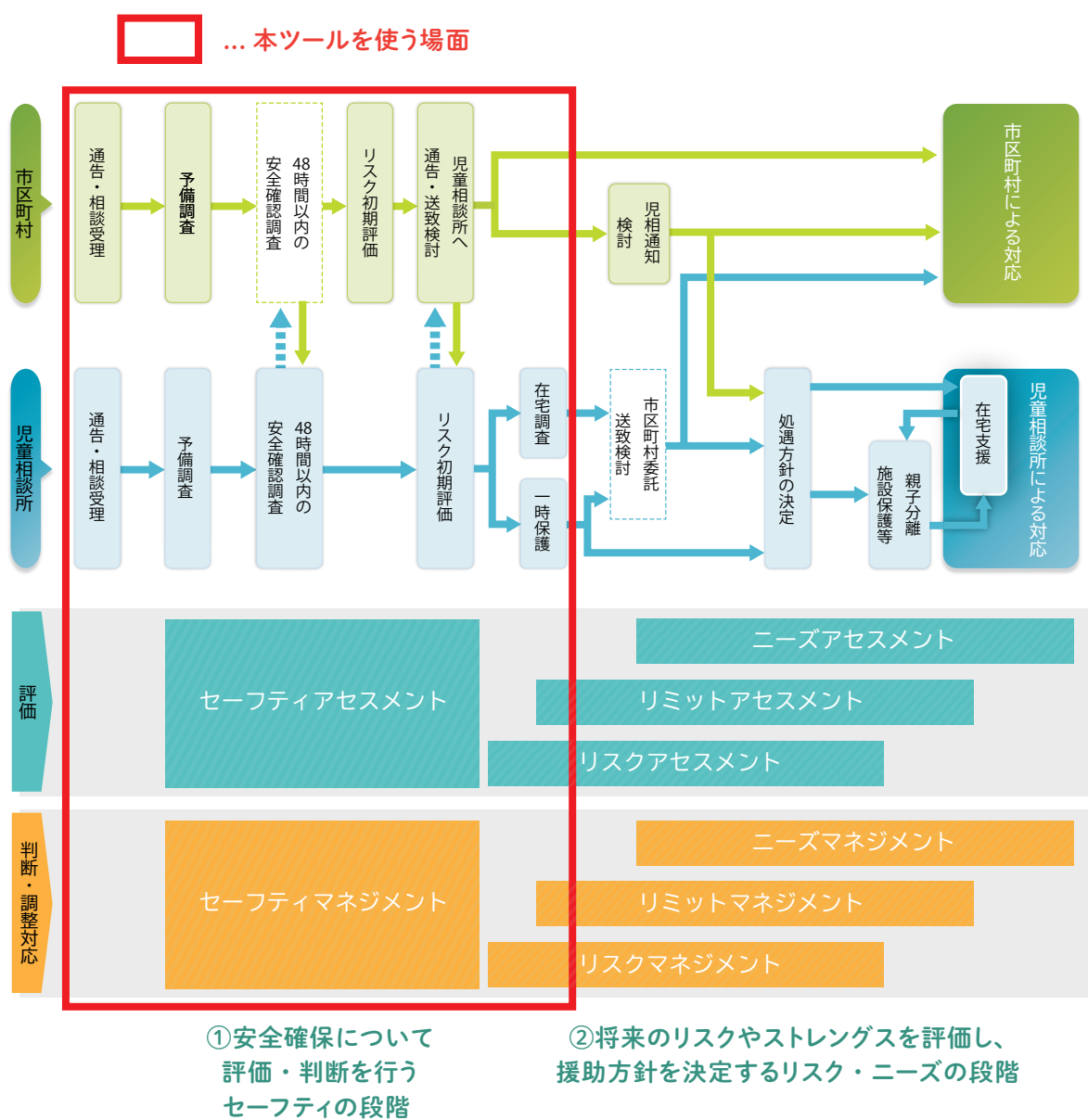
このようにアセスメントとマネジメントの結果を両方残すことができれば、支援活動を展開している実践現場の実情を反映した「データを参照した、説得力のある政策や施策の提案」に活用することにつながるであろう。



第2章 | 本ツールの目的

✓ 2.1 セーフティアセスメントとは(各種アセスメントとの違い)

アセスメントには、通告受理段階から終結段階まで、大きく分けて次の4つの段階がある。これは、Structured Decision Making (SDM) の考え方 (National Council on Crime and Delinquency, 2015; National Council on Crime and Delinquency, 2017)*によるものである。これらを通告受理段階から順に解説する。



【再掲】図 1.2 子ども虐待対応フローにおけるアセスメントとマネジメント

※(参考文献) National Council on Crime and Delinquency. (2015). Preliminary risk assessment fit analysis of the SDM Family Risk Assessment. Madison, Wisconsin: National Council on Crime and Delinquency Children's Research Center.; National Council on Crime and Delinquency. (2017). The SDM model in child protection. Madison, Wisconsin: National Council on Crime and Delinquency Children's Research Center

セーフティアセスメント

初期や初動の段階、または支援方針を見直す段階で、重篤度を評価し、安全確保（一時保護や通告 / 送致）の必要性を評価すること。「セーフティ=子どもの安全確保」に焦点を当てたアセスメントである。情報が不確実で、保護者が嘘をついている、子どもが0-1才で話ができない、子どもが保護者に脅されて話ができないなど、アセスメント項目の多くが該当／非該当を見極められない場合でも、子どもの安全確保を最優先し、調査を目的とした緊急保護が必要かどうかを評価するものである。

セーフティアセスメントに対応するマネジメントとして、セーフティマネジメントがある。

リスクアセスメント

安全確保（一時保護や通告 / 送致）の必要性を評価した後（セーフティアセスメント後）、将来のリスクとして、再発や長期化の可能性なども含めて総合的にリスクを評価すること。項目によっては、アセスメントが進み、子どもや保護者との関係性が構築できて初めて、アセスメント項目に該当するかどうか見極められることもある。同時に、ある程度関係性が構築されているため、子どもや保護者がどのような支援を求めているのかの支援ニーズや、家庭内に子どもの安全を確保できる／向上させられる要素があるかどうかといったストレングスも多く見えてくるだろう。しかしながら、リスクアセスメントでは、ニーズやストレングスを評価することはできない。

サインズオブセーフティ※においても、致命的・後遺症が残る・トラウマによる心理的インパクトが高い場合などの重篤事例を除いた、軽度から中度までの虐待事例であれば、リスクとストレングスを同時に見ることは推奨されている。ただし、重篤事例において、最初から家族のストレングスに注目しすぎることは、将来的なリスクに関する調査漏れがあった場合、評価の偏り（バイアス）へとつながる可能性がある。

そのため、リスクは、ニーズやストレングスと区別し、事例や担当者によって、チェックする項目を変えることなく標準的かつ、なるべく網羅的に調べることが重要である。

リスクアセスメントに対応するマネジメントとして、リスクマネジメントがある。

※サインズオブセーフティ (Signs of Safety) とは、Andrew Turnell (1999 など) による、子どもの安全に焦点を当て、包括的なリスクへの改善と家族が持つ強み両面へのアプローチ、及びそのために関係機関を巻き込みながら家族を地域で支援するアプローチの一つである。(参考文献) Turnell, A. & Edwards, S. (1999). Signs of Safety: A solution and Safety Oriented Approach to Child protection Casework. New York: W W Norton & Co Inc. (アンドリューターネル, スティーブエドワーズ, 白木考二・井上薫・井上直美(監訳) (2004). 安全のサインを求めて—子ども虐待防止のためのサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ—金剛出版)

ニーズ（リソース）アセスメント

セーフティアセスメント後に、リスクアセスメントと並行して実施する（ただし重篤事態についてはリスクアセスメントが優先）。子どもや保護者がどのような支援を求めているのかのニーズを探索し、家庭内に子どもの安全を確保できる／向上させる要素があるかどうかのストレングスや支援につながるリソースを評価することである。支援に対するニーズが表面化せず、支援者に対して怒りや拒否的態度を示されることもあるが、例えば身体的虐待事例でも、養育者が24時間365日子どもを叩いているとは限らない。どのような場面なら子どもを叩いていないのか・最低限できていることは何かなど、子どもや保護者ができていることも公平に評価する。

ニーズアセスメントは、チェックリストなどである程度網羅できるが、地域性の要因(リソースなど)、文化的な要因など、リスクアセスメントと比べて見極めるべき内容が広範となる。そのため、ニーズアセスメントでは、アセスメント項目(チェックリスト)に加えて、記述式で捉える必要がある。

ニーズアセスメントに対応するマネジメントとして、ニーズマネジメントがある。

リミットアセスメント

①在宅支援、②保護解除後の在宅支援、③措置解除後の在宅支援、をしてから支援が終結するまでの間に、何らかの異変や変化があった際に、支援方針を見直すための基準・条件を満たしているかどうかを評価すること。

この基準・条件は、リスクアセスメント／ニーズアセスメントを行う際に、リミットアセスメント項目として、あらかじめ設定しておく必要がある。

支援方針を継続するためのチェック項目として、以下のような候補が挙げられる。

- ・保護者が支援に対して拒否的であったとしても、支援者が子どもの安全が確保されているのかを確認できる
(例：子どもを現認できる、学校や園などの通学 / 通園状況がわかる)
- ・保護者からの加害による傷あざや、理由不明の傷あざがない
- ・保護者が攻撃的・拒否的な態度を取ろうとも、最低限、子どもの安全について話ができる
(例：子どもの安全をどのように家庭で確保しているか。現状どのような課題があり、それをどのように再発防止しようとしているのか)

一方でこれらを満たさない場合として、以下が挙げられる。

例えば

- ・子どもが急に登園 / 登校しなくなった
- ・理由不明の傷あざが見つかった
- ・子どもの心理状況に急変があった
- ・家庭訪問を拒否した / 予約していた面談を無断キャンセルした
- ・電話を掛けても3日以内(※仮の日数)に折り返しがない

など、子どもの安全確保の実状が確認できない場合は、現状の支援方針は継続できないため、セーフティアセスメントの段階に戻り、安全確保(一時保護や通告 / 送致)が必要かどうかを再度検討する。

✓ 2.2 本ツールと各種ツールとの違い

令和4年現在、厚労省から通知のあったアセスメントツールのうち、代表的なものは

1. 一時保護決定に向けてのアセスメントシート(子ども虐待対応の手引き)
2. 児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール(平成29年厚労省)

の二つであり、これらと本ツールの特徴および違いは、以下のとおりである。

「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」

【対象】児相

【使用時点】一時保護の要否判断時に参照できる

【ツール作成背景】有識者による知見を集めて作成されたツール

「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」

【対象】児相と市区町村

【使用時点】通告時から終結時までケースのプランニングに使用できる

【ツール作成背景】有識者による知見を集めて作成されたツール

「安全確保の必要性チェックシート」(**本ツール**)

【対象】児相と市区町村

【使用時点】一時保護(通告/送致)の要否判断時に参照できる

【ツール作成背景】有識者による知見と科学的なデータに基づいて作成された。重篤な事例(＋緊急性の高い事例)を見逃さないように、子どもの安全確保について重篤な項目、または重篤性に結びつく可能性がある項目に絞ったツール

✓ 2.3 「安全確保の必要性チェックシート」の対象範囲

本ツールは「子どもの安全確保に関わる重篤な事態を見落とさない」ように設計

- リスクアセスメントやニーズアセスメントで評価する内容は本ツールの対象外
- 本ツールの「該当」「疑い」にチェックがつかなくても、一時保護(通告/送致)が必要な場合はある

本ツールは、あくまでも「子どもの安全確保」が対象であり、「子どもの安全が脅かされている、重篤な、危険な状態を見落とさない」ためのツールである。

①緊急対応判断→②セーフティアセスメント→③セーフティマネジメントという初期や初動の段階における「セーフティアセスメント」が対象となる。

本ツールは、セーフティアセスメントにおいて、子どもの安全確保の必要性について評価するものであり、それ以外のリスクは評価できない。

また、「本ツールの『該当』『疑い』にチェックがつかない＝一時保護(通告/送致)をすべきではない」というわけではない。本ツールにチェックがつくような重篤事態や性的虐待などしか一時保護しない、という認識は誤りである。本ツールにチェックがつかずとも、子どもの安全が疑わしく、安全確保の必要性が高い場合は、一時保護(通告/送致)をためらわないよう注意されたい。

✓ 2.4 本ツールで適切にセーフティアセスメントを実施するためには、使い手の資質向上も必要

- アセスメントは、情報を得て、その情報の持つ意味を評価すること
- 情報収集が不十分であったり、情報の捉え方が間違っている場合は、ツールの効能を発揮できない
- ツールの使い手の資質向上が重要

アセスメントとは、情報を得て、その情報が持つ意味を評価することである。アセスメントツールは、その評価において、バイアスを取り除き、重篤事態の見落としを防ぐための道具の一つである。そもそもの情報収集が不十分であったり、情報の捉え方が間違っている場合は、ツールの効能を発揮できない。

ツールを適切に活用するためには、使い手の資質向上が必要不可欠である。例えば、子どもの状態について情報を得る場合、子ども本人への話の聞き方も重要となる。

また、適切な情報収集のスキルだけでなく、情報を正しく捉える力も必要である。同じ状況を見聞しているのに「職員Aは3つの項目にチェックをつけたが、職員Bは1つの項目にしかチェックをつけていない」場合は、どちらかの情報の捉え方が間違っているかもしれない。

標準的かつ網羅的に設計された本ツールを用いて、セーフティアセスメントを適切に行うためには、使い手のスキルも重要となる。

✓ 2.5 本ツールは、セーフティ“アセスメント”を対象とする

- ツールは、一時保護（通告 / 送致）の判断を決定づけるチェックリストや金科玉条の判定ルール・運用基準ではない
- ツールは、アセスメントが対象であり、マネジメントは対象外である

「どの項目にチェックがついたから、どのような措置を取るのが適切か」については、マネジメントとして総合的に判断されることである。アセスメントツールのみで機械的に判断できるものではなく、本ツールおよびそのアセスメントの結果は、マネジメントを決定づける運用基準ではないことに留意されたい。

本ツールの結果は、アセスメントの結果として参照する情報であり、最終的に判断対応を決定するのはマネジメントである。ツールの結果をどのように解釈し、その結果をふまえてどのように対応すべきなのか、考えることが重要だ。マネジメントにおいては、ツールの結果だけでなく、その他の要因をふまえて総合的に判断されたい。

✓ 2.6 安全確保に関する評価・判断は、セーフティの段階だけではない

本ツールは、セーフティの段階において安全確保の必要性を評価するものであって、それ以外（リスク・ニーズ段階）での安全確保の必要性は不明なままである。

セーフティマネジメントを終えて、リスク・ニーズ段階へ移行した後も、（本ツールによるセーフティアセスメントではなく）リスクアセスメントやニーズアセスメントの中で、状況に応じて安全確保の検討が必要である。

✓ 2.7 本ツールの使用タイミング

初期や初動の段階や、リミットアセスメントで該当した場合は、

- ① 緊急性を見極め、緊急性が高い場合は緊急出動する【マネジメント】
- ② 得られた情報から、重篤度を見極める【アセスメント】 ← **本ツールの対象**
- ③ アセスメントの結果をふまえ、保護や送致等の対応を判断する【マネジメント】

という三段階のフローとなる。

本ツールは、重篤度を評価するために科学的に設計・構成されており、②において参照する内容である。本ツールのアセスメント項目は、事例の重篤度を評価するために設計された一方で、緊急度に基づいて設計していないため、本ツールを緊急度のアセスメントとして使用することは推奨しない。重篤であればあるほどリスクは高いため、本ツールでアセスメントされる重篤度は緊急対応判断の参考にはなりうるが、緊急性を見極める緊急対応判断は、あくまでも各自治体のマネジメントとなる。

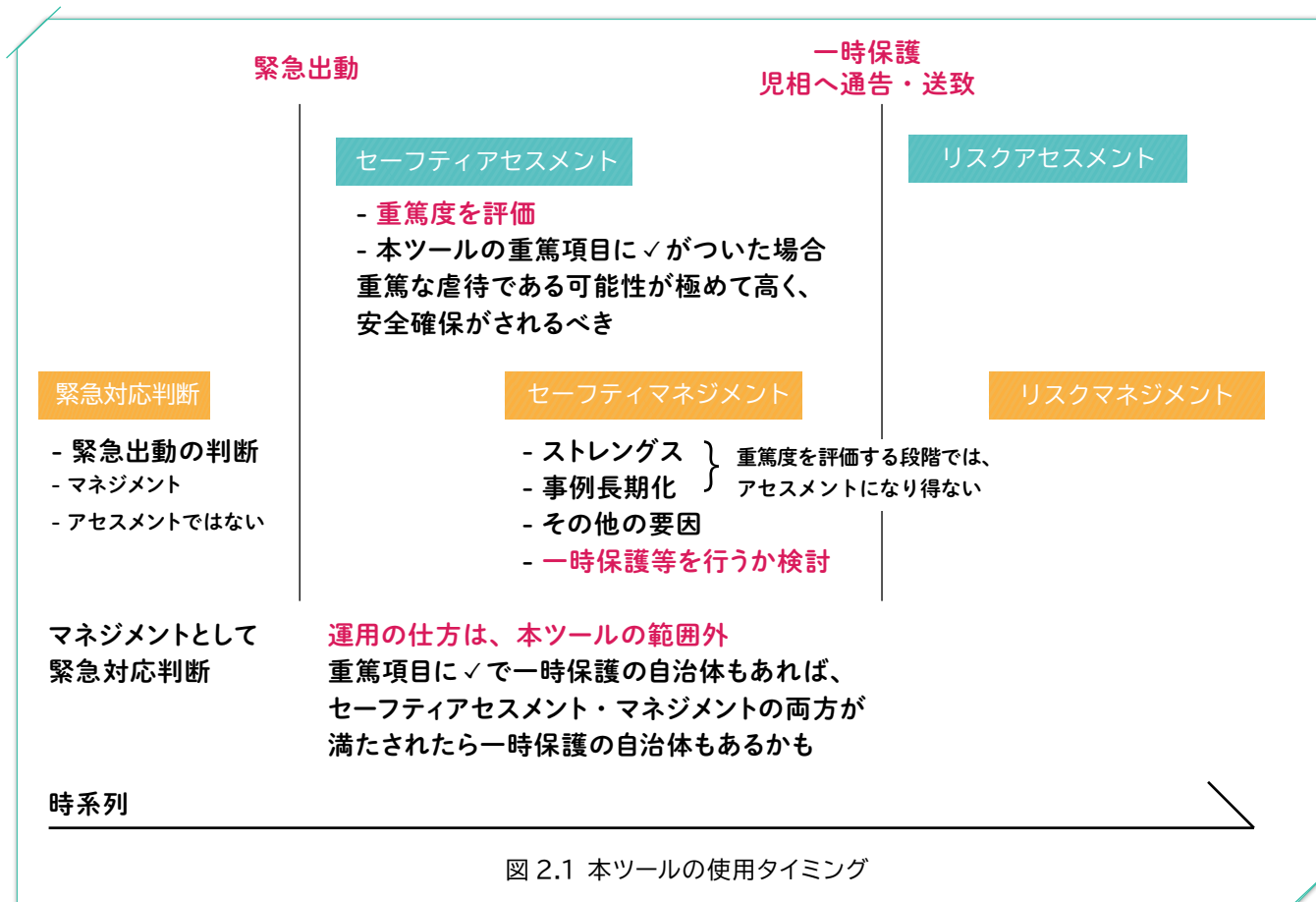


図 2.1 本ツールの使用タイミング

コラム：緊急対応判断について

緊急対応判断（緊急出動の要否判断）について

緊急対応判断は、①重篤である、②重篤かどうかを判断するための情報がない、または③不確かな（疑いがあるなど）状況において、緊急出動（緊急に行う事実確認や子どもの現認）の要否を判断することである。ただし、緊急度については、現場の人員体制や同時に一時保護実施の要員を調整できるのか、保護が必要だった際の保護先の確保ができるのかなど、様々な要因を勘案する高度な作業が必要であるため、アセスメントではなく、マネジメントとして対応することになる。

具体的には、以下2つの異なる時点で緊急度を判断する必要がある。

- ・ 通告受理時点
- ・ リミットアセスメント時点

（在宅支援中に子どもの安全確保の状態に再度疑いが生じた場合や、傷あざが再発した場合、子どもの急な欠席が続く場合、保護者との連絡が取れず面談や訪問日を度々キャンセルされる場合など、子どもの安全確保の状態を確認できない場合は、現状の支援方針を見直し、一時保護（通告／送致）の検討に戻る時点）

以下に該当するようであれば、児相、市区町村ともに緊急対応が必要と判断される。

子どもについての緊急出動要件例

1. 子どもの所在不明か現状不明である
2. 過去に重大な安全上の問題があった情報を入手した
3. 現時点で重大な安全上の問題がある情報を入手した
4. 重大な安全上の問題が起こる危険性が高い（疑い含む）
5. 調査保護の要件を満たす情報の可能性がある

養育者・家族についての緊急出動要件例

1. 子どもの安全確保上の問題を認めないか気づいていない
2. 子どもの安全確保に対する責任を認めないか自覚がない
3. 援助者・機関の安全確認や子どもとの接触到協力しないか強い抵抗を示す
4. 強い反発・抵抗・忌避、あるいは虚偽の説明・隠ぺい疑いがある

緊急対応の要否判断と重篤項目の重複について

緊急対応の要否判断では、緊急対応という一つのマネジメントを行うか否かについて、緊急性の観点から勘案する。重篤であればあるほどリスクは高いため、本ツールでアセスメントされる重篤度は緊急対応判断の参考にはなりうる。そのため、重篤項目の一部は緊急性を勘案するための一つの観点として重複している。

全国の緊急対応判断について

本ツールの作成に際し、全国の児相および市区町村に対して、どのような基準に基づいて緊急対応判断を実施しているかについて尋ねたところ、次のような結果であった。

表2.1 緊急対応の要否判断に関して、その判断基準を設定しているか？

	全体		市区町村		児相	
	件	回答率(%)	件	回答率(%)	件	回答率(%)
未回答	15	1.7	14	1.9	1	0.7
いいえ	281	32.3	245	33.7	36	24.8
はい（利用しているアセスメントツールがその役割も果たしている）	378	43.4	289	39.8	89	61.4
はい（文書等で明確に定めている）	41	4.7	38	5.2	3	2.1
はい（口頭等で暗黙的に共有）	121	13.9	112	15.4	9	6.2
その他	35	4	28	3.9	7	4.8

従って、多くの児相では、現在使用しているアセスメントツールが、緊急対応の要否判断基準を兼ねていることがわかった。一方で、緊急対応の要否判断の基準が設定されていない児相や市区町村も 3 割程度あり、設定されていても暗黙的に共有されているといった市区町村も 15% 程度あった。このように、緊急対応の要否判断に関しては、自治体によって差があり、初期や初動の段階におけるアセスメントやマネジメントを考える上で、今後より一層議論が必要であろう。

コラム：なぜ重篤項目に心理的虐待がないのか？

本ツールは重篤性を評価し、一時保護（児相へ通告 / 送致）の必要性を見極めるもので、セーフティアセスメント＝「子どもの安全確保」をスコープとしている。そのため、心理的虐待に関する内容（DV 等）であっても、セーフティアセスメントに必要な項目は本ツール（「4 その他重篤な虐待」）に含めている。ただし、それらの項目は必ずしも心理的虐待のみとして扱われないため、意図的に「心理的虐待」と区分していない。

心理的虐待は、基本的に単独ではなく、他の虐待と併存するか、もしくは様々な要因が絡み合って発生している。そのため、本ツールでは「心理的虐待」という明示的なカテゴリを設けてはいない。しかしながら、決して、心理的虐待やその影響を軽視しているわけではない。



第3章 | 本ツールの作成背景

本章では、本ツールがどのような手順や根拠に基づいて構成されたのかについて解説する。本ツールの使い方を
 知することを目的とした読者は、まずは本章を飛ばしてもらって構わない。ただし、本ツールをより良く利用する
 ためには、ツール作成の背景を知ることが有効であると思われるため、余裕のあるときに読んでもらいたい。ここ
 での説明は、なるべく最小限の解説に留めているため、背景の詳細を知りたい場合は、各年度の調査研究事業の
 報告書要約(サマリーレポート)を参照されたい。

✓ 3.1 これまでのアセスメント調査研究

令和元年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業（調査研究課題番号 20）児童虐待対応にお けるアセスメントの在り方に関する調査研究」

当該の調査研究では、国内外の児童虐待に関するアセスメント研究・文献から児童虐待に関するアセスメ
 ント項目を全 475 項目収集し、その性質を精査した。

児相・市区町村を対象とした全国 Web 調査で、項目に関する調査と事例調査を行った。項目に関する調査で
 は、「項目に該当する場合に重篤であると判断するかどうか」といった重篤度と、「初期や初動における調査で把握
 しやすい情報かどうか」といった項目情報の取得容易性の 2 点を主観的に評価してもらった。

そして、事例調査として、過去の実事例を用いて、項目が「該当」にチェックされるかを検討した。これらの項目
 に関する調査と事例調査を元に、475 項目の性質をまとめ、その中から、重篤項目 4 項目と重篤併存 131 項目
 を選抜した。重篤項目 4 項目は「死亡事例との関連性が指摘された行為・状態のうち、死亡発生につながる行為・
状態」と「生命の危機がある・高い重篤性」の二つの観点から構成された。また、重篤併存 131 項目は、本項目に
 該当した場合、重篤項目との併存が懸念される。

令和2年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業（調査研究課題番号 06）児童虐待対応にお けるアセスメントの在り方に関する調査研究」

当該の調査研究では、セーフティアセスメントツールの原型として、令和元年度の調査研究で絞り込んだ重
 篤項目 4 項目と重篤併存 131 項目を再度精査したうえで、重篤項目 4 項目を改善し、そして、重篤並存 31
 項目を選定した。

選定では、将来の重篤性が予測可能かという観点を基に厳選し、その後、有識者(研究者 + 現場職員)で議論
 を行った上で確定とした。重篤項目 4 項目を S ランク(重篤な身体的虐待、重篤なネグレクト、重篤な性的虐待、
 その他重篤な虐待)と名付け、重篤並存 31 項目を A・B ランクと名付けた(S ランクは、本ツールにおける重篤
 項目、A・B ランクは本ツールの重篤(準)関連項目に対応する)。

S ランク項目の定義・選定の背景

令和2年度における調査結果、そして、先述の令和元年度調査研究結果や検討委員会における有識者の意見
 を踏まえ、「重篤な状況」に直結するため一時保護が強く求められる項目を S ランク項目として位置づけた。初期
 や初動の段階で、網羅的に調査するのではなく、最速で重篤かどうかを評価(アセスメント)し、一時保護(通告/
 送致)の判断(マネジメント)を行えるように設計した。

A・B ランク項目の定義・選定の背景

A・B ランク項目は、子どもの安全が疑われる場合、一時保護等の検討がされるべき項目として位置づけられ、その項目に該当するか否かが、重篤であるかどうかの予測に影響する項目である。

先行研究に基づき、重篤事態を予測する仕組みを構築した上で、重篤併存 131 項目のうち重篤事態の予測に貢献する度合いが大きい項目を A・B ランクとして選定した。これらの項目のうち、予測に貢献する度合いがより大きい項目を A ランクとし、残りを B ランクとした。結果的に、A・B ランク項目は計 31 項目となった。

A ランク項目と B ランク項目には、調査を完了しておくべきタイミングとして、それぞれ「一時保護（通告 / 送致）の要否判断まで」と「援助方針会議まで」を設定した。これは、A ランク項目のほうが B ランク項目よりも重篤事態の予測により大きく貢献するため、調査の優先度が高いからである。ただし、この違いはあくまで調査を完了しておくべきタイミングの差であり、調査を開始するタイミングの差ではない。

A・B ランク項目については、多くの現場において、通常の初期初動で確認されることの多い内容であり、検討委員からもできる限り網羅的に調査することが推奨された項目である。

本調査研究（令和 3 年度調査研究）による改定ポイント

本調査研究では、令和 2 年度調査研究で作成されたセーフティアセスメントツールを、より現場で利活用しやすいものへ改善し、「安全確保の必要性チェックシート」を作成した。

改良版作成にあたり、令和元年度・令和 2 年度の報告書内容を踏まえ、実際の使用に耐えられるかどうかを検討するべく、以下を行った。

- ツールの不備不足や使いづらい部分を徹底的に精査する
- 児相・市区町村において、実際に試行的な導入・運用をしてもらう（現地調査）
- 全国 Web 調査による、改良点の調査の実施
- 有識者（児童虐待専門の研究者や児相・市区町村職員など現場実務者）による検討（検討委員会）

その結果、令和 2 年度版セーフティアセスメントツールは、以下の修正を行うことにより改良された。

- ツールのページ数の調整やレイアウトの変更
- ツール内のアセスメント各項目の文言を修正
- 現地調査にてわかりづらい・使いづらいとされた箇所を、改善もしくは本ガイドブックにて解説を追加
- 現場における利便性と項目の性質を再考し、令和 2 年度調査研究の「S ランク項目」を「重篤項目」、「A・B ランク項目」を「重篤（準）関連項目（A・B 項目）」とそれぞれ改名した



第 4 章 | 本ツールの記入方法

第 4 章では、本ツールの具体的な記入方法について解説する。初めて本ツールを使用する方は、1、2、5 章も合わせて参照されたい。

第 4 章

- マネジメントとは？ → 第 1 章
- 「安全確保の必要性チェックシート」とは（何のためのツール）？ → 第 2 章
- ツールに記載された「チェックがついた場合、安全確保」とは？ → 第 5 章
- チェックがついたら、どうすればよいのか？ → 第 5 章

✓ 4.0 ツール各種の公開先（本ツールのダウンロード先）

本ツールは、現場の要望に基づき、以下の通りいくつかのパターンを用意した。

どのパターンも、アセスメント項目や記入欄は同一内容である。

- A4 裏表 1 枚で使える 2 ページ版
 - カラー / 白黒
 - 隔行に色あり / 隔行に色なし
- A4 裏表 2 枚または A3 裏表 1 枚で使える 4 ページ版
 - カラー / 白黒
 - 隔行に色あり / 隔行に色なし

これらは、以下の URL にて公開しているため、参照されたい

高岡昂太(研究代表者)の産総研 web サイト URL(2022 年 3 月 31 日掲載):

https://staff.aist.go.jp/kota.takaoka/research/mhlw_riskAssessment.html



4.1 基本情報欄の記入方法

識別番号		記入日時	年 月 日	:	記入者	確認者
種 別	身体・ネグ・性・心理	児童名		(男・女)	歳 月	学年等
通告元		虐待者	[主/従]	(男・女)	歳	子どもとの関係
		虐待者	[主/従]	(男・女)	歳	子どもとの関係
主 訴						

- 識別番号：児童番号やケース番号などを記入
- 記入日時：シートに記入した日時を記入
- 記入者：アセスメント記入者を記入
- 確認者：所長・課長・SV など(記入者とは別の)確認した職員名を記入
- 種別：虐待種別を記入。複数の虐待種別があてはまる際は複数記入。養護相談で受けた場合にも、通告受理機関が「子どもの安全が疑わしい」と判断する場合、虐待として記入することが望ましい
- 児童名：名前、年齢や学年情報を記入
- 通告元：どこの組織からの通告であるかを記入。なるべく、通告者の名前や連絡先も控えておくとい
 - 基本的に一次通告者を記入。必要に応じて二次通告機関を記入してもよい
 - 一次通告者：児童相談所が市区町村からの通告を受けた事例において、市区町村に通告をした（学校や園、近隣住民などの）通告者・機関
 - 二次通告者：児童相談所へ通告 / 送致をした市区町村の担当課
- 虐待者：虐待者(疑いを含む)の名前や年齢、子どもとの関係性を記入
 - 主：主たる虐待者
 - 従：従たる虐待者
- 主訴：通告内容に関する子どもの安全が疑われる主訴、及び主訴の事実が発生した日時等の情報を記入

4.2 アセスメント項目について

本ツールは、以下のアセスメント項目で構成されている。

「重篤項目」：重篤虐待である可能性が極めて高く、重篤虐待検出のために確認が必要

一時保護（通告／送致）の要否判断までに確認

「重篤（準）関連項目」：重篤虐待との関連性が高く、重篤虐待検出のために調査が必要

（A 項目）：一時保護（通告／送致）の要否判断までに要調査

（B 項目）：援助方針会議までに要調査

区分	疑い（調査前）	疑い（調査後）	該当	重篤項目
				「疑い（調査前）」：疑いが生じている 「疑い（調査後）」：調査したが疑いが残る 「該当」：調査により該当することが確認 「調査」とは：（ガイドブック P25 参照） 児相・市区町村や、通告元・関係機関が【直接】確認した情報を「調査」とする 通告元・関係機関が【伝聞】で得た情報は、調査に含めず「疑い（調査前）」とする 重篤項目：1 つでもチェックがついた場合、重篤な虐待である可能性が極めて高く、安全確保がされるべき
重篤項目 一時保護（通告／送致）の要否判断までに確認	1 重篤身体的虐待 ※1 不慮の事故によるとの確証がないもの	子ども	1	重篤項目とは - チェックがついたら、重篤虐待である可能性が極めて高い - 重篤虐待の見落としを防ぐために、具体的事象を網羅した全 60 項目 - 重篤虐待を検出するために、一時保護（通告／送致）の要否判断までに確認が必要 - その時点で把握している情報から、全 60 項目のうち当てはまるものがないか確認（迅速性の求められる状況では、必ずしも全項目調査する必要はない）
			2	
			3	
			4	
			5	
			6	
			7	
			8	
			9	
			10	
			11	
			12	
			13	
	暴力行為	他	14	重篤項目におけるチェックのつけ方 記入タイミングについて - 通告受理後から一時保護の要否判断までのあいだ、確認し、随時チェックをつける - （情報が更新されていくにつれて、シートを 2 枚・3 枚と重ねて使う（詳細は P32）） チェック欄について - 「疑い（調査前）」：（調査していないが）通告元・関係機関が【伝聞で】得た情報により、該当する疑いが生じている - 「疑い（調査後）」：調査で得た情報により、該当する疑いが残る - 「該当」：調査で得た情報により、該当することが確認された ※本ツールでは、以下 2 つを「調査」とする - 児相・市区町村が直接情報を得る - 通告元・関係機関が【直接得た】情報を、児相・市区町村が聞き取る ※通告元・関係機関が【伝聞で】得た情報を、児相・市区町村が聞き取った場合は、「調査」に含めない。 ※「調査」に含まれる具体例 - 現認：子どもの傷あざや環境・状況を直接確認すること - 面接：子どもから直接聞き取ること（司法面接含む） - 医学初見：医学的な診断や根拠物（腔内の精液、特異な火傷とその武器の一致、噛み痕と養育者の犬歯間の長さの一致、など） - 行動診断：子どもの様子やトラウマ症状の有無などに関して、日常生活での児相関与時に取得した場合や、過去に保護所や施設に入っていた場合
			15	
			16	
			17	
			18	
			19	
			20	
2 重篤ネグレクト	子ども	21		
		22		
		23		
		24		
		25		
		26		
		27		
養育者	他	28		
		29		
		30		
		31		
		32		
		33		
		34		
3 性的虐待の疑い ※性的虐待の対応ガイドラインに基づき、疑いがあった段階で調査保護（通告／送致）を検討する	子ども	35		
		36		
		37		
		38		
		39		
		40		
		41		
加害者（きょうだい等含む）	他	42		
		43		
		44		
		45		
		46		
		47		
		48		
4 重篤その他虐待	養育者	49		
		50		
		51		
		52		
		53		
		54		
		55		
家庭	他	56		
		57		
		58		
		59		
		60		
		61		
		62		

区分		非該当	(調査後) 疑い	該当	非該当：調査により該当しないことが確認 疑い(調査後)：調査したが疑いが残る 該当：調査により該当することが確認 重篤関連項目(A項目)：「該当」または「疑い(調査後)」に1つでもチェックがついた場合、重篤な虐待との関連性が高く、安全確保が検討されるべき	
一時保護(通告／送致)の要否判断までに要調査	外傷				A1	重篤(準)関連項目(A項目・B項目)とは - 「該当」「疑い(調査後)」にチェックがついたら、重篤虐待との関連性が高い - 重篤虐待が併存している可能性の高い事象 - 重篤虐待を検出するために、なるべく全項目を調査する必要がある
	家庭				A2	
					A3	
					A4	
					A5	
	子ども				A6	重篤(準)関連項目(A項目・B項目)におけるチェックのつけ方 記入タイミングについて - 通告受理後から以下に示す時点のあいだ、随時チェックをつける - (情報が更新されていくにつれて、シートを2枚・3枚と重ねて使う(詳細はP32)) - 「重篤関連項目(A項目)」：一時保護の要否判断までに要調査 - 「重篤準関連項目(B項目)」：援助方針会議までに要調査 ※はじめから、その時点で当てはまる項目には、全てチェックをつける - あくまでも、確認や調査の優先度として「一時保護(通告／送致)の要否判断まで」「援助方針会議まで」と示している - 「通告時点では重篤項目のみを確認」「A項目とB項目を分けて調査を行う」「A項目だけ先に調査」などの使われ方は想定していない
					A7	
					A8	
					A9	
	養育者				A10	
					A11	
					A12	
					A13	
					A14	
					A15	
					A16	
					A17	
	過去				A18	
					A19	
					重篤準関連項目(B項目)：「該当」または「疑い(調査後)」に1つでもチェックがついた場合、重篤な虐待との関連性が高く、安全確保が検討されるべき	
援助方針会議までに要調査	外傷				B1	チェック欄について - 「非該当」：調査で得た情報により、該当しないことが確認された - 「調査していないから非該当にチェック」ではない - A項目・B項目では、調査前の場合、どこにもチェックをしない - 「疑い(調査後)」：調査で得た情報により、該当する疑いが残る - 「該当」：調査で得た情報により、該当することが確認された ※「調査」の定義は、重篤項目と同様
					B2	
	家庭				B3	
	子ども				B4	
	養育者				B5	
					B6	
					B7	
					B8	
					B9	
					B10	
					B11	
					B12	
	他					
自由	他				C1	

重篤関連項目(A項目)と重篤準関連項目(B項目)の違い

- 重篤関連項目(A項目)と重篤準関連項目(B項目)の違いは、重篤に関連する度合いの違い
- 重篤虐待を見落とさないために、A項目をより優先的に調査する必要がある
- ※B項目にチェック≠「重篤度B・リスクが低い」
- ※A項目とB項目の違いは、重篤度の程度の差ではない

両者ともに重篤虐待との関連性が高い項目だが、中でも重篤虐待との関連性がより強い項目を「重篤関連項目(A項目)」とし、調査の優先度として「一時保護(通告/送致)の要否判断までに要調査」とした。それ以外を「重篤準関連項目(B項目)」とし、「援助方針会議までに要調査」とした。

この違いは、重篤虐待との関連性の度合いであり、B項目に該当したからといって、必ずしもA項目に該当した場合より重篤度が低いことを意味しない。

✓ 4.3 アセスメント（チェックのつけ方）の注意点

本ツールは、現時点の出来事を対象とする

- 現時点で起きていることから、安全確保の必要性をアセスメントする
- 例えば「過去に暴力行為があった」という情報があったとしても、18[殴る・叩く・蹴る・踏みつけるなどの暴力、または道具を用いた暴力があり、子どもがけがを負う危険性がある]には、チェックしない
- ただし、「過去の経験・歴」を明示している以下項目を除く
 - 59[子どもの安全が疑われ、かつ、きょうだいに虐待死・死因不明死・事故死情報のいずれかがある]
 - A18[子どもに被虐待歴がある]
 - A19[きょうだいに、相談歴・一時保護歴・措置歴などがある]
 - B9[20歳未満での予期せぬ妊娠・出産(過去の若年妊娠・出産歴がある場合も含む)]
- マネジメントにおいて、過去の情報についてのアセスメントは重要な要因となる。
 - それでも、本ツールに過去の情報を含まない理由は、P67 第7章を参照
 - 過去の情報をどのように考慮してマネジメントすべきかについては、P42 第5章 コラムを参照

子どもに直接話を聞く・子どもの状態を直接確かめる

- 養育者や、通告元などの関係機関だけでなく、子どもから情報を得ることが重要
- 特に「子どもの状態」に関する項目は、子どもに話を聞く・子どもの状態を見る
- 子どもに話を聞くときは、子どもが安心できる部屋で、かつ1対1で
- 加害疑いの養育者と一緒にいる場合、子どもと養育者それぞれ別々に話を聞く

性的虐待について

- 性的虐待では、未遂の事実が確認された場合「該当」にチェックする
 - 例えば「殺人未遂」は、“殺人をした疑いがある”のではなく、殺人行為(につながる加害行為)をしたが実際には死に至らなかったに過ぎない
 - つまり【行為未遂の事実があった≠行為をした疑いがある】
- 例えば「性器挿入には至らなかったが、その手前の行為がなされた事実が確認された」場合、35[性器・口腔・肛門への侵入を伴う行為がある]の「該当」にチェックする
- 「兄から弟への加害」のように加害者がきょうだいの場合も、性的虐待を扱う
 - きょうだい間の性暴力の「ネグレクト性的」という分類は、あくまで行政上の分類に過ぎない。被害を受けた子どもにとっては性的虐待であるため、それに基づくリスク管理が必要となる

きょうだい受理

- 一人ずつの重篤度評価が必要なため「子ども1人につき1シート」で作成されたい

その他

- 具体的にどのような情報なら、どこにチェックがつくのか? → P33 4.7の記入具体例を参照
- アセスメント項目の内容や意味がわからない → P45 第6章を参照
- 「疑い」や「該当」にチェックがついた際のマネジメントを知りたい → P39 第5章(特に5.4-5.5)を参照
- 項目の選定背景やエビデンスをもっと詳しく知りたい → P21 第3章を参照

コラム：重篤項目と重篤（準）関連項目でチェック欄が異なる理由

以下4種類のチェック欄のうち、重篤項目には「非該当」を除いた3種類、重篤（準）関連項目には「疑い（調査前）」を除いた3種類のチェック欄を設けている。

[疑い（調査前）]…調査していないが、該当する疑いが生じている

[疑い（調査後）]…調査で得た情報により、該当する疑いが残る

[該当]…調査で得た情報により、該当することが確認された

[非該当]…調査で得た情報により、該当しないことが確認された

重篤項目のチェック欄が「疑い（調査前）」「疑い（調査後）」「該当」なのは…

- 重篤項目は、重篤虐待である可能性が極めて高い事象
 - つまり「該当」の場合、子どもが極めて危険な状態
 - そのため「疑い（調査前 / 調査後）」の状態でも危険性が高く、十分注意が必要
- 重篤虐待の見落としを防ぐために、具体的事象を網羅した全60項目
 - その時点で把握している情報から、当てはまるものがあるかチェックする
 - 迅速性の求められる状況では、必ずしも全項目調査できるとは限らない
 - そのため「非該当」を設けていない

重篤（準）関連項目のチェック欄が「疑い（調査後）」「該当」「非該当」なのは…

- 重篤（準）関連項目は、重篤虐待との関連性が高い事象
- 重篤虐待の見落としを防ぐために、なるべく全項目を調査する必要がある
- 「調査する＝該当／非該当を確認すること」であるため「非該当」を設けた
- 「疑い（調査前）」を設けないことで、全項目を調査できた場合、最終的にすべてチェックが埋まる形とした

※調査前≠非該当※

重篤項目を調査していない場合、チェックを付けずに空欄とすること。「非該当」は、「調査によって該当しないことが確認された」場合のみチェックされたい。

なぜ「疑い（調査前）」と「疑い（調査後）」が分かれているのか？

「既に調査できているのかどうか」は、現場のマネジメントにおいては重要な情報となる。「疑いはあるが、まだ調査できていない」場合、調査によって状況を確認する必要がある。チェックをつけたシートを持って現認に向かい、「疑い（調査前）」にチェックがついた項目を優先的に調査するといった活用をされたい。

また、調査しても疑いが残る場合、「調査前の疑い」よりも危険性が高い。該当することは確認できなくとも「調査した上で疑いが払拭できない」ことも重要な情報となる。現場にとって「調査したのか／していないのか」も判断材料となるため、調査前・調査後を区別したチェック欄を設けた。

4.4 意思決定と判断理由欄について

本ツールでは、アセスメントとマネジメントを区別するために、「意思決定と判断理由」欄を設けた。判断・決定した内容と実際の対応結果、その対応となった理由などのマネジメントの結果を記録されたい。

なお、ここでは自機関の意思決定や対応結果について記入し、連携先（児相にとっての市区町村・市区町村にとっての児相）の対応結果を記入するわけではないため、注意されたい。

意思決定と判断理由	
1 記入時点の意思決定	児童相談所: ☐ 市区町村へ逆送致 ☐ 在宅支援 ☐ 指導あり ☐ 一時保護 (年 月 日 :) 市区町村: ☐ 要支援 ☐ 要保護 ☐ 児相へ通告 ☐ 児相へ送致
2 緊急出動を行ったか	☐ いいえ ☐ はい 初回現認日時(年 月 日 :)
3 一時保護(通告/送致)を行ったか	☐ いいえ ☐ 一時保護 ☐ 児相へ通告 ☐ 児相へ送致 (年 月 日 :)
4 一時保護(通告/送致)を行わなかった場合の判断理由	☐ 虐待非該当 ☐ 安全が確保 ☐ 保護(送致)調整が困難 ☐ 子どもが保護拒否 ☐ DV・面前暴力 ☐ 程度が軽度 ☐ 泣き声通告 ☐ 関係機関の反対 ☐ 他機関が近日訪問予定 ☐ 特定妊婦
理由記入欄(安全だと判断した理由・根拠を記載してください)	

①記入時点の意思決定

記入タイミング：アセスメント項目のチェックをつけ終わったら

- アセスメントの結果をふまえて、その時点でどのような対応が必要だと判断したのか
- 実際の対応=[③一時保護（通告 / 送致）を行ったか]とは異なる場合もある

※児相なら [児童相談所] の選択肢、市区町村なら [市区町村] の選択肢から選択する

②緊急出動を行ったか

記入タイミング：実際に出動したら

はい：緊急受理会議後、直ちに（目安として緊急受理会議後1時間以内）出動した場合

いいえ：緊急受理会議直後ではなく、48時間以内またはそれを超えて出動した場合や、出動しなかった場合

③一時保護（通告 / 送致）を行ったか

記入タイミング：一時保護（通告 / 送致）を行なった／行わない（できない）と確定したら

- 実際の対応を記録するため、[①記入時点の意思決定]とは異なってもよい

※児相なら [いいえ・一時保護]、市区町村なら [いいえ・児相へ通告・児相へ送致] から選択する

④一時保護（通告 / 送致）を行わなかった場合の判断理由

- 最終的に一時保護（通告 / 送致）を行わなかった（できなかった）場合、その理由詳細を [理由記入欄] に記入する。当てはまる理由があれば、選択肢にもチェックをつける

※選択肢のチェックだけで済ませず、理由詳細を記入する

4.5 マネジメントを記録する際の注意点

- 判断した理由・根拠を明確に記録し、機関内で情報共有する
- 他者へも伝わるように、客観的かつ具体的に記述する
- 記述内容をもとに、安全確保の条件やリスクについて組織的に見直すことが大切

④の理由記入欄には、どのような根拠・事情から、一時保護（通告 / 送致）を行わなかった（行えなかった）のか、具体的に理由を記入されたい。子どもの安全に問題がないため一時保護（通告 / 送致）が必要ないと判断した場合、安全だと判断した根拠を明確に記録する必要がある。その上で、経験バイアスが入っていないかなど、判断が適切かどうか組織的に見直すことが重要となる。

特に「子どもが親族宅へ逃げることができたから、保護不要」などの場合、その条件が満たされない場合は子どもの安全が確保されないため、機関内で安全確保の条件を共有しておくことが重要である。条件付きの安全の場合、安全確保の条件を明記されたい。

※「判断理由の選択肢＝一時保護（通告 / 送致）しなくてよい理由」ではない

④の理由選択肢に当てはまるからといって、一時保護（通告 / 送致）が必要ないわけではない。あくまでも現場の実情を反映するために、一時保護をしない（できない）背景事情として多く挙げられる状況を選択肢に含めているに過ぎない。

なお、それぞれの理由選択肢の詳細解説は、第6章のP62以降を参照されたい。

コラム：「一時保護を行わなかった場合の判断理由」欄の選択肢

「調整困難」のように、本来推奨される理由ではないが“よく挙げられる理由（背景）”も選択肢に設けている。これは「一時保護の必要がないから実施しない」と「一時保護が必要だが実施できない」を区別して、アセスメントとマネジメントが乖離せざるをえない現場の実態を可視化するためである。2000年から2020年の間に、児童虐待相談対応件数が11.5倍で増えた一方、全国の一時保護所・一時保護委託の総数は2倍にもなっていない。リソースが不足していることは明白だが、それがデータとして可視化されていない。

現場の実態を記録し、データとして蓄積することで「重篤項目にチェックがついた事例のうち、一時保護（通告 / 送致）を行ったのは何％か」「本来一時保護が必要な子どもがどれだけ滞留しているのか」「一時保護を行わなかった場合、どんな理由が多いのか」といった検証が可能となる。これによって、データに基づいた業務改善や、児相と市区町村連携の課題改善、さらには人員増加・保護所増設といった政策提言へつながるだろう。

コラム：なぜマネジメントの記録を残すのか？

- 担当者が変わっても、評価や判断などを正確に引き継ぐため
- アセスメントの結果とマネジメントの結果が紐づいたデータを蓄積し、利活用するため

本ツールは、アセスメントとマネジメントを明確に区別するスタンスのもとに作成された。既に述べた通り、ツールはアセスメントのための道具であり、最終的に一時保護（通告 / 送致）の実施について判断することは、あくまでもマネジメントの領域である。それなのに、なぜ「アセスメント」ツールに、「マネジメント」を記録する意思決定と判断理由欄を設けたのか、疑問に思う読者のために、その背景を改めて説明する。詳細は、第1章 P10 も参照されたい。

担当者が変わっても、評価や判断内容を正確に引き継ぐためには、アセスメントの結果とマネジメントの結果を紐づけて記録しておくことが大切だ。「いつ、誰が、どのような情報を得て、その時点でどのようなアセスメント（評価）だったのか」「それをふまえて／どのような理由で、そのマネジメント（判断・対応）となったのか」という情報は、新しい担当者にとって、重要な情報となる。

また、アセスメントの結果（評価）とマネジメントの結果（意思決定・実際の対応）が紐づいたデータを蓄積し・検証することで、以下のようなデータ利活用が可能になる。

【判断の質向上】「どんな評価のときに、どんな判断・対応がなされ、子どもの安全につながったのか／再発したのか」を解析することで、その地域や機関における判断・業務の傾向が可視化される。業務傾向を振り返ることで、改善点の検討に役立てることができる。

【新たな知見の発見】例えば「緊急出動したかどうか」とアセスメントの結果が紐づいたデータを解析すれば、「どのアセスメント項目に該当していた場合、緊急出動されているのか」といった、緊急度の指標を見出せる可能性がある。データにもとづいた、より適切なアセスメント項目の再選定や、項目数の絞り込みも可能になる。

【業務改善・政策提案】アセスメントとマネジメントを区別し、かつ紐づけて記録することで「一時保護の必要がないから実施しない」と「一時保護が必要だが実施できない」を区別できる。アセスメントとマネジメントが乖離せざるをえない現場の実態や、不十分な人員体制については、既に議論がなされていると思うが、データを蓄積すれば、業務負担の実態が可視化される。「保護所を何人分増設したらよいか」など、データに基づいた具体的な政策提案も可能になるだろう。

✓ 4.6 シートを更新して「その都度」チェックをつける

- チェック位置が変わる場合、シートを更新する
- 常に、3 列のうち 1 列にしかチェックをつけない
- 同じ 1 枚のシート上で、チェックを書き換えない

本ツールは、紙で運用する場合「シートを 2 枚 3 枚と重ねて、更新していく」使い方を想定している。その時点ではどんなアセスメント・意思決定だったのかを、なるべくその都度残すことが望ましい。特に「疑い (調査前) → 疑い (調査後) 」など、調査によってチェック位置が変わる場合、新しいシートに更新されたい。

意思決定についても、なるべく「その時点の判断内容」を記入されたい。例えば以下のように、シート 1 枚目と 2 枚目で、[①記入時点の意思決定] の内容が変わってもよい。

緊急受理会議の時点で「通告内容から重篤虐待の可能性が高く、一時保護が必要だ」

→シート 1 枚目 [①記入時点の意思決定：✓一時保護]

現認してみたら「実際には重篤事態ではなかった。在宅支援で問題なさそうだ」

→シート 2 枚目 [①記入時点の意思決定：✓在宅支援]

※シート 1 枚目に記入済の内容を、2 枚目へ転記するのが煩雑な場合

- 記入済のシート (1 枚目) をコピーして、2 枚目とする
 - シート 2 枚目には、赤ペンでチェックをつけることで、1 枚目の内容と区別する
- といった運用が考えられる。アプリ化などはその限りではない。

想定されるシートの更新タイミング

- 1 枚目 緊急受理会議まで：この時点で意思決定があれば記入
 - 現認時は、1 枚目で「疑い (調査前) 」にチェックした項目を優先的に調査
- 2 枚目 現認後：「調査後」にチェック更新、その時点での意思決定を改めて記入
 - 一時保護 (通告 / 送致) の要否判断までに、意思決定と判断理由を全て記入

※リミットアセスメントを経て、セーフティアセスメントに戻った場合

在宅支援中に子どもの安全が疑わしくなった場合、リミットアセスメントを経て一時保護の要否判断に戻り、改めてセーフティアセスメントを行う。その際は、新たにシートを作成し、その時点の状況で、子どもの安全確保の必要性について評価されたい。

4.7 記入具体例：ケース例に沿って解説（児童相談所の一例）

シート1 枚目：緊急受理会議時

2022年2月29日16:30 保育園から、以下内容の通告あり

ア：「子どもが『父から頭を叩かれて痛い』と言っている」

✓疑い（調査後）：7[頭部・顔面・胸部・腹部の打撲痕] ※打撲痕を確認したのか不明

✓該当：18[殴る・叩く・蹴る・踏みつけるなどの暴力、または道具を用いた暴力があり、子どもがけがを負う危険性がある] ※子どもに直接確認した情報

イ：「登園時、母に話を聞こうとしても『知らない、忙しい』と拒否的だった」

✓該当 A1[養育者が説明を回避する、または養育者の説明内容に疑念がある]

ウ：「他の園児の保護者から『子どもが“親に首を絞められた”と言っていた』と聞いた」

✓疑い（調査前）：10[首絞めを疑わせる絞扼痕] ※伝聞情報

✓疑い（調査前）：14[首絞めの目撃・報告] ※伝聞情報

2022年2月29日16:40

エ：保健センターの話「健診で母が『育てにくい』と話していた」

✓該当：A14[養育者が子どもの育てにくさを感じている]

オ：ケース記録を確認したところ、係属歴なし

✓非該当：A18[子どもに被虐待歴がある]

✓非該当：A19[きょうだいに、相談歴・一時保護歴・措置歴などがある]

2022年2月29日17:00 緊急受理会議

会議終了後、すぐに現認へ向かう（緊急出動）

児童相談所と市区町村で共通利用可能な子ども虐待対応のための安全確保の必要性チェックシート

識別番号	1234567890	記入日時	2022 年 2 月 29 日 16:50	記入者: 産総 (研)	確認者: 産総 (次)
種 別	身体・ネグ・性・心理	児童名	産総一郎 (男・女)	4 歳 5 か月	学年等: 年中
通告元	XX 保育園 山田 (園長)	虐待者 [由/従]	産総太郎 (男・女)	32 歳	子どもとの関係: 父
		虐待者 [主/傍]	産総花子 (男・女)	28 歳	子どもとの関係: 母
主 訴					

区分	疑い（調査前）	疑い（調査後）	該当	重篤項目
重篤項目 一時保護 ※1 不慮の事故によるとの確証がないもの				1 頭蓋内損傷・頭蓋内出血 ※1
				2 眼底出血・網膜剥離・水晶体脱臼など ※1
				3 内臓損傷・腫脹・出血 ※1
				4 骨折痕・新旧の多数の創傷 ※1
				5 火傷・火傷痕 ※1
				6 毒物・薬物などを飲まされる、または中毒症状がある
				7 頭部・顔面・胸部・腹部の打撲痕
				8 帯状痕や二重条痕などの特徴的な形状の創傷
				9 身体各部に拘束痕を疑う傷
				10 首絞めを疑わせる絞扼痕
				11 骨折・重度の傷あざ（殴る・叩く・蹴る・踏みつけるなどの暴力による可能性があるもの）
				12 骨折・重度の傷あざ（道具を用いた暴力による可能性があるもの）
				13 締め出し（子どもの安全を守る養育者がいない状態で危険にさらされる戸外にいるなど）
				14 首絞めの目撃・報告
				15 子どもを溺れさせる（風呂などに沈める行為を含む）
				16 子どもの鼻と口をふさぐ（乳幼児の場合は布を顔にかける行為を含む）
				17 子どもを縛りつける・トラंकや箱などに閉じ込める・布団蒸しにする
				18 殴る・叩く・蹴る・踏みつけるなどの暴力、または道具を用いた暴力があり、子どもがけがを負う危険性がある
				19 乳幼児を立て抱きにして前後に激しく揺さぶる・投げ飛ばす・床に落とす
				20 代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）
				21 その他重篤と評価される身体的虐待（ ）

区分		非 該 当	(調 査 後) 疑 い	該 当	非該当：調査により該当しないことが確認 疑い(調査後)：調査したが疑いが残る 該当：調査により該当することが確認	
					重篤関連項目(A項目)：「該当」または「疑い(調査後)」に1つでもチェックがついた場合、重篤な虐待との関連性が高く、安全確保が検討されるべき	
一時保護（通告／送致）の要否判断までに要調査	外傷			✓	A1	養育者が説明を回避する、または養育者の説明内容に疑念がある
	家庭				A2	支援や介入が困難である、または支援のための資源が不足している
					A3	養育負担の偏りがある、または夜間監護がない
					A4	養育環境が不適切である
					A5	経済不安、または就労の不安定さがある
	子ども				A6	子どもに情緒的な問題、または対人距離・愛着関係の課題がある
					A7	子どもが養育者を過剰に支持する
					A8	養育者に対して挑発行動がある、または挑発行動がエスカレートしている
					A9	子どもに摂食・排泄の異常や、喘息・アレルギーがある
	養育者				A10	養育者が、暴力のほめかしや、過剰なしつけ・体罰での暴力・正座などの強制をする
					A11	養育より自身の都合を優先している。生活が自己中心的である。態度から事態改善が見込まれない。
					A12	養育者に、育児スキルの不足や育児の不履行がある
					A13	養育者は、怒りや突発的事態への対処が困難である
				✓	A14	養育者が子どもの育てにくさを感じている
					A15	養育者に、支援の拒絶・回避・無関心さがある。または支援者への態度に一貫性がない
					A16	養育者に、精神科の通院歴・精神的な不安定さ・判断力の減退・養育困難さがある
					A17	養育者に家庭外ストレスがある
	過去	✓			A18	子どもに被虐待歴がある
		✓			A19	きょうだいに、相談歴・一時保護歴・措置歴などがある
					重篤準関連項目(B項目)：「該当」または「疑い(調査後)」に1つでもチェックがついた場合、重篤な虐待との関連性が高く、安全確保が検討されるべき	
援助方針会議までに要調査	外傷				B1	子どもに、打撲痕や内出血などの外傷がある
					B2	子どもに、噛み傷・わずかな傷・説明されない傷がある
	家庭				B3	家族構成や同居人に変化がある
	子ども				B4	子どもが、学業上の課題を抱えている
	養育者				B5	養育者が、通告による傷つきやプレッシャーを感じている
					B6	養育者に、虐待の黙認・擁護・認識欠如がある
					B7	養育者に、支援者への攻撃性がある
					B8	養育者に、人前での暴言・暴力がある、または子どもが泣いてもあやさない様子がある
					B9	20歳未満での予期せぬ妊娠・出産(過去の若年妊娠・出産歴がある場合も含む)
					B10	養育者間葛藤・対立や話し合いの困難さがある、または養育者間の立場が対等ではない
					B11	養育者に、物質・行為への依存がある、または発達障害の診断・可能性がある
	他				B12	(組織内で)今までに経験したことのない事例である
自由	他			C1		

シート2枚目：緊急出動による現認後（記入例は次項へ）

2022年2月29日17:30 所で待機中の職員が調査

カ：民生委員の話「夜間に母が外出して子どもが1人でいることが多い」

✓該当：23[子どもが置き去り・放置(車内含む)されている。または、養育者不在での夜間徘徊がある]

※子どもが自宅で放置されている

✓該当：A3[養育負担の偏りがある、または夜間監護がない]

キ：市役所に照会し、低所得による非課税対象の状況を確認

✓該当：A5[経済不安、または就労の不安定さがある]

ク：健康保険の記録を照会し、若年妊娠・出産歴はなし

✓非該当：B9[20歳未満での予期せぬ妊娠・出産(過去の若年妊娠・出産歴がある場合も含む)]

2022年2月29日17:45 職員が保育園で子どもを現認

ケ：子ども「昨晚父からビール瓶で頭を叩かれた」

✓該当：18[殴る・叩く・蹴る・踏みつけるなどの暴力、または道具を用いた暴力があり、子どもがけがを負う危険性がある] ※1枚目からチェック位置変更なし

コ：子どもの頭部に打撲痕を認める

✓該当：7[頭部・顔面・胸部・腹部の打撲痕]

✓該当：B1[子どもに、打撲痕や内出血などの外傷がある]

サ：子どもに首絞めを疑わせる絞扼痕を認めるが、子どもへ尋ねると黙ってしまう

✓該当：10[首絞めを疑わせる絞扼痕] ※子どもに絞扼痕があるのは確認済

✓疑い(調査後)：14[首絞めの目撃・報告] ※首絞め行為があったかどうかは不確定

シ：頭部打撲痕と絞扼痕以外には、子どもの身体に傷なし

✓非該当：B2[子どもに、噛み傷・わずかな傷・説明されない傷がある]

ス：子ども「ご飯を食べる時によく怒られる」「叩かれたりする？」と尋ねると黙る

✓調査後(疑い)：A10[養育者が、暴力のほめかしや、過剰なしつけ・体罰での暴力・正座などの強制をする]

※体罰等の行為があったかどうかは不確定

セ：園長「母親へ電話したが、着信拒否にされた」担任保育士「母親の様子がいつもと違った」

✓該当：A2[支援や介入が困難である、または支援のための資源が不足している]

✓該当：A15[養育者に、支援の拒絶・回避・無関心さがある。または支援者への態度に一貫性がない]

ソ：担任保育士「服がいつも汚い」

✓該当：A4[養育環境が不適切である]

タ：担任保育士「母から『夜遅くに飲み歩いていた』話を聞いたことがある」

✓疑い(調査後)：A11[養育より自身の都合を優先している。生活が自己中心的である。態度から事態改善が見込まれない] ※該当とするには情報不十分

その他：保育園から子どもの様子や家族構成を聞いた結果、A6、A7、A8、A9、B3、B4は✓非該当。

B12も✓非該当。父・母とは話ができないため、残りの項目は調査できなかった。

現地訪問した職員／連絡を受けた受電者が記入

(1枚目のシートをコピーし、新たに赤ペンで記入した場合の例)

区分	疑い(調査前)	疑い(調査後)	該当	重篤項目：1つでもチェックがついた場合、重篤な虐待である可能性が極めて高く、安全確保がされるべき
重篤項目 一時保護(※1不慮の事故によるもの確認がないもの)	子ども	✓	✓	1 頭蓋内損傷・頭蓋内出血 ※1
				2 眼底出血・網膜剥離・水晶体脱臼など ※1
				3 内臓損傷・腫脹・出血 ※1
				4 骨折痕・新旧の多数の創傷 ※1
				5 火傷・火傷痕 ※1
				6 毒物・薬物などを飲まされる、または中毒症状がある
				7 頭部・顔面・胸部・腹部の打撲痕
				8 帯状痕や二重条痕などの特徴的な形状の創傷
				9 身体各部に拘束痕を疑う傷
				10 首絞めを疑わせる絞扼痕
				11 骨折・重度の傷あざ(殴る・叩く・蹴る・踏みつけるなどの暴力による可能性があるもの)
				12 骨折・重度の傷あざ(道具を用いた暴力による可能性があるもの)
				13 締め出し(子どもの安全を守る養育者がいない状態で危険にさらされる戸外にいるなど)
	暴力行為	✓	✓	14 首絞めの目撃・報告
				15 子どもを溺れさせる(風呂などに沈める行為を含む)
				16 子どもを鼻と口をふさぐ(乳幼児の場合は布を顔にかける行為を含む)
				17 子どもを縛りつける・トラップや箱などに閉じ込める・布団蒸しにする
	他	✓	✓	18 殴る・叩く・蹴る・踏みつけるなどの暴力、または道具を用いた暴力があり、子どもがけがを負う危険性がある
				19 乳幼児を立て抱きにして前後に激しく揺さぶる・投げ飛ばす・床に落とす
				20 代理によるミュンヒハウゼン症候群(MSBP)
				21 その他重篤と評価される身体的虐待()
	子ども	✓	✓	22 器質的な理由によらず、子どもの身長または体重が標準身長・標準体重の-2SDを下回っている
				23 子どもが置き去り・放置(車内含む)されている。または、養育者不在での夜間徘徊がある
				24 アビオが虐待に利用されている。アビオが虐待の主な対象者である

区分		非該当	(調査後) 疑い	該当	非該当：調査により該当しないことが確認 疑い(調査後)：調査したが疑いが残る 該当：調査により該当することが確認
重篤関連項目(A項目)：「該当」または「疑い(調査後)」に1つでもチェックがついた場合、重篤な虐待との関連性が高く、安全確保が検討されるべき					
一時保護(通告/送致)の要否判断までに要調査	外傷			✓	A1 養育者が説明を回避する、または養育者の説明内容に疑念がある
	家庭			✓	A2 支援や介入が困難である、または支援のための資源が不足している
				✓	A3 養育負担の偏りがある、または夜間監護がない
				✓	A4 養育環境が不適切である
				✓	A5 経済不安、または就労の不安定さがある
	子ども	✓			A6 子どもに情緒的な問題、または対人距離・愛着関係の課題がある
		✓			A7 子どもが養育者を過剰に支持する
		✓			A8 養育者に対して挑発行動がある、または挑発行動がエスカレートしている
		✓			A9 子どもに摂食・排泄の異常や、喘息・アレルギーがある
	養育者		✓		A10 養育者が、暴力のほのめかしや、過剰なしつけ・体罰での暴力・正座などの強制をする
			✓		A11 養育より自身の都合を優先している。生活が自己中心的である。態度から事態改善が見込まれない。
					A12 養育者に、育児スキルの不足や育児の不履行がある
					A13 養育者は、怒りや突発的な事態への対処が困難である
				✓	A14 養育者が子どもの育てにくさを感じている
				✓	A15 養育者に、支援の拒絶・回避・無関心さがある。または支援者への態度に一貫性がない
					A16 養育者に、精神科の通院歴・精神的な不安定さ・判断力の減退・養育困難さがある
					A17 養育者に家庭外ストレスがある
	過去	✓			A18 子どもに被虐待歴がある
		✓			A19 きょうだいに、相談歴・一時保護歴・措置歴などがある
重篤準関連項目(B項目)：「該当」または「疑い(調査後)」に1つでもチェックがついた場合、重篤な虐待との関連性が高く、安全確保が検討されるべき					
援助方針会議までに要調査	外傷			✓	B1 子どもに、打撲痕や内出血などの外傷がある
		✓			B2 子どもに、噛み傷・わずかな傷・説明されない傷がある
	家庭	✓			B3 家族構成や同居人に変化がある
		✓			B4 子どもが、学業上の課題を抱えている
	養育者				B5 養育者が、通告による傷つきやプレッシャーを感じている
					B6 養育者に、虐待の黙認・擁護・認識欠如がある
					B7 養育者に、支援者への攻撃性がある
					B8 養育者に、人前での暴言・暴力がある、または子どもが泣いてもあやさない様子がある
		✓			B9 20歳未満での予期せぬ妊娠・出産(過去の若年妊娠・出産歴がある場合も含む)
					B10 養育者間葛藤・対立や話し合いの困難さがある、または養育者間の立場が対等ではない
					B11 養育者に、物質・行為への依存がある、または発達障害の診断・可能性がある
					B12 (組織内で)今までに経験したことのない事例である
他	✓				
自由	他			C1	

2022年2月29日 18:20 所属長に電話をしたところ一時保護の指示あり

意思決定と判断理由	
1 記入時点の意思決定	児童相談所: ☐ 市区町村へ逆送致 ☐ 在宅支援 ☐ 指導あり ☒ 一時保護 (2022年2月29日 18:20) 市区町村: ☐ 要支援 ☐ 要保護 ☐ 児相へ通告 ☐ 児相へ送致
2 緊急出動を行ったか	☐ いいえ ☒ はい 初回現認日時(2022年2月29日 17:45)
3 一時保護(通告/送致)を行ったか	☐ いいえ ☒ 一時保護 ☐ 児相へ通告 ☐ 児相へ送致 (2022年2月29日 18:20)
4 一時保護(通告/送致)を行わなかった場合の判断理由	☐ 虐待非該当 ☐ 安全が確保 ☐ 保護(送致)調整が困難 ☐ 子どもが保護拒否 ☐ DV・面前暴力 ☐ 程度が軽度 ☐ 泣き声通告 ☐ 関係機関の反対 ☐ 他機関が近日訪問予定 ☐ 特定妊婦
理由記入欄(安全だと判断した理由・根拠を記載してください)	

4.8 記入具体例：一時保護（通告 / 送致）を行わなかった判断理由

記入のポイント

- その判断・対応に至った根拠が明確である
- 客観的、かつ具体的な情報が記述されている
- 安全確保条件・安全だと判断した根拠が明記されている

例 1：安全が確保

意思決定と判断理由

- 4 一時保護(通告/送致)を行わなかった場合の判断理由
- ☐ 虐待非該当 ☒ 安全が確保 ☐ 保護(送致)調整が困難 ☐ 子どもが保護拒否 ☐ DV・面前暴力
☐ 程度が軽度 ☐ 泣き声通告 ☐ 関係機関の反対 ☐ 他機関が近日訪問予定 ☐ 特定妊婦

理由記入欄(安全だと判断した理由・根拠を記載してください)

「親族宅に子どもが逃げしており、親族宅へ調査した際『加害者の再発防止が取れるまで会わせない』と協力的。子どもの命の危険はない状況と判断」

例 2：DV・面前暴力 / 虐待非該当

意思決定と判断理由

- 4 一時保護(通告/送致)を行わなかった場合の判断理由
- ☒ 虐待非該当 ☐ 安全が確保 ☐ 保護(送致)調整が困難 ☐ 子どもが保護拒否 ☒ DV・面前暴力
☐ 程度が軽度 ☐ 泣き声通告 ☐ 関係機関の反対 ☐ 他機関が近日訪問予定 ☐ 特定妊婦

理由記入欄(安全だと判断した理由・根拠を記載してください)

「DV 事例として警察から身柄付きで受理したが、単発の夫婦喧嘩で両親が声を荒げたことが警察通報の理由で、夫婦間の身体暴力はなかった。調査の結果、虐待を疑わせる事実がないため」

例 3：程度が軽度

意思決定と判断理由

- 4 一時保護(通告/送致)を行わなかった場合の判断理由
- ☐ 虐待非該当 ☐ 安全が確保 ☐ 保護(送致)調整が困難 ☐ 子どもが保護拒否 ☐ DV・面前暴力
☒ 程度が軽度 ☐ 泣き声通告 ☐ 関係機関の反対 ☐ 他機関が近日訪問予定 ☐ 特定妊婦

理由記入欄(安全だと判断した理由・根拠を記載してください)

「子どもの腕に叩かれた痣があるが軽度。面談で、養育者も育児ストレスを抱えて困っていることが判明。『支援を受けて、子どもを叩かないようにしたい』という意向を確認できている。子どもの安全について協議し、具体的に再発防止策を検討できる状態にあるため」

例 4：子どもが保護拒否

意思決定と判断理由

- 4 一時保護(通告/送致)を行わなかった場合の判断理由
- ☐ 虐待非該当 ☐ 安全が確保 ☐ 保護(送致)調整が困難 ☒ 子どもが保護拒否 ☐ DV・面前暴力
☐ 程度が軽度 ☐ 泣き声通告 ☐ 関係機関の反対 ☐ 他機関が近日訪問予定 ☐ 特定妊婦

理由記入欄(安全だと判断した理由・根拠を記載してください)

「本児が高校生で『家庭での安全が脅かされた場合は、自力で親族宅に逃げる』ことが本児と約束された。親族宅からも、子どもの受け入れについて確約を得られた。逼迫する危険はないと判断」

悪い例

- × 主観的である
- × 具体性がない
- × 安全確保条件・安全だと判断した根拠が書かれていない
- × 根拠が不明
- × 対応結果・判断結果しか書かれていない

例 5：「養育者が反省している様子のため」

→× 主観的。養育者からどのような再発防止策が提示されたのか、具体的な説明がない

例 6：安全が確保に✓をした上で、「親戚宅に逃げたらしいため」

→× 伝聞情報であり、本当に逃げたかどうか調査できていない

例 7：「見守りとするため」

→× 対応結果のみが書かれており、その判断に至った理由・安全だと判断した根拠不明

例 8：程度が軽度で✓をした上で「これまでの経験から問題ないと判断」

→× 判断結果のみが書かれており、問題ないと判断した根拠が不明

例 9：「もうしない旨の誓約書を書かせたため」

→× 対応結果のみが書かれており、なぜ再発防止が可能なのか、根拠や策が不明

再発防止が可能な場合

例 6・例 9 は「再発防止が可能」と判断したのだろうと予想できるが、判断根拠が不明である。再発防止が可能と判断した場合、以下のような根拠を具体的に記入されたい。

- 虐待の原因や状況が調査できており、再発防止策が立てられる
- 養育者が、再発防止策を具体的に提示している
- 再発防止策の実効性を確認する術がある

※再発防止策等について、具体的に記述すること

コラム：警察からの通告の場合

各自治体における児童相談所と都道府県警との取り決めによっては、警察からの身柄付き通告の場合、すぐに一時保護を行うことになるだろう。しかし、警察からの通告書の内容に関わらず、改めて調査とアセスメントを行うことが重要である。

警察が端緒として関知している事案以外に、子どもの安全が疑われる事実が潜んでいる可能性がないかを網羅的に調査し、評価する必要がある。通告書の内容だけでは、家庭の状況などの危険性は見えてこない。取り決めに従って一時保護を行った場合でも、改めてアセスメントを行い、一時保護の必要性について評価することが重要である。

第5章 | アセスメントの結果に基づいた マネジメント

第5章では、本ツールによるアセスメントの結果をどのように捉え、マネジメントへ活用するのかを解説する。前提となるアセスメントとマネジメントの定義については1・2章を、本ツールの記入方法(アセスメント方法)については4章も合わせて参照されたい。

✓ 5.1 本ツールの評価基準

重篤項目

重篤項目に1つでもチェックがついた場合、重篤な虐待である可能性が極めて高く、安全確保がされるべき
- 注:「疑い(調査前)」「疑い(調査後)」「該当」どれにチェックがついたとしても上記の基準に当てはまる

重篤(準)関連項目(A項目・B項目)

重篤(準)関連項目(A項目・B項目)の「該当」または「疑い(調査後)」に1つでもチェックがついた場合、重篤な虐待との関連性が高く、安全確保が検討されるべき
- 注:多くチェックがつけばつくほどリスクが高いわけではない

第4章で述べた手順で、本ツールへの記入(アセスメント)を行うことで、対象としている事例についてのアセスメントの結果が得られる。一意の結果を出すために、本ツールは上記の評価基準を持つ。

これらの評価基準に基づくと、重篤項目に1つでもチェックがついた場合は、「安全確保がされるべき」、重篤(準)関連項目(A・B項目)に1つでもチェックがついた場合は、「安全確保が検討されるべき」というアセスメントの結果が得られることになる。「安全確保」が具体的に何を指すかについては、後述する。

※必ずしも「チェックの数が多いほど危険」とは言えない

重篤(準)関連項目(A・B項目)の「該当」または「疑い(調査後)」にチェックがついた場合、その項目内容が重篤な虐待と併存する可能性が高い。しかし、チェックがつけばつくほどその可能性が高まるとは限らない。現時点ではデータ不十分のため「何個以上チェックがつくと危険」といった精度の高い基準を示すことはできない。

✓ 5.2 評価基準と運用基準

- 評価基準と運用基準は区別されるべき
- 評価基準は運用基準の参考にされるべき

上記では、本ツールの評価基準とそれに基づくアセスメントの結果について述べた。しかし、本ツールはアセスメント(評価)を実施する道具の一つであり、現場でのマネジメント方針や一時保護(通告/送致)等の対応を決定づけるものではない。言い換えると、本ツールの「重篤項目に1つでもチェックがついたら安全確保されるべき」

はあくまでも評価基準であって、実際に一時保護や児相送致を行うかどうか(=マネジメント)の運用基準ではない。

重篤項目にチェックがついたからといって、一時保護の実施が決定されるわけではない。一時保護（通告 / 送致）については、組織のマネジメントとして総合的に判断・決定することが重要である。

同様に、本ツールの重篤項目にチェックがつかないからといって、一時保護してはいけないわけではない。マネジメントで一時保護が必要だと判断された場合は、もちろん一時保護をすべきである。例えば、きょうだい事例に対するきょうだい保護であったり、警察からの身柄送致の場合や、レスパイトとしての一時保護もマネジメントに該当する。

しかしながら、本ツールを軽視、もしくは無視してもよいということではない。マネジメントにおいては、本ツールの評価基準に基づいたアセスメントの結果を参照することが推奨される。1章でも「アセスメントは客観的、かつ網羅的に行う必要がある」と述べたが、アセスメントツールなしに網羅的な判断をしようとすると、リスクを過小評価してしまうなどバイアス（評価の偏り）が生じることがある。本ツールのアセスメント項目を活用することで、重篤事態の見落としを防ぎ、どんな事柄を調査すべきなのか確認することができる。

✓ 5.3 安全確保とは

- 一時保護（通告 / 送致）等を含めて、子どもの安全を確保すること
 - 児童福祉法第 33 条の一時保護にも 2 つの要件がある。問題が確認された場合だけでなく、子どもの安全が疑わしい場合でも、一時保護を含む、子どもの安全確保が必要である
 1. 子どもの安全を早急に確保するための「問題があったから保護」
 2. 児童の状態環境を調査・把握するための「調査保護」
- 児童虐待防止法第 8 条における安全確認と異なり、状況を確認の上、一時保護や親戚宅への避難、シェルターへの避難など、物理的に子どもの身柄の安全を確保すること

本ツールの評価基準では、「安全確保がされるべき／検討されるべき」として、「安全確保」という言葉が使われているが、安全確保とは上記を指す。

✓ 5.4 重篤項目のアセスメントの結果を参照したマネジメント

重篤項目の「該当」にチェックがついた場合

- 「安全確保がされるべき」という評価基準を参考に、安全確保実施の組織判断(マネジメント)を行う

重篤項目の「疑い（調査後）」にチェックがついた場合

- 「安全確保がされるべき」という評価基準を参考に、調査保護を含めた安全確保実施の組織判断（マネジメント）を行う

重篤項目の「疑い（調査前）」にチェックがついた場合

- まず調査を優先する（調査前から、安全確保を行う可能性がある前提で動く）
- 調査の結果、「該当」もしくは「疑い（調査後）」にチェックが更新された場合、上記のマネジメントに移行する（次項へ続く）

本章の「5.1 本ツールの評価基準」でも述べたように、重篤項目については「該当」だけでなく「疑い（調査前）」「疑い（調査後）」を含めて、どれか一つでもチェックがついた場合、「重篤な虐待である可能性が高く、安全確保がされるべき」というアセスメントの結果になる。

「疑い（調査前）」にチェックがついた状態は、安全確保が必要になる可能性があることを前提に、調査を優先すべきことを意味する。調査をした結果、「該当」もしくは「疑い（調査後）」にチェックが更新される場合は、重篤虐待である可能性がさらに高まる。そのため、マネジメントとしては、調査前から「児相へ送致しないといけないかもしれない」「調査保護が必要かもしれない」ことを前提に動くことになる。

「疑い（調査前）」にチェックがついた項目を調査した結果、疑いが払拭された場合、チェックが外れて「空欄」として更新する。その場合は、当該項目については「安全確保の必要性が低い」ことを意味する。引き続き、当該項目以外についてアセスメントを行い、子どもの安全に問題がないかを確認されたい。

なお、既に述べたように、アセスメントの結果は重要な参照情報となるが、実際に安全確保が必要かどうかは、マネジメントとして総合的に判断されたい。

✓ 5.5 重篤（準）関連項目のアセスメントの結果を参照したマネジメント

重篤（準）関連項目の「該当」にチェックがついた場合

→「安全確保が検討されるべき」という評価基準を参考に、調査保護を含めた安全確保実施の組織判断を行う。
もしくは、チェックがついた項目について継続的な注意、または支援や対応を実施する

重篤（準）関連項目の「疑い（調査後）」にチェックがついた場合

→「非該当」もしくは「該当」にチェックが更新されるよう、できる限り継続的な調査を行う。もしくは、チェックがついた項目について継続的な注意、または支援や対応を実施する

重篤（準）関連項目のうち、どれにもチェックがついていない（調査前の）項目がある

→網羅的な調査を行い、虐待の見落としを防ぐためにも、できる限り継続的な調査を行う

第4章で述べたように、重篤（準）関連項目（A・B項目）は重篤虐待との関連性が高いため、網羅的な調査が必要な項目である。調査後のアセスメントの結果を参照したマネジメントとして、上記内容が考えられる。

コラム：アセスメントの結果に加えて、マネジメントではどのような要因を考慮したらよいのか？

過去に起きたことについてもなるべく網羅的に調査し、その情報を評価することが重要である。研究からも、「将来の行動を予測する最良の因子は、対象者の『過去の行動』である」と報告されている (Munro, 2019)。

しかし、本ツールは、現時点で起きていることのみが記入対象であり、過去の情報は記入しない（この理由については、P67 参照）。以下では、本ツールによるアセスメントの結果に加えて、過去の情報をどのように考慮すべきかについて解説する。

まず、以下を調査する。

- 過去にどのようなことが起きたのか
- 今回の事象とどのように関係するのか

そして、現在と過去の事象間の関係性が見えてきたら、以下 3 点について検討することが重要である。

- これから何が起きそうか
- それはどのぐらいの可能性があるか
- それはどのぐらい望ましくないことなのか

これらの過去の情報を評価した上で、その情報にどれだけ重きを置くかは、マネジメントとして判断することである。本ツールによる現時点の出来事についてのアセスメントに加えて、過去の情報も評価した上で、一時保護（通告 / 送致）をすべきかどうかを総合的にマネジメントされたい。

※(参考文献)Munro, E. (2019). Effective child protection. Sage. (増沢高・小川紫保子 (訳) (2021) , 子ども虐待 保護から早期支援への転換—児童家庭ソーシャルワーカーの質的向上をめざして 明石書店)

コラム：重篤項目にチェックがついても、

経験上、一時保護（児相への送致）に踏み切れないときがある。どう検討すべきか？

マネジメントでは、現場の人員体制や保護所・保護委託先の状況など、様々な要因を考慮する必要がある。そのため、安全確保を検討する段階では、「安全確保されるべき」というアセスメント結果でも、子どもの安全確保をするか、あるいは在宅で対応できる可能性に重きをおくか、マネジメントとして難しい判断を迫られることがある。

例えば、以下のような事例が考えられる。

例 1) 家庭の中に、子どもの安全を守れるストレングスやリソースがあり、十分にその機能が見込めるため、「一時保護を行わない」と判断した。

例 1 のような場合は、一時保護や児相への送致をしない理由になると考えられる。

例 2) 金曜日の夜、母親に対し DV を行う内縁夫が、子どもにも手を出し、身体的に傷付けた。母親と貴組織は、過去の係属歴により既に信頼関係がある。母親は子どもを連れて親族宅へ逃げ、「私が子どもを連れて

行ったから保護は必要ない」と話しているが、週末に加害者の内縁夫が親族宅へ乗り込んでくる可能性を否定できない。

例3) 母親は精神的に不安定。小学校担任の教師が子どもの顔に傷あざを認める。何があったか子どもに尋ねるも沈黙。以前も、顔に受傷理由の分からない小さな傷あざがあったが、念のため母親に電話で聞くと「滑り台で転んだんじゃない？私は知らない。体調が悪いから（電話を）掛けてくるな」とのこと。小学校から「通告元は明らかにしないでほしいが、しょっちゅう顔や首に理由不明の傷をつけている子どもがいる」と貴組織に通告。貴組織が現認するが、子どもは保護を嫌っており、泣いてでも親子分離すべきなのか、子どもの同意が取れず保護（児相への送致）に踏み切れない。小学校は、母親からたびたび怒鳴られたりクレームを入られているため、なるべく大事にはしたくない様子で「保護すると、親との関係が気になる」と主張する。

例2や例3において、子どもの安全が疑われる場合は、「（自機関と）養育者／関係機関との関係性よりも、子どもの安全が優先」「子どもの意思主張よりも、子どもの安全が優先」であるため、児童相談所では調査保護としての一時保護を行うことが望まれる。また、一時保護は子どもの権利を制限するため、子どもへの説明や保護に対する子どもの不安を取り除くことは重要だが、子どもの安全確保に子どもの同意は必要ではない（子ども虐待対応の手引きを参照）。もしも、在宅で対応すると判断した場合、どのような状況になれば現状の在宅支援を見直すのかについて、リミットアセスメントを徹底することが重要である。

コラム：市区町村で「疑い（調査前）」「疑い（調査後）」にチェックがついたら、
すぐに児相へ通告／送致してよいのか？

【関係機関からの伝聞情報により「疑い（調査前）」にチェックがついた場合】

児相へ通告／送致を行う前に、まずは市区町村で調査を行い、「該当」かどうか確認する必要がある。もし、調査によって疑いが払拭され「非該当」とであると確認できた場合、不必要な児相への通告／送致をしないで済む。

【市区町村で調査したが「疑い（調査後）」にチェックがついた場合】

市区町村で調査しても疑いが残る場合、「疑い（調査前）」よりもリスクが高いと評価できる。ただし、あくまでもアセスメント（評価）であり、実際に児相へ通告／送致するかどうかの判断・対応はマネジメントであるため、児童相談所との取り決めや協議が必要となる。協議なしに送致する場合、連携不和が生じる可能性はあるだろう。

児相への送致は市区町村が講じる措置であり、市区町村は、措置を行使するかどうかの決定権限を持つ。しかし、現場では、児相へ送致すべき重篤度の基準が定まっておらず、「どれくらいの重篤度であれば実際に児相へ送致されているのか」といった全国的なデータも蓄積されていない。そもそも、児相と市区町村で共通の指標を持っておらず「どれくらいの重篤度か」を共有できない場合も少なくない。

まずは、本ツールを児相と市区町村で共通利用してもらうことで、評価指標を共有し、「どれくらいの重篤度

なら／どのような事例なら送致すべきか」といった基準の協議に活用されたい。

さらに、本ツールを利用したデータを収集することで、どのような事例であれば児相への送致の判断が適切であったのか、検証することが重要だ。今後は、蓄積されたデータから「この重篤度であれば児相へ送致すべき」といった指標を見出すことが期待される。

本ガイドブックの巻末に協議内容を記載できる記入欄を設けている。必要に応じて使用されたい。

コラム：「重篤項目」に該当しても実際には重篤ではない場合もあるのでは？

本ツールの重篤項目は、該当した場合に重篤事例である可能性が「確率的に」高い項目を選定している。あくまでも「確率的」である以上、チェックのついた全事例が実際に重篤事例であるとは限らない。重篤だと納得できる項目もあれば、そこまでもないと感じられる項目もあるだろうし、その感じ方にも、個人差や組織による差があると思われる。

実際に一時保護（通告／送致）を行うかどうかを判断するのは人であり、判断する人の主観が反映される以上、「これまでの経験から判断するところだろう」といった認知バイアスが生じやすい。主観的なバイアスが生じるのはごく当然のことであり、それが良い支援につながることもあるが、結果的に重篤事例を見落としてしまうこともある。

そのような主観による重篤事例の見落としを防ぐために、アセスメントツールが存在する。本ツールのアセスメント項目は、データに基づいて選定されており、重篤項目に該当した場合「過去のデータから、重篤虐待である可能性が確率的に高い」という評価になる。そのため、「重篤項目にチェックがついた場合は安全確保されるべき」という評価基準を設けている。

コラム：関係機関と連携する場合に、本ツールの評価基準で気をつける点は？

ケースワークでは、市区町村、警察や病院、学校・園、保健センター、福祉事務所といった関係機関と連携する場合がある。例えば、警察と同時出動する自治体などでは、「本ツールが示しているのは評価基準であり、実際に一時保護を行うかどうかの運用基準ではない」ことを、代表者会議や実務者会議で周知しておくことが重要である。

マネジメントの運用基準は、児童相談所や市区町村が主体的に決定するものである。本ツール内容を把握している関係機関から「この項目にチェックがついたのになぜ一時保護（通告／送致）しないのか」と追及があったとしても、「あくまでもアセスメントとしての評価基準であり、実際の対応についてはマネジメントとして総合的に判断する」ことを共有されたい。



第 6 章 | 各アセスメント項目の詳細解説

本章では、各アセスメント項目・意思決定と判断理由欄の選択肢について、意味を詳しく解説する。ツールの記入方法やチェックの付け方については、4 章を参照されたい。

- チェック欄の定義がわからない場合 → P25「4.2 アセスメント項目について」参照
- 過去のこともチェックするのか? → P27「4.3 アセスメント (チェックのつけ方) の注意点」参照
- 子どもの状態をアセスメントするときの注意点 → P27「4.3 アセスメント (チェックのつけ方) の注意点」参照
- 性的虐待は「未遂」も含める → P27「4.3 アセスメント (チェックのつけ方) の注意点」参照

6.1 重篤項目の解説

重篤項目

- チェックがついたら、重篤虐待である可能性が極めて高い
- 重篤虐待の見落としを防ぐために、具体的事象を網羅した全 60 項目

No.	項目	説明
1	頭蓋内損傷・頭蓋内出血 ※1	不慮の事故が原因との強い確証、あるいは出血傾向などの疾患が原因との(虐待に詳しい医師による)診断がある場合を除き、子どもに頭蓋内損傷や頭蓋内出血がある、もしくは疑われる場合は本項目にチェックされたい。 歩行開始前の子どもが家庭内の事故で致死的な頭部外傷を起こすことはないといわれている。頭蓋内出血がある際には、乳幼児揺さぶられ症候群 / 頭部外傷(重篤項目 19)との関連も考慮の上、精査する必要がある。
2	眼底出血・網膜剥離・水晶体脱臼など ※1	外力による眼の障害(外傷性眼障害)として、眼底出血、網膜剥離、水晶体脱臼などがある、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 出血傾向や代謝性疾患のない乳児では、周産直後にみられる産道出血を除いて、家庭内で広範囲で多層にわたる眼底出血がみられる事故は殆どない(子ども虐待対応の手引き平成 25 年 8 月改正版 P.314 参照)。 乳児期後期の子どもの立位からの転倒で 2~3 個の眼底出血がみられることも報告されているが、そのような場合も子どもの安全を第一に疑い、詳しく眼科的な診察所見を取ることが必須である。 また、眼底出血は乳幼児揺さぶられ症候群 / 頭部外傷の主徴の一つであるため、重篤項目 19 との関連も意識して精査する必要がある。
3	内臓損傷・腫脹・出血 ※1	内臓損傷・腫脹・出血がある、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 腹腔内出血や腸管内出血などは外傷性で起きることがあり、エコー検査や CT 検査によって、外傷性の可能性が判断できる。虐待による内臓出血は受診の遅れを伴うことが多く致死率が高いため、本項目をチェックする際には、身体的虐待の可能性を常に視野に入れる必要がある。

No.	項目	説明
4	骨折痕・新旧の多数の創傷 ※1	骨形成不全症などの骨折が起きやすい病気がある場合を除き、子どもの身体に骨折痕や新旧の多数の創傷がある、もしくはその疑いがある場合、本項目にチェックされたい。 受傷機転が不明、もしくは養育者の説明と一致しない骨折や骨折痕が一つでもあれば、身体的虐待を疑う必要がある。また、新旧の多数の創傷についても、繰り返される身体的虐待の可能性を示唆するため、注意が必要である。なお、身体暴力や武器による骨折・重度の傷あざが確認される場合は、重篤項目 11・12 も同時に確認されたい。
5	火傷・火傷痕 ※1	火傷（医学専門用語では熱傷）または火傷痕がある、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 たばこなどによる火傷、上肢のグローブ状の火傷、下肢のソックス状の火傷、アイロンの跡、など境界が鮮明な火傷は虐待を強く疑わせる。また、受傷機転不明の火傷の跡が認められた場合も同様に虐待を強く疑う必要がある。
6	毒物・薬物などを飲まされる、または中毒症状がある	子どもが毒物・薬物などを飲まされる、またはそれに伴う中毒症状が確認された場合、もしくは疑いがある場合、本項目にチェックされたい。 養育者が子どもに毒物・薬物などを飲ませることで、子どもの症状を捏造する「代理によるミュンヒハウゼン症候群」（重篤項目 20）との関連も意識されたい。なお、「異物や不適切な薬物を、子どもが勝手に飲めしてしまう環境がある」場合は重篤ネグレクトも疑い、重篤項目 28 も同時に確認されたい。
7	頭部・顔面・胸部・腹部の打撲痕	子どもの頭部、顔面、胸部、あるいは腹部に打撲痕がある、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 頭部顔面を含む全身打撲が直接の死因になった虐待死亡事例は多数報告されている。致死性が高い部位は、重篤性を強く疑う必要がある。 それ以外の身体部位の打撲痕については B1 をチェックされたい。打撲の特徴としては、皮膚の変色（青紫色）、患部の腫れや熱感のある痛みが挙げられる。
8	带状痕や二重条痕などの特徴的な形状の創傷	道具を用いたと見られる傷痕や内出血がある、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 緊縛などによる带状痕や、外傷部分の辺縁に形成された二重線（二重条痕）など、幾何学的な形状の傷痕が複数見られる時には道具による身体的虐待（例：紐で子どもを縛り付ける、棒状の物で子どもを叩くなど）が強く疑われる。事故によってそのような傷が生じる可能性はほとんどない。
9	身体各部に拘束痕を疑う傷	身体各部に縄などによる拘束などが原因で生じる可能性のある痕がある、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 身体各部の一箇所にでもそのような痕があれば、子どもの安全を疑う必要がある。具体例としては、体罰などの理由により、逆さ吊りにする、両手、両足や首、腹部を縛り、柱にくくりつけるなど、が挙げられる。なお、道具を用いたと見られる傷あざや内出血については、重篤項目 8 も併せて確認されたい。
10	首絞めを疑わせる絞扼痕	首絞めを疑わせる絞扼痕（首に内出血があるなど）がある、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 特に、線状の出血などは首絞めによって生じた可能性が高い。また、実際に強く首を絞められると、顔が浮腫状になっていることもある。首絞めの目撃や報告がある場合には、重篤項目 14 も併せて確認されたい。

No.	項目	説明
11	骨折・重度の傷あざ（殴る・叩く・蹴る・踏みつけるなどの暴力による可能性があるもの）	殴る、叩く、蹴る、踏みつけるなどの暴力によって生じる可能性がある骨折、重度の傷あざがある、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 骨折は虐待の所見として重要であるが、受傷直後の判定は困難ことが多い。そのため、10日～2週間後にCTやMRI、RI、レントゲン写真による診断が必要になる場合もあり、医師による診断所見が必要となる。 中でも、「保護者の説明と合わない骨折」、「歩行開始前の子どもの四肢の骨折」、「新旧混在する多発骨折」、「乳幼児の肋骨骨折」、「骨幹端骨折」などは虐待を強く疑わせるため、特に注意が必要である。 他にも、重度の傷あざは傷あざの深さ（皮下出血や内出血）、同時に複数箇所にも傷あざがある場合があげられる。 また、重度の傷あざの定義については、本章のコラムも参照されたい。
12	骨折・重度の傷あざ（道具を用いた暴力による可能性があるもの）	道具による暴力行為によって生じる可能性がある骨折、重度の傷あざが確認された、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 骨折は虐待の所見として重要であるが、受傷直後の判定は困難が多い。そのため、10日～2週間後にCTやMRI、RI、レントゲン写真による診断が必要になる場合もあり、医師による診断所見が必要となる。 中でも、「保護者の説明と合わない骨折」、「歩行開始前の子どもの四肢の骨折」、「新旧混在する多発骨折」、「乳幼児の肋骨骨折」、「骨幹端骨折」などは虐待を強く疑わせるため、特に注意が必要である。 他にも、重度の傷あざは傷あざの深さ（皮下出血や内出血）、同時に複数箇所にも傷あざがある場合があげられる。なお、道具を用いたと見られる傷痕や内出血については、重篤項目8も併せて確認されたい。 また、重度の傷あざの定義については、本章のコラムも参照されたい。
13	締め出し（子どもの安全を守る養育者がいない状態で危険にさらされる戸外にいるなど）	熱中症や低体温症など子どもが危険にさらされる戸外への意図的な締め出し行為がある、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 小・中学生で公園などに寝泊まりするなど、夜間に一人で放置されている場合も締め出しによる虐待が疑われる。なお、この場合は重度ネグレクトも疑い、重篤項目23を同時に確認されたい。
14	首絞めの目撃・報告	養育者が子どもの首を絞める行為が目撃・報告された、もしくはその疑いがある場合、本項目にチェックされたい。 例えば、目撃については、保育園での送り迎え時や子育て広場などで、養育者が子どもの首を絞めているのが目撃される場合、保健センターや子育て支援機関・児童福祉機関などの関係機関からの情報提供がありうる。 報告については子どもから「首を絞められて苦しかった」という聞き取りであったり、養育者が「子どもの首に手をかけた」という報告などがある。実際に首絞めを疑わせる痕が子どもの身体に見られる場合は、重篤項目10を併せて確認されたい。
15	子どもを溺れさせる（風呂などに沈める行為を含む）	養育者が子どもを風呂などに沈めるなど、溺れさせる行為がある、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 意図的ではないが、子どもが溺れる危険性のある環境に放置されている場合などは、重度ネグレクトを疑い、重篤項目23や25も同時に確認されたい。
16	子どもの鼻と口をふさぐ（乳幼児の場合は布を顔にかける行為を含む）	子どもの鼻と口をふさぐ行為（手でふさぐ、ガムテープなどで物理的にふさぐなど）がある、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 なお、乳幼児の場合は布を顔にかける行為も、窒息死を引き起こす危険性が非常に高いため、精査されたい。

No.	項目	説明
17	子どもを縛りつける・トランクや箱などに閉じ込める・布団蒸しにする	子どもを縛り付ける、逆さ吊りにする、トランク・箱・衣装ケースなどに閉じ込める、一室に閉じ込める、長期外出の禁止、あるいは布団蒸しにするなどの行為が確認された、もしくは疑われる場合は、本項目にチェックされたい。
18	殴る・叩く・蹴る・踏みつけるなどの暴力、または道具を用いた暴力があり、子どもがけがを負う危険性がある	殴る・叩く・蹴る・踏みつけるなどの暴力行為、または道具を用いた暴力行為があり、子どもがけがを負う危険性がある、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 道具を使った体罰などもこれに含まれる。これらの暴力行為により、子どもが実際に何らかのけがを負っている、もしくはその疑いがある場合、重篤項目1から12も併せて確認されたい。
19	乳幼児を立て抱きにして前後に激しく揺さぶる・投げ飛ばす・床に落とす	乳幼児を立て抱きにして前後に激しく揺さぶる・投げ飛ばす・床に落とすなどの行為が確認された、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 これらの行為は乳幼児を直接死に至らしめる、もしくは重大な後遺障害を引き起こす深刻な虐待である。中でも、乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)は子どもの頭部が暴力的に揺さぶられることで引き起こされる頭部外傷である。養育者が泣き声に苛立って子どもを激しく揺さぶることで起きることが多い。 SBS では医学的判定がきわめて重要な根拠になるため、法医学の専門家を確保して、セカンドオピニオンをとるなどの対応が必要である。
20	代理によるミュンヒハウゼン症候群(MSBP)	代理によるミュンヒハウゼン症候群(MSBP)とは、「養育者によって、子どもに病的な状態が持続的に作られ、医師がその子どもにはさまざまな検査や治療が必要であると誤診するような、巧妙な虚偽や症状の捏造によって作られる子ども虐待の特異な形」である。 乳児の呼吸を塞いで ALTE (乳幼児突発性危機事態) として受診を繰り返したり、子どもに下剤を飲ませ続けて難治性下痢として入院を繰り返す、てんかんを装って医療機関受診を繰り返すといった事例が多く報告されている。 MSBP では医学的判定がきわめて重要な根拠になるため、法医学の専門家を確保して、セカンドオピニオンをとるなどの対応が必要である。
21	その他重篤と評価される身体的虐待	重篤項目1から20に当てはまらないその他の身体的虐待がある、もしくは疑われる場合は、本項目にチェックされたい。また、その際、項目欄の括弧内にその虐待内容を記入されたい。
22	器質的な理由によらず、子どもの身長または体重が標準身長・標準体重の-2SDを下回っている	疾患などの器質的な理由がない上で、子どもの身長または体重が標準身長・標準体重の-2SDを下回るとは通常ほとんど起こりえず、子どもに対して十分な食事または睡眠が与えられていない可能性がある。 子どもがそのような状態である場合、もしくはそのような状態であることが疑われる場合、本項目にチェックされたい。
23	子どもが置き去り・放置(車内含む)されている。または、養育者不在での夜間徘徊がある	子どもが養育者の目の届かないような場所(家や車内を含む)に一人で置き去りにされている、または、子どもが養育者の監護なしで夜間徘徊をしている場合が該当する。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 なお、チェックがついた場合に、実際に子どもの安全確保を実施するかどうかは、子どもの年齢なども考慮した総合的なマネジメントにより判断されたい。

No.	項目	説明
24	子どもが疾病などにより衰弱している状態のまま放置されている	子どもが疾病などにより衰弱しているにもかかわらず、養育者がそれを放置している状態であることが該当する。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。また、病院の受診もさせていない場合、重篤項目 26 も同時に確認されたい。
25	養育者の監護なしに、子どもだけでは危険な環境に置かれている	子どもが養育者の監護なしに以下の具体例のような危険な環境におかれている状態が該当する。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 また、養育者による締め出し行為によって子どもがそのような環境に置かれている場合、身体的虐待を疑い、重篤項目 13 も同時にチェックされたい。 - 不審者から誘拐や危害を加えられる可能性がある環境 - 高所から転落シケガまたは死亡する可能性がある環境 - 急な飛び出しなど交通事故が起こる可能性がある環境 - キッチンなど刃物による切り傷や火傷などを負う可能性がある環境 - 幼少期の子どもが口に入れると誤嚥や中毒、窒息などが起きうる可能性がある環境、など
26	感染症・乳幼児の下痢・脱水症状・慢性疾患・重度の外傷などがあるが病院を受診させていない	子どもに感染症・乳幼児の下痢・脱水症状・慢性疾患・重度の外傷などがあるが、養育者が子どもに病院を受診させていない状態が該当する。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 また、それにより子どもが衰弱しているにもかかわらず、養育者がそれを放置している場合、重篤項目 24 も同時に確認されたい。
27	養育放棄がある、または養育者が子どもの養育（医療的対応含む）に無関心・拒否的・「世話をしたくない」などと訴える	養育者による子どもの養育放棄がある状態、または乳児院などの施設にいる子どもに対し養育者がほとんど面会に来ない、養育者がケアを全く受けない自宅分娩での出産を行おうとするなど、医療的対応を含む子どもの養育に養育者が無関心・拒否的である状態、養育者が「子どもの世話をしたくない」などと訴えている状態が該当する。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。
28	異物や不適切な薬物を、子どもが勝手に飲めてしまう環境がある	たばこ・プラスチック製品・玩具・金属製品・硬貨・洗剤類などの異物や不適切な薬物を、子どもが勝手に飲めてしまう環境であるが、飲めてしまうことに養育者が気に留めていないような状態が該当する。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。
29	その他重篤と評価されるネグレクト	重篤項目 22～28 に該当しないような重篤と評価されるネグレクトに関する事柄が確認できた場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされるとともに、その事柄について項目の括弧内に記入されたい。
30	子どもの性器・肛門・下腹部に説明のつかない傷・異常がある。または説明のつかない性感染症がある	子どもの性器・肛門・下腹部に説明のつかない傷・異常がある場合や、説明のつかない性感染症に子どもが感染している場合、子どもが何らかの性的虐待・性暴力被害を受けた可能性がある。 子どもがそのような状態である場合、もしくはそのような状態であることが疑われる場合、本項目にチェックされたい。
31	子どもから、「誰が何をしたか」の情報を含む詳細な性暴力被害の訴えがある	子どもから、性暴力被害について「誰が何をしたか」の具体的な情報を含む詳細な訴えがなされた場合、子どもが何らかの性的虐待・性暴力被害を受けた可能性がある。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。
32	被害詳細は不明ながら、子どもから、性被害を疑わせる発言がある	被害詳細については不明なものの、子どもから性被害を疑わせる発言があった場合、子どもが何らかの性的虐待・性暴力被害を受けた可能性がある。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。

No.	項目	説明
33	子どもが、年齢不相応な性的興味・関心・知識を持っている	子どもが何らかの性的虐待・性暴力被害を受けた結果として、年齢不相応な性的興味・関心および知識を持っていることがある。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。
34	子どもが、被害経験の疑われるような過剰に性的な表現をする	何らかの性的虐待・性暴力被害を受けた結果として、子どもが発言やジェスチャーなどでその経験を示唆するような過剰に性的な表現をすることがある。そのような表現が見られた場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。
35	性器・口腔・肛門への侵入を伴う行為がある	子どもへの性交、性器を口腔や肛門に入れるなどの性的暴行が行われたことが確認できた場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 また、それらの行為が未遂に終わった場合でも、子どもの安全への侵害行為であることに変わりないため、同様に本項目にチェックされたい。
36	直接・間接を問わず、子どもの身体に触れるか、同様に自分や他人の身体に触らせる	直接・間接を問わず、子どもが不快に感じるような身体への接触行為がなされたこと、または子どもに自身や第三者の身体への接触行為を要求したことが確認できた場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 また、それらの行為が未遂に終わった場合でも、子どもの安全への侵害行為であることに変わりないため、同様に本項目にチェックされたい。
37	子どもに性器や性交を見せる	子どもに対し故意に性器や性交を見せたことが確認できた場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 また、それらの行為が未遂に終わった場合でも、子どもの安全への侵害行為であることに変わりないため、同様に本項目にチェックされたい。
38	子どもをポルノグラフィーの被写体にする	子どもをポルノグラフィーとなりうる画像などの被写体などにして記録を作成したことが確認できた場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 また、それらの行為が未遂に終わった場合でも、子どもの安全への侵害行為であることに変わりないため、同様に本項目にチェックされたい。
39	子どもに売春や援助交際を強要する	子どもに対し売春や援助交際を強要したことが確認できた場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 また、それらの行為が未遂に終わった場合でも、子どもの安全への侵害行為であることに変わりないため、同様に本項目にチェックされたい。
40	子どもの着替えを覗いたり、一緒に入浴することを子どもに強要するなどの行為がある	子どもの着替えを覗いたり、一緒に入浴することを子どもに強要するなどの行為が確認できた場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 また、それらの行為が未遂に終わった場合でも、子どもの安全への侵害行為であることに変わりないため、同様に本項目にチェックされたい。
41	性的描写のある物品を子どもに見える状態にしている	子どもの生活環境において、性的描写のある物品を子どもに見える状態にしており、かつ養育者がそのことを気に留めていないことが該当する。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。
42	子どもに対して卑猥な言葉を発する	子どもに対して、養育者が卑猥な言葉を発しており、かつ養育者がそのことを気に留めていないことが該当する。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。

No.	項目	説明
43	性的虐待が懸念される環境や状況（加害者が子どもに接触できるなど）がある	以下の具体例に示されるような性的虐待が懸念される環境や状況が確認できた場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 - 子どもが部分的に被害状況を開示するが撤回した状況 - 性的虐待順応症候群が疑われる状況 - 加害者が子どもを性的対象として認識している状況 - 子どもにおける児童ポルノなどが懸念される状況
44	その他性的虐待	重篤項目 30～43 に該当しないような性的虐待に関する事柄が確認できた場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされるとともに、その事柄について項目の括弧内に記入されたい。
45	子どもが帰宅を嫌がる、または拒否する	虐待者など、子どもにとって脅威となり得るような人物が家庭内に存在し、それが理由で子どもが帰宅を嫌がる、または拒否することがある。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 また、虐待を受けている子どもは、人間に対する不信感を抱いており、心を開いて本当の気持ちを表現できないことが多い。 子ども本人が保護または救済を躊躇したり、拒否する場合は、子ども自身に決断を求めて心理的負担をかけるのではなく、組織として「子どもの身の安全を確保するために、保護者には引き渡せない」という判断をしていることを伝える必要がある。
46	子ども自身が保護・救済を求めている	子ども自身が保護、または救済を求めている場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 またそのような場合、子どもに対して虐待の事実関係や状況等を確認することはもちろんのことであるが、まず、子どもの話や言葉を十分に傾聴し、子どもに安心感を与えることが大切である。
47	子どもに不適切な薬物投与をしている（意図的かどうかを問わない）	養育者が子どもに対し不適切な内容の薬物を投与する、大人と同じ処方量の薬物を服用させるなどの薬物投与行為が該当する。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 また、子どもが薬物を飲まされる、または、それに伴う中毒症状が表れている場合は身体的虐待を疑い、重篤項目 6 にもチェックされたい。
48	子どもに心中や自殺を強要する行為・発言がある	子どもに心中や自殺を強要する行為・発言がある場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。また、養育者自身に自殺企図がある場合は重篤項目 53 をチェックされたい。
49	子どもに自傷行為や自殺企図があるが、適切な支援機関に相談させていない	子どもに自傷行為や自殺企図があるにもかかわらず、養育者が子どもに医療受診、心理相談室や支援機関への来談・相談をさせていないことが該当する。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。
50	養育者が、子どもの保護・救済を求めている、または養育上の課題に対する解決方法を求めている	養育者が自身の子どもの保護もしくは救済を求めている、または養育上の課題に対する解決方法を求めている場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。
51	養育者から、「このままでは何をするかわからない」「子どもを殺してしまいそう」など、自己制御困難の訴えがある	養育者から、「このままでは何をするかわからない」「子どもを殺してしまいそう」など、自己制御困難の訴えがある場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。
52	虐待の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、否定する	何らかの虐待を行なっている可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が自身の関与を否定する場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。

No.	項目	説明
53	養育者の心理的な急変・自殺企図・親子心中未遂がある、または「死にたい」「子どもを殺したい」などのほのめかしがある	養育者の心理状態に急変が見られた場合、養育者に自殺企図がある場合、親子心中未遂の経験がある場合、または養育者に「死にたい」「子どもを殺したい」などのほのめかしがある場合が該当する。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 また、養育者の精神面に対するアセスメントの実施も併せて検討されたい。
54	その日の生活に困るような生活困窮状態（ライフラインが止まる可能性があるなど）	当該家庭が主に経済的理由により、ライフラインが止まる可能性があるなど、その日の生活に困るような生活困窮状態にある場合が該当する。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 なお、本項目ではあくまで生活困窮状態にあるかどうかに関心を持っており、生活保護を受けている、原家族や親類などから金銭的支援を受けているなどの理由により、経済状況は悪いが、生活困窮状態に無い場合は該当しない。そのような状況に該当する際は A5 にチェックされたい。
55	家庭内で、首を絞めるなどの窒息につながる DV、刃物などの武器を用いた DV が生じている	養育者間での首締めや刃物による脅し、切りつけがある場合、もしくは疑われる場合は、命に関わる危険性が高い DV 事例として本項目にチェックされたい。 養育者間に限らず、事案の子ども以外のきょうだいに首絞めがある場合については、本項目にチェックされたい。 その他、事案の子どもに首絞めの痕が確認される場合は重篤項目 10、事案の子どもに首絞めが目撃・報告されている場合は重篤項目 14 を確認されたい。 また、DV と児童虐待については、本章のコラムも参照されたい。
56	その他重篤事態へとつながる可能性のある DV（暴言含む）が生じている	加害者が過去に逮捕歴・拘留歴がある場合、加害者が執行猶予中の場合、DV 事例の反復性・継続性がある場合、その他重篤（支配関係が強く、隷属的な状態）な場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。 ただし、武器や道具が使用されている場合（重篤項目 55 に該当）がある場合を除く。 また、DV と児童虐待については、本章のコラムも参照されたい。
57	子どもまたは養育者の居所が不明	子どもまたは養育者の現在の居所が不明であることが該当する。住民票がある場所に居住していない、突然の引っ越しを繰り返す、ホテルや親戚、友人の家などを転々とするなど決まった住居に定住していない状況なども含まれる。そのような場合、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。
58	子どもや養育者が、「殺されるかもしれない」「何をするかわからない」などの別の養育者に対する確信めいた不安や恐れを訴える	精神疾患による幻聴などの理由によらず、養育者や子どもが、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をするかわからない」などの確信めいた不安や恐れを訴える、もしくは疑われる際、本項目にチェックされたい。
59	子どもの安全が疑われ、かつ、きょうだいに虐待死・死因不明死・事故死情報のいずれかがある	子どもの心理的もしくは身体的な安全が疑わしい状況であることに加え、既に子どものきょうだいが虐待死・死因不明死・事故死のいずれかにより死亡しているとの情報が得られた、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされたい。きょうだいに相談歴・一時保護歴・措置歴等がある場合には、A19 も精査されたい。
60	その他重篤と評価される虐待・行為・状態・環境	重篤項目 45～59 に含まれない、その他の重篤と判断される虐待・行為・状態・環境が観測された際、もしくは疑われる場合、本項目にチェックされるときにも、その虐待・行為・状態・環境について項目の括弧内に記入されたい。

重篤項目の注意点

- ※1のついた重篤項目 1～5 については、不慮の事故、もしくは病気や疾患によるとの強い確証がある場合は該当しない。ただし、これらの項目に該当する事象がある、もしくは疑われる場合は、第一に子どもの安全を疑い、慎重に調査を進める必要がある

- 性的虐待に関わる重篤項目 30～44 については、性的虐待の対応ガイドラインに基づき、疑いがあつた段階で調査保護（通告／送致）を検討する

6.2 重篤関連項目・重篤準関連項目（A 項目・B 項目）の解説

A 項目

- 「該当」「疑い（調査後）」にチェックがついたら、重篤虐待との関連性が高い
- 重篤虐待が併存している可能性の高い事象

No.	項目	詳細項目（一例）	説明
A1	養育者が説明を回避する、または養育者の説明内容に疑念がある	- 養育者が子どもの創傷・瘢痕（古傷）について説明できない、または説明しようとしな - 虐待行為が疑われる事柄に対して、養育者が説明する内容や証言に疑念が残る - 養育者の言動に嘘が多い・疑われる	詳細項目（一例）を参考に、傷や痣に関して養育者が説明できない、疑念が残る場合、「該当」にチェックされたい。 「疑念が残る」の具体例としては、「説明が合理的でない」「説明と確認されている事実との整合性がとれない」などがある。
A2	支援や介入が困難である、または支援のための資源が不足している	- 親族内に援助や介入の窓口になりそうなキーパーソンがいない - 関係機関がいざという時に緊急支援できる状況にない - 子どもの状態や世帯の変化を常日頃モニターできる関係機関・地域社会の資源がない - 過去に、関係機関の支援・介入が失敗または効果が得られなかった経過がある - 世帯内に支援の窓口となるキーパーソンがいない - 当該事例に必要な支援資源がない、または利用できない - 養育者および子どもに必要な社会的・情緒的支援が不足状態にある	詳細項目（一例）を参考に、社会的に孤立している、もしくは常時モニタリングできる機関が無い場合、「該当」にチェックされたい。 一人親であるか否かに関わらず、対象家庭への支援や介入の可否を確認したうえで判断されたい。 「支援資源」の具体例としては、経済的支援のための生活保護・年金・手当／生活支援のための職業紹介・ヘルパー導入・住宅相談・法律相談／アルコールや薬物依存に対する保健師や精神保健福祉相談員による援助／保護者の育児負担軽減のための保健所入所やショートステイの活用／子ども自立生活援助事業（自立援助ホーム）／DVに対する配偶者暴力相談支援センターによる援助などがある。 「情緒的支援」の具体例としては、悩みや心配事を相談できる人／気持ちに通じ合う人／病気の際、身の回りの世話

No.	項目	詳細項目（一例）	説明
			をしてくれる人／困ったことが起こったとき助け合える人などがいる状況を指す。
A3	養育負担の偏りがある、または夜間監護がない	- 養育者が夜間勤務や外出などにより、夕方以降や夜間に子どもを監護する大人がいない状況がある - 育児の負担が、母親など一人の養育者に偏っている（パートナーなどの同居者の協力が得られない） - 養育者のうち少なくとも1人以上が、育児・養育を行う気が全くない	詳細項目（一例）を参考に、育児や養育が行き渡らない可能性がある場合、「該当」にチェックされたい。養育負担が特定の養育者に偏り、養育が行き渡らない場合もこれに含まれる。 日本の場合は、鍵っ子など、小学校高学年から高校生のきょうだいが居れば問題なしとされていることが多いが、本来であればネグレクトに該当するため、そのような場合も「該当」にチェックされたい。 子どもが監護なしで危険な環境に放置されている、もしくはその疑いがある場合は重篤項目 25 も同時に確認されたい。
A4	養育環境が不適切である	- 養育者や生活環境の様子から、今後、監督不十分により事故（転落・やけど・おぼれなど）が発生する可能性が高いと考えられる - 非衛生的など、子どもの身体的健康を害する不適切な居住環境がある - 生活環境が「ゴミ屋敷」状態、または、養育者に特定のため込み（ホーディング）がある - 乳幼児が怪我をする可能性のある状態に置かれている（割れたガラスの放置・口に入れると危険なものが放置） - 世帯に、放置された多数の動物が飼育されている	詳細項目（一例）を参考に、養育環境が不適切であり子どもの心身に影響が出る可能性がある場合、「該当」にチェックされたい。 詳細項目（一例）の2つ目にある「特定のため込み（ホーディング）」とは特定の物を過剰に保存し処分しない行為のことであり、精神疾患の症状の一つと考えられている。
A5	経済不安、または就労の不安定さがある	- 養育者（生計者）の失業や転職が繰り返されている - いずれかの養育者に、（就労が望まれていても）働く意思がない - 世帯に医療費の未払いがある - 過去 1 ヶ月の間に、子どもの生活する世帯の収入元または収入額に大きな変化があった - 世帯（同居人含む）に多額の借金がある - 世帯に労働による所得者がいない、もしくは不安定な収入により生活が安定しない	詳細項目（一例）を参考に、経済不安または就労の不安定さがある場合、「該当」にチェックされたい。 本項目では生活保護を受けているかどうかは考慮しない。世帯がその日の生活に困るような生活困窮状態にある（ライフラインが止まる可能性があるなど）、もしくはそれが疑われる場合は重篤項目 54 も確認されたい。

No.	項目	詳細項目（一例）	説明
A6	子どもに情緒的な問題、または対人距離・愛着関係の課題がある	- 子どもに、養育者への不自然な身体的・情緒的密着がある - 子どもが笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくいなどの様子が見られる - 子どもが養育者に懐かない - 子どもに、周囲の大人に対する馴れ馴れしい態度がある - 子どもに情緒的・愛着課題が見受けられる（無表情・よく泣く・視線が合わない・怯え・不安・暗い・攻撃的・遊べない・感情コントロールができない・誰にでもベタベタ） - 子どもが激しい痙攣を起こしたり、噛みついたりするなど攻撃的である - 子どもが養育者以外の大人に過度なスキンシップを求める	詳細項目（一例）を参考に、情緒的な問題、対人距離、または愛着関係に課題がある場合、「該当」にチェックされたい。なお、詳細項目（一例）は、あくまで観測しやすい例を挙げている。 調査の結果、子どもの愛着やその反応について疑いを持った場合には「疑い（調査後）」にチェックされたい。 「養育者への不自然な身体的・情緒的密着」の具体例としては、（分離不安症の症状として）愛着ある人物からの分離が予想・経験される時に、繰り返し強い苦痛や不安を感じ、退行現象（指しゃぶりや授乳といった赤ちゃん返り、親子密着）や心理的な不安定さを呈することなどが挙げられる。
A7	子どもが養育者を過剰に支持する	- 子どもが養育者を過剰に庇う、または弁解する様子がある	「子どもが養育者を過剰に庇う、または弁解する様子があること」が該当する。各種虐待を受けているにもかかわらず、子どもが養育者をかばったり、「自分が悪いからだ」などと弁解したりする様子が観測できる場合、「該当」にチェックされたい。
A8	養育者に対して挑発行動がある、または挑発行動がエスカレートしている	- 正当な理由や明確な原因がなく、必要以上に「大声で喚く、反抗・抵抗する、ものを汚す・壊す」など、子どもが養育者を困らせる繰り返しあるいはエスカレートする行為がある - 子どもが養育者に対して挑発的な行動をとっていることが目につく	詳細項目（一例）を参考に、養育者の注目を得るための子どもの行動が、挑発的・攻撃的であったり、度を超えている場合、または、それらの行動がエスカレートしている場合、「該当」にチェックされたい。 養育者と子どもの関係性の中での子どもの振る舞いに焦点を当てた項目である。
A9	子どもに摂食・排泄の異常、または喘息・アレルギーがある	- 子どもに過食・拒食・異食がある - 子どもにアトピーや喘息がある - 子どもに夜尿・遺尿・遺糞がある	詳細項目（一例）に挙げた項目は単体で重篤とは言えないアトピーや喘息、夜尿なども入っているが、過食、拒食、異食、遺尿、遺糞なども含めて、統計的に重篤事例に併発している項目であるため、該当内容が観測された場合は、「該当」にチェックされたい。 過去の既往歴ではなく、現時点での子どもの状況に限り、該当の有無を確認されたい。
A10	養育者が、暴力のほめかしや、過剰なしつけ・体罰での暴力・正座などの強制をする	- 養育者が、子どもに対して言葉で暴力行為をほめかす（「叩くぞ」などの脅し） - 子どもに対して、しつけ・体罰という理由での身体的暴力がある - 養育者のしつけに過剰性、厳格性が感じられる - 養育者が、子どもに対して、正座や立	詳細項目（一例）を参考に、体罰を肯定する場合や暴力により子どもをコントロールすることが必要という価値観を持つ養育者の場合、「該当」にチェックされたい。 「しつけに過剰性・厳格性」とは具体的に、子どもの気持ちにかまわず、親

No.	項目	詳細項目（一例）	説明
		ち続けることなどの身体的な苦痛を伴う長時間の姿勢の維持を強要している	の考え通りに型にはめ、命令と禁止の多い態度であったり、悪いことをすると厳しく叱る、大きな声で怒鳴る、叱るときにたたくなどである。 なお、養育者のみならず、子どもから本項目に該当する情報が得られた場合も「該当」にチェックされたい。
A11	養育より自身の都合を優先している。生活が自己中心的である。態度から事態改善が見込まれない	- 子どもに必要な養育よりも大人の都合（夜遊びなど）が優先される - 養育者に、自己中心的または思い込みの激しい態度が見受けられる - 養育者の生活上の関心が、子どもではなく自分中心にある - 養育者が、子どもに対する態度を改善する意欲が乏しい - 関係機関による支援・指導があっても、養育者の対応に変化がない／見込まれない - 養育上の課題がある現状に対して、養育者の改善意欲がない	詳細項目（一例）を参考に、子どもの安全について話ができないことや、子どもよりも養育者の都合が優先されている場合などは「該当」にチェックされたい。 詳細項目（一例）の2つ目にある、「思い込み」とは具体的に自分を否定されているように感じる、子どもに無視されたように感じる、子どもにバカにされた気がする、子どもが自分に心を閉ざしているように感じるなど、被害的認知などが当てはまる。
A12	養育者に、育児スキルの不足や育児の不履行がある	- 養育者が子どもに必要な食事を与えていない - 養育者が、子どもの食事・衣服・学習用品など、必要な生活環境を整えていない - 保健師や市町村などの支援がなければ、養育者は継続的に適切な養育ができない - 主たる養育者が、授乳や入浴などの基本的な育児ケアができない - 養育者に、育児に関する知識や技術の不足がうかがわれる - 子どもの食事・衣服・住居・教育的・医療的ケアなどが不適切	詳細項目（一例）を参考に、育児スキルの不足や育児の不履行がある場合、「該当」にチェックされたい。 「養育者が子どもに必要な食事を与えていない」には、「罰として食事を与えていない」「食に対する偏った知識により必要な栄養を与えていない」場合などを含む。 「養育者の育児に関する知識や技術」の具体例としては、「乳幼児のお風呂の入れ方」や「トイレトレーニング」などがある。
A13	養育者は、怒りや突発的事態への対処が困難である	- 養育者が自身の怒りをコントロールできない・キレやすい - 養育者は、イライラすると子どもに手が出てしまう - 養育者が突発的な出来事に適切な対処ができない（パニックを起こす場合を含む）	詳細項目（一例）を参考に、養育者が怒りや突発的事態への対処が困難な場合、「該当」にチェックされたい。 養育者が自身の怒りをコントロールできないことは、観測が難しい家庭内の出来事であるが、子どもからの聴取や面接内で支援者にも怒り出す場合や、執拗に攻撃性や暴力性が表出する場合は、日常生活においても、突発的な出来事自体への対処が難しい可能性がある。そのような場合も「該当」もしくは「疑い（調査後）」にチェックされたい。
A14	養育者が子どもの育てにくさを感じている	- 養育者が子どもの育てにくさを感じている	「養育者が子どもの育てにくさを感じていること」が該当する。本項目については、養育者からの発言や行動などから推測される場合、「該当」にチェックされたい。（次項へ続く）

No.	項目	詳細項目（一例）	説明
			例えば、発達に遅れがある／強情で育てにくい／言うことを聞かない／金品の持ち出しがあるなど、子どもの発達や、性格・行動上の問題を養育者が訴えている場合、これら子どもの問題を治したいとの焦りから虐待に至ってしまう危険性がある。
A15	養育者に、支援の拒絶・回避・無関心さがある。または支援者への態度に一貫性がない	- 正当な理由なく、養育者が援助者と子どもとの面会を拒否する - 虐待や養育上の問題があるにもかかわらず、支援機関などの利用 / 援助に否定的・消極的 - 支援者に対する養育者の態度や、支援への意欲が頻繁に変わる、あるいは一貫しない - 関係機関による援助に対して、拒否や否定はしないが利用には至らない - 養育者が、関係機関による援助の申し出やサービス利用に関心を示さない - いずれの支援機関・関係機関も、養育者と連絡を取ることができない（養育者が連絡を取らない）	詳細項目（一例）を参考に、支援の拒絶、回避、もしくは無関心さがある、または支援者への態度に一貫性がない場合、「該当」にチェックされたい。 面会などを拒否する正当でない理由としては、自宅にいるにもかかわらず理由無く会わせないこと、訪問時に毎回不在である、もしくは「寝ている」などでいつ会えるかについて約束をしないことなどがあげられる。
A16	養育者に、精神科の通院歴・精神的な不安定さ・判断力の減退・養育困難さがある	- 養育者に入院・加療が必要な精神状態（衝動性が高く極めて不安定な状態など）があり、育児・養育ができる状態ではない - 養育者に判断力の著しい減退がある - 養育者が、精神的な問題から適切な育児ができない状態が継続している - 子どもの事故に対する養育者の責任感が薄い - 養育者に育児ノイローゼ・子育ての過度な負担がある - 養育者に精神科の通院歴・既往歴がある - 過去1年間の間に、養育者に精神的な問題による養育の困難が生じている - 養育者が服薬の自己管理ができないなど、不安定な状態 - 養育者にエネルギーが無く、自律的な行動や判断が取れない	本項目は、養育者について判断する項目である。詳細項目（一例）を参考に、調査時点において養育者が精神科に既往している、心理的な理由で養育困難を訴える、あるいは精神的に不安定であることが観測された場合は、「該当」にチェックされたい。 これら精神的問題により養育者に自殺企図や「死にたい」「殺したい」などの仄めかしが見られる場合は、重篤項目53も確認されたい。
A17	養育者に家庭外ストレスがある	- 養育者が仕事での過度なストレスを抱えている	「養育者が仕事での過度なストレスを抱えていること」が該当する。これは養育者または子どもからの聴き取りなどにより判断される項目である。 外的環境要因のため、養育者自身で制御が効きにくい問題であり、場合によっては子どもへストレスの矛先が向く可能性を想定しておくことが必要となる。初動段階では判断しにくい項目の一つであるが、聴き取りなどで明らかになった場合、「該当」にチェックされたい。

No.	項目	詳細項目（一例）	説明
A18	子どもに被虐待歴がある	- 子どもに被虐待歴がある	「子どもが、過去に虐待またはネグレクトを受けていたこと」が該当する。なお、虐待の種別は問わない。 過去に虐待の通告や記録はないが、調査を進める中で過去に虐待を受けた疑いがあれば、「疑い（調査後）」にチェックされたい。
A19	きょうだいに、相談歴・一時保護歴・措置歴などがある	- きょうだいに虐待以外による相談歴・一時保護歴・措置歴などがある - きょうだいに虐待（疑い含む）による相談歴・一時保護・入院・措置歴がある	詳細項目（一例）を参考に、子どものきょうだいに相談歴、一時保護歴、または措置歴などがある場合、「該当」にチェックされたい。 また、過去にきょうだいの虐待通告や記録はないが、調査を進める中で過去にきょうだいが虐待を受けた疑いがあれば、「疑い（調査後）」にチェックされたい。 また、きょうだいに虐待死・原因不明死・事故死情報のいずれかがある、もしくは疑われる場合は、重篤項目 59 も確認されたい。

B 項目

- 「該当」「疑い（調査後）」にチェックがついたら、重篤虐待との関連性が高い
- 重篤虐待が併存している可能性の高い事象

No.	項目	詳細項目（一例）	説明
B1	子どもに、打撲痕や内出血などの外傷がある	- 子どもに、打撲痕や内出血などの外傷がある	「子どもの身体に打撲痕や内出血などの外傷があること」が該当する。 日常生活や遊びの中でも身体にケガをすることはある。しかし、その打撲痕や内出血が本当に遊びの中で起きたかどうかは、調査してみないと判断できない。特にその打撲痕や内出血などが軽度であったとしても、近隣や関係機関から通告があったということは、何らかの子どもの安全が疑わしい理由が含まれていることが多い。そのため、たとえ軽度であっても、子どもの身体に打撲痕や内出血があれば「該当」にチェックされたい。 頭部・顔面・胸部・腹部の打撲痕がある場合は重篤な身体的虐待を疑い、重篤項目 7 をチェックされたい。 その他、火傷や特徴的な傷あざが確認された場合にも、重篤な身体的虐待を疑い、重篤項目 4、5、7～12 を併せて確認されたい。

No.	項目	詳細項目（一例）	説明
B2	子どもに、噛み傷・わずかな傷・説明されない傷がある	- 子どもに、理由不明または説明のつかない外傷がある - 子どもに、単発のわずかな怪我または傷が残らない程度の暴力がある - 子どもに、成人による噛み傷（犬歯間が3cm以上）がある	詳細項目（一例）を参考に、子どもに、噛み傷・わずかな傷・説明されない傷がある場合、「該当」にチェックされたい。 特に首から上、及び腹部などの傷やあざについては、例えわずかな傷であっても、理由不明または説明がつかない場合は「該当」にチェックされたい。 骨折・火傷・打撲・拘束痕など、重度の傷やあざが一つでもある場合は、重篤項目 1～12 もしくは B1を確認されたい。これら他の項目に該当しない理由不明のわずかな傷がある場合のみ、本項目に該当する。
B3	家族構成や同居人に変化がある	- 家族内に出入りする人間に変化があった（内縁関係者などの出入り・同居開始などの変化） - この数ヶ月で、家族構成（同居人）に変化があった	詳細項目（一例）を参考に、この数ヶ月で、家族構成（同居人）に変化があった場合、「該当」にチェックされたい。 新しいきょうだいの誕生、再婚などによる異父母きょうだいの同居なども家族構成の変化に含まれる。初動の段階だけでなく、在宅支援中に家族構成や同居人に変化があった場合も、「該当」にチェックされたい。 その場合は、現在の支援で良いかどうか援助方針を見直す際に重要な情報となる。
B4	子どもが、学業上の課題を抱えている	- 子どもが落ち着いて学習に向かうことが出来ない - 子どもに学校での顕著な学習の遅れがある - 子どもに多動・衝動性が見られる - 子どもが学校にて休学、停学、留年などの課題を抱えている	詳細項目（一例）を参考に、子どもが学業上の課題を抱えている場合、「該当」にチェックされたい。 子どもの対人関係に課題がある場合は、A6 も併せて確認されたい。
B5	養育者が、通告による傷つきやプレッシャーを感じている	- 虐待通告を受けて養育者が傷ついている・プレッシャーを感じる様子がある	「虐待通告を受けて養育者が傷ついている・プレッシャーを感じる様子があること」が該当する。 通告を受けて訪問した際に養育者が泣き崩れたり、近隣から疑いのまなざしが向けられるなどにより傷つく反応が見られた場合などが当てはまる。 その場合は、養育者の心理状態が脆弱になっている可能性があり、支援が必要な段階と考えられる。 地域で孤立している場合もある。これらの状況に当てはまる場合、「該当」にチェックをされたい。

No.	項目	詳細項目（一例）	説明
B6	養育者に、虐待の黙認・擁護・認識欠如がある	- 虐待者以外の養育者に、虐待者をかばう行為が見られる - 養育者が祖父母やきょうだい、同居人や自宅に出入りする第三者の虐待行為を黙認・放置する - 虐待者以外の養育者に虐待の認識がない、または虐待者側の立場をとる - 虐待者以外の大人がいるが、虐待者に同調または黙認している	虐待者以外の養育者（非加害者）に、虐待の黙認・擁護・認識欠如がある場合、「該当」にチェックされたい。 養育者に関する要因の中でも、非加害者に関する項目である。非加害者がDV下におかれている場合もあり、子どもを守ろうとしても加害者からの暴力の対象となる恐れから、子どもをかばいきれない状況が考えられる。しかしながら、その場合は子どもへの加害行為が容認され助長される環境にあり、子どもの安全を守る役割を養育者が果たせていないことになる。このような状況に該当する場合、「該当」にチェックされたい。
B7	養育者に、支援者への攻撃性がある	- 養育者が関係機関の支援者に対して攻撃的な言動や暴力を振るう - 養育者が支援者との話し合いができないほどの怒りや攻撃的態度を露わにする	詳細項目（一例）を参考に、養育者に支援者への攻撃性がある場合、「該当」にチェックされたい。 児童相談業務において、特に一時保護になった場合や、自分の子育てが虐待と疑われたと養育者が怒りをあらわにするのは無理もない反応である。しかしながら、養育者が怒りを表したとしても、子どもの安全について話ができるかどうか判断基準となる。 子どもの安全について話し合うことができず、かつ支援者に攻撃的な言動や脅しを含む発言や電話・メールをしたり、また面接時や訪問時に暴力を振るう、または仄めかす場合、「該当」にチェックされたい。
B8	養育者に、人前での暴言・暴力がある、または子どもが泣いてもあやさない様子がある	- 子どもが泣いても養育者があやすなどの必要な対応をしない - 養育者が、人前で子どもを罵ったり、手をあげたりする - 目の前で子どもに虐待行為を加えているのを通告者／発見者が見ていた	詳細項目（一例）を参考に、養育者に、人前での暴言・暴力がある、または子どもが泣いてもあやさない様子がある場合、「該当」にチェックされたい。 自宅だけでなく、ショッピングモールや公共の場面などにおいて、子どもが泣いていてもあやすなどの必要な対応を行わないことや、養育者が暴言暴力を表出する場合もこれに含まれる。
B9	20 歳未満での予期せぬ妊娠・出産（過去の若年妊娠・出産歴がある場合も含む）	- 20 歳未満での予期せぬ妊娠・出産（過去の若年妊娠・出産歴がある場合も含む）	「20 歳未満での予期せぬ妊娠・出産があること」が該当する。過去の若年妊娠・出産歴がある場合もこれに含まれる。20 歳未満での堕胎（妊娠経験のみで出産経験がない）がある場合も「該当」にチェックする。若年妊婦であればすぐに重篤であるわけではない。ただし、統計的に見ると、重篤な虐待に結びつきやすい項目である。

No.	項目	詳細項目（一例）	説明
B10	養育者間葛藤・対立や話し合いの困難さがある、または養育者間の立場が対等ではない	- 養育者間で、話し合いによる問題解決に困難がある - 過去1年間の間に、養育者間（内縁関係の大人も含め）に顕著な対立や葛藤があった - 非虐待者の立場が虐待者より低い、または、対等な意見が言えない - 養育者が夫婦不和などの家庭内対人ストレスを抱えている	詳細項目（一例）を参考に、養育者間葛藤・対立や話し合いの困難さがある、または養育者間の立場が対等ではない（支配関係がある）場合、「該当」にチェックされたい。 養育者間対立や支配関係の結果、首を絞めるなどの窒息につながるDV、刃物などの武器を用いたDVなどが生じている場合は重篤項目55、56も併せて確認されたい。
B11	養育者に、物質・行為への依存がある、または発達障害の診断・可能性がある	- 養育者に発達障害（疑い含む）がある - 養育者にアルコール依存の診断または疑いがある - 養育者や家庭内同居者にギャンブル依存・買い物依存がある	詳細項目（一例）を参考に、養育者に、物質・行為への依存がある、または発達障害の診断・可能性がある場合、「該当」にチェックされたい。 子どもについてではなく、養育者に関する項目である。本項目については、養育者が医療機関を受診していないこともあるため、項目内容に“可能性”を含めている。 そのため、養育者に発達障害の診断・可能性がある場合は「該当」、発達障害の可能性が疑われるが判断が付かない場合は「疑い（調査後）」にチェックされたい。 その他、ギャンブル依存・買い物依存については、養育者だけでなく家庭内同居者の依存もこれに含まれる。 初動段階では不明でも、調査を継続する中で本項目について判明するケースが多いと考えられる。 具体的には、使用障害（薬物やアルコールの乱用や依存）や依存症の診断（疑い含む）、依存に関する養育者の発言、または実際の依存行動の観測などが情報源として考えられる。
B12	（組織内で）今までに経験したことのない事例である	- 今までに経験したことのない事例	「今までに経験したことのない事例であること」が該当する。 本項目は、組織のなかで経験したことのない事例を担当した際に、どのような予後になるか組織内の誰にも予測がつかない、または予測しづらい事例である。 そのような場合、正常性バイアス（“おそらく大丈夫だろう”）という人間が誰しも持ちえる考え方の偏りが生じやすく、対応の判断にとりわけ慎重さが必要となる。 組織内で過去に経験したことがない事例である場合、「該当」にチェックされたい。

No.	項目	詳細項目（一例）	説明
C1	自由項目		各自治体の地域性や社会リソースなどをふまえて、必要に応じて独自の項目を追加されたい。

6.3 「意思決定と判断理由」の解説

意思決定と判断理由

本ツールは、アセスメントとマネジメントを区別するために、「意思決定と判断理由」欄を設けた。判断・決定した内容と実際の対応結果、その理由などのマネジメントの結果を記録されたい。なお、自機関の意思決定や対応結果について記入し、連携先の対応結果を記入するわけではない。

区分	機関	項目	説明
1. 記入時点の意思決定	児童相談所	市区町村へ逆送致	重篤度が低く、市区町村での管理が適当と判断され、「市区町村へ逆送致」と意思決定した場合にチェック。
		在宅支援	児童相談所において、子どもの安全に懸念があるが「在宅支援(助言指導・継続指導・多機関あっせんなど)」と意思決定した場合にチェック。
		指導あり	児童相談所において、子どもの安全に懸念があり、児童福祉司指導など「措置による指導」と意思決定した場合にチェック。
		一時保護	児童相談所において、児童福祉法第33条に基づき、「一時保護(調査保護を含む)」と意思決定した場合にチェック。
	市区町村	要支援	保護者の養育を支援する必要性が認められるが、要保護児童に該当しない子どもについて「要支援」と意思決定した場合にチェック。 具体的には、育児不安(育児に関する自信のなさ、過度な負担感等)を有する親の下で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子どもなどが含まれる。
		要保護	保護者のない子ども、または保護者に監護させることが不適当であると認められる子どもについて「要保護」と意思決定した場合にチェック。 具体的には、保護者が家出・死亡・離婚・入院・服役などの状況にある場合、虐待を受けている場合、家庭環境などに起因して子どもが非行に走ったり、情緒障害を有する場合などが含まれる。
		児相へ通告	虐待通告受理後の調査や緊急受理会議で、子どもの一時保護が必要であるような緊急性を伴うケースであり、市区町村から「児童相談所へ通告」と意思決定した場合にチェック。
		児相へ送致	立入調査や一時保護、施設入所等の行政措置対応が必要と考えられる場合、子どもに関する専門的判定・専門的ケアが必要と考えられる場合、虐待の保護者指導などの専門的対応が必要と考えられる場合など、市区町村から「児童相談所へ送致」と意思決定した場合にチェック。

区分	機関	項目	説明
2. 緊急出動を行ったか	共通	いいえ	緊急受理会議直後ではなく、48 時間以内またはそれを超えて出動した場合や、出動しなかった場合にチェック。
		はい	緊急受理会議後、直ち(目安として緊急受理会議後 1 時間以内)に出動した場合にチェック。
3. 一時保護(通告／送致)を行ったか	共通	いいえ	一時保護(通告／送致)を行わなかった場合にチェック。
		一時保護	一時保護を行なった場合にチェック。
		児相へ通告	児相へ通告を行なった場合にチェック。
		児相へ送致	児相へ送致を行なった場合にチェック。
4. 一時保護(通告／送致)を行わなかった場合の判断理由	共通	虐待非該当	調査の結果、子どもの安全問題に懸念がなく、虐待に該当しないと判断した場合。
		程度が軽度	虐待の重篤度が軽度と判断した場合。
		安全が確保	調査中に、子どもが加害者の元から物理的に離れた、親族宅など子どもの安全が物理的に確保された状態に移った、または加害者の逮捕や拘留などにより加害者排除がされた状態など、子どもの安全が一時的にでも確保された場合。
		泣き声通告	調査の結果、泣き声通告であり、子どもの安全を疑う事実が無いと判断した場合。
		保護(送致)調整が困難	保護や送致に関する自機関の人員体制が整わない場合や、保護(送致)先に受け入れてもらえない場合。(保護や送致が必要なケースと判断しても、本理由により保護や送致を見送った場合はチェックされたい)
		関係機関の反対	関係機関から通告元であることを秘匿するよう主張されたり、一時保護(通告／送致)を反対される場合。(保護や送致が必要なケースと判断しても、本理由により保護や送致を見送った場合はチェックされたい)
		子どもが保護拒否	子どもが一時保護を拒否した場合。(保護や送致が必要なケースと判断しても、本理由により保護や送致を見送った場合はチェックされたい)
		他機関が近日訪問予定	調査中に、他機関が近日中に訪問予定である場合。
		DV・面前暴力	警察などからの DV・面前暴力事案として受付をした場合。
		特定妊婦	特定妊婦基準を満たす場合。
		理由記入欄	一時保護(通告／送致)が必要無く、子どもが安全だと判断した理由を記載すること。

コラム：なぜ DV 事例が重篤項目に入っているのか？

重篤項目 55「首を絞めるなどの窒息につながる DV、刃物などの武器を用いた DV」に該当する場合、重篤虐待につながる可能性が確率的に高いことは、これまでのデータでも示されている。その根拠に基づいて「安全確保されるべき」という評価基準を持つ重篤項目に含めている。

実際に一時保護等の安全確保を行うかどうかは、マネジメントで判断されることだが、命の危険がある DV は、身体的・心理的に子どもの安全が脅かされる可能性が高いことに留意されたい。

また、命に関わるものだけでなく、子どもの安全が脅かされるような DV 事例はさまざまに存在するため、それらを網羅するために重篤項目 56「その他重篤事態へつながる可能性のある DV」を設けている。

コラム：「その他重篤事態へつながる可能性のある DV」とは、何を指すのか？

重篤項目 55 で示されているような命に関わるもの以外にも、子どもの安全を脅かす重篤な DV 事例が存在し、それを網羅するために重篤項目 56 を設けた。

重篤項目 56：その他重篤事態へつながる可能性のある DV(暴言含む) が生じている

この「その他重篤事態へつながる可能性のある DV(暴言含む)」の具体例として、以下のような内容が考えられる。

- (加害者・被害者問わず) 関係者に薬物・アルコール・ギャンブルなどの依存・使用障害がある場合 (項目 B11 に該当)
- DV 加害者に、過去の逮捕歴・拘留歴がある場合
- DV 加害者が執行猶予中の場合 (執行猶予中だからたまたま大人しくしているなど)
- DV が何度も繰り返されている、単発ではなく継続的である場合
- DV 加害者から DV 被害者・子どもへ対する身体的・心理的・経済的な支配が強く、隷属的な関係性の場合
- DV が生じている家庭において、過去に子どもの保護歴がある場合、または児童相談所や市区町村などで係属歴がある場合

これらの事象が DV 事例と併発している場合は、重篤項目 56 にチェックされたい。重篤である可能性が高く、単発の夫婦喧嘩・親子喧嘩のような事例と異なり、安全確保の必要性が高い状況であることに留意されたい。

コラム：そもそも DV とはどういう状況なのか？

DV は「明確な (加害) 行為」だけではなく、特異な環境や関係性も含む。特に、DV 事例の根底には「支配関係」があり、しばしば想像されがちな“夫から妻への暴力行為”だけではない。妻から夫へ暴力・暴言が向かうこともあれば、きょうだいに向かうこともある。

また、暴力行為の有無ではなく、支配関係の存在が本質であり「厳しい門限」「敬語の強要」「反省文の提出強要」「トレーニングの強要」「部屋に監視カメラの設置」といった状況も DV といえる。けて暴力だけが DV なのではなく、目に見えにくい危険性がある。子どもに身体的なダメージがない場合や、暴力行為のない DV の場合でも、子どもへ多大な心理的影響を与えているケースがあることに留意されたい。

コラム：DV 事例における隷属的な支配構造とはどういう状況なのか？

DV 事例における隷属的な支配構造とは、DV によって、被害者が学習性無力感を感じ（逃げられない、逃げても無駄だと置かれた環境に耐える）、身体的・心理的・社会的・経済的に DV 加害者のいいなりになっているような状況を指す。

なお、Web 調査「一時保護（児相へ送致）を検討する水準の重篤度であった DV 事例では、どのような支配構造が見られたか」という設問では、以下のような自由記述回答が得られた（Web 調査設問 A_17_6・報告書 第 16 章を参照）。

- GPS 等による行動管理・所在把握
- 携帯電話の監視
- 暴言による精神的支配
- 経済的支配
- 相手をコントロールするような関係

コラム：DV 事例はとても通告数が多いが、どのようにマネジメントしたら良いか？

前述のコラムで「その他重篤事態へつながる可能性のある DV」の具体例として「加害者の薬物・アルコール等の依存」「加害者の逮捕歴・拘留歴」を挙げたが、Web 調査結果では、これらに当てはまる場合でも積極的な一時保護（児相への送致）には至っていなかった（Web 調査設問 A_17・報告書 第 16 章を参照）。

ただし、この結果は「重篤ではないから一時保護（送致）を検討していない」ことを意味するのではなく、「通告数が多すぎて対応しきれない」という背景事情が考えられる。人員が不足している現場の実態では、「その他重篤事態へつながる可能性のある DV」に当てはまったとしても、必ずしもすべて一時保護（通告 / 送致）ができるとは限らないだろう。重要なのは、一時保護（通告 / 送致）を行わない場合でも、その事例の危険性を把握し、状況が悪化した場合に対応できるよう備えておくことだ。

前述した「依存」「逮捕歴・拘留歴」「継続的・繰り返される DV」などに当てはまる DV 事例の場合、重篤事態へつながる可能性が高い。一時保護（送致）を行わなかった場合、リミットアセスメントで「子どもに傷あざを発見」「養育者と連絡がつかない」などに該当すれば、再度セーフティアセスメントに戻ることになる。2 度目のセーフティアセスメントを経て、一時保護（送致）が必要だと判断される可能性があるため、一時保護（送致）を行わない場合のマネジメントとして、危険な兆候があればすぐ動ける体制を整えておくことが重要である。

コラム：重篤項目 11&12「重度の傷あざ」の重度とは？

Web 調査で「一時保護（児相への送致）を検討するような重度の傷・あざ」について尋ねた結果、児相・市区町村ともに、傷あざの部位や大きさにもとづいて「重度」を判定している可能性が見出された（Web 調査設問 B01～B06・報告書 第 16 章を参照）。

ただし、その大きさについては、児相と市区町村で異なる回答傾向であった。児相では 1cm 四方より大きい傷あざの場合に一時保護を検討することが多く、市区町村では 3～5cm 四方より大きい場合に送致を検討することが多いという結果が得られた（Web 調査設問 B04・報告書 第 16 章を参照）。

つまり、「重度の傷あざ」の定義には、児相と市区町村でばらつきがあり、現段階ではデータ検証が不十分のため、具体的に示すことができない。今後は、傷あざを撮影した画像等も含めてデータを蓄積し、どのような傷あざの場合に一時保護（送致）が検討されているのかといった検証を重ねることで、「重度」を具体的に示していくことが期待される。

ただし、これまでの虐待死亡事例では、軽度の傷あざしか観測されなかったが、打ち所が悪かったり、暴力がエスカレートすることで、死亡に至っている事例もある。一時保護や児相への送致の要否については、傷あざか重度かどうかではなく、子どもの安全が疑わしいかどうかで判断されたい。

第7章 | よくある質問

本章では、本ツールの作成過程で、現場職員や研究者から頂いた疑問や議論の中から、ツールを利活用する上で特に重要な内容を質問形式でまとめた。

- 本ツール全般について
- 本ツールの運用について
- 本ツールの評価基準について
- ツールの使い方、チェックのつけ方について
- その他

7.1 本ツール全般について

Q1

なぜ重篤項目に心理的虐待がないのか？

A. これは、本ツールがセーフティアセスメント＝「子どもの命の安全」をスコープとしているからであり、決して、心理的虐待やその影響を軽視しているわけではない。

→詳細は、P20 第2章「なぜ重篤項目に心理的虐待がないのか？」参照

Q2

初期初動の段階においては、家庭のニーズやストレングスに応じた支援体制を充実すべきだと考えるが、なぜストレングスが入っていないのか？

A. 本ツールはセーフティアセスメントを対象としており、ニーズやストレングスについては、ニーズ（リソース）アセスメントで評価されたい。これら各種アセスメントは、その目的や対象を区別して行われるべきである。

→詳細は、P13 第2章「セーフティアセスメントとは」参照

Q3

過去に起こった項目をチェックする欄を設けないのはなぜか？

A. アセスメントでは、現時点の「今まさに子どもの安全が脅かされているかどうか」に加えて、過去に起きた出来事についても評価する（詳細は P42 第5章コラム参照）。ただし、具体的に何日前から「過去」と扱うかなど、アセスメント項目として設定することが難しい。そのため、（※一部項目を除いて、）本ツールは現時点で起きている事案を対象としており、「過去に該当した」ことを示すチェック欄を設けていない。

※P27 第4章「アセスメント（チェックのつけ方）の注意点」参照

Q4

各項目の（その事態・状況の）発生日時をなぜ記入できないのか？

A. 発生日時などの詳細情報は、通常、調査記録や受付票で別途管理されている。本ツールは「重篤虐待の見落としを防ぐ」ための評価をすることが目的であり、副次的に事態や状況についての詳細情報を可能な限り記録できるようにしている。そのため、個別の事象が発生した日時を記入する欄を設けていない。事態や状況に関する詳細情報の記入は、必要に応じて主訴欄を活用されたい。

Q5

本ツールはどういう経緯で作られたのか？エビデンスは？

- A. 先行研究から収集した項目のうち、全国調査データの統計的解析に基づいてアセスメント項目を選定し、有識者である検討委員の議論を経て、ツールを作成した。さらに、自治体で試行的にツールを利用してもらい、使い手の意見もふまえてツールを改良した。
→詳細は、P21 第3章「本ツールの作成背景」、報告書第1章・第2章を参照

Q6

アセスメント項目の意味（該当する状況など）がわからない

- A. P45 第6章「各アセスメント項目の詳細解説」参照

Q7

重篤関連項目（A項目）と重篤準関連項目（B項目）は何が違うのか？
B項目にチェックがついた場合は、リスクが低いのか？

- A. A項目とB項目の違いは、重篤虐待との関連性の度合いと、それによる調査の優先度である。B項目に該当したからといって、必ずしもA項目に該当した場合より重篤度が低いことを意味しない。
→詳細はP25 第4章「アセスメント項目について」参照

Q8

意思決定と判断理由欄は何のためにあるのか？

- A. アセスメントの結果とマネジメントの結果を紐づけて記録することで、正確な引き継ぎ・情報共有を可能にし、さらには、データの利活用可能性を高めるためである。
→詳細はP31 第4章「なぜマネジメントの記録を残すのか？」参照

Q9

「一時保護（通告／送致）を行わなかった場合の判断理由」には、理由とは言えない選択肢もある。例えば「調整が困難」なら保護しなくても良いと言えるのか？

- A. 言えない。「一時保護（通告／送致）が必要だが実施できない」という、アセスメントとマネジメントが乖離せざるをえない現場の実態を可視化するために、本来推奨される理由ではないが、よく挙げられるような事情や状況も選択肢に含めている。
→詳細はP30 第4章「一時保護を行わなかった場合の判断理由欄の選択肢」参照

Q10

本ツールは完成版か？今後更新される可能性はあるか？／
項目が足りないのでは？この項目が含まれていないが？

- A. 本ツールは、令和3年度事業において作成された令和3年度3月時点の内容に過ぎず、今後の検証が必要な段階である。現場での試行や実証実験を重ねて、使い勝手や判別の中率の効果測定を行う必要があり、時代のトレンド特性・地域性なども考慮し、**定期的かつ継続的に、アセスメント項目をアップデートしていく想定**である。
各自治体の現状に合わせて、独自に追加すべき項目もあると考えられるが、現段階では、重篤項目21、29、44、60「その他」や、自由項目のC1を活用されたい。

7.2 本ツールの運用について

Q11

本ツールを導入したいが、何か準備が必要か？

- A. 研修が必要である。記入方法や各項目については本書でも解説しているが、研修では①児童福祉のポリシー、②リスクの概念、③アセスメントとマネジメントの概念、④記録とデータ活用、これら4点について前提を共有することが重要である。
→詳細は、報告書 第17章 参照

Q12

このツールを改変しても良いか？地域性や支援リソースに合わせて、独自に項目を追加してもよいか？

- A. 全国での共通利用を可能にするため、本ツールの設計では標準化を前提とした。ツール利用で得られたデータを蓄積し全国で利活用するためにも、発行団体である産総研では原則改変を推奨しない。ただし、本ツールの項目に加えて、各自自治体で独自のアセスメント項目を追加してもらうことは可能である。重篤項目21、29、44、60番の「その他」や、自由項目のC1を活用されたい。また、本ツールのExcel版を公開しているため、併せて活用されたい。

Q13

都道府県、基礎自治体で既に使っているツールと本ツール、二重で登録が必要か？

- A. 今後の子ども虐待対応の手引きや、全国児童相談所長会、厚労省からの指針や通達に準ずることとなり、既に使用しているツールを優先してもらうことも可能である。子どもの安全を守るために、使い勝手が良い方を利用されたい。既存ツールのデータが蓄積されていない場合や、既存ツールのアセスメント項目に根拠となる裏付けがない場合には、データに基づいて作成された本ツールの使用をぜひ検討されたい。

Q14

経験豊富な職員なら当然これらの項目は頭に入っている。
多忙な業務の中でこれだけ多くの項目をチェックできない。
必要に応じて一時保護が必要だと考えられる事例のみ使うが、問題ないか？

- A. 本ツールを、一時保護に相当すると思われる事例だけに用いることは推奨しない。ツールなしに、アセスメント（一時保護の必要性評価）やマネジメント（一時保護の要否判断）をしてしまうと、見落としが生じ、バイアスのかかった判断となりがねない。さらに、このような属人的な対応を続けてしまうと、異動・退職で担当者が変わった場合に、どんな評価や根拠のもとに判断・対応がなされたのかを引き継ぐことができない。人間のバイアスを取り除き、重篤虐待を見落とさないために、本ツールを用いて客観的・網羅的なアセスメントを行い、その結果を参照した上でマネジメントとして一時保護の要否を判断されたい。
→詳細は、P10 第1章「アセスメントとマネジメントを適切に実践するために重要なこと」参照

7.3 本ツールの評価基準について

Q15

本ツールを一時保護や児相へ送致するための基準として使ってよいか？
本ツールを児相へ送致する基準にすると、市区町村から送致が増えることが懸念される。／
本ツールを児相へ送致する基準にしても、児相に対応してもらえるとは思えない。どのように使うべきか？

- A. 本ツールはあくまでも、児相と市区町村が共通で使えるアセスメントの「評価基準」である。そのため、実際の一時保護や児相へ送致する「運用基準」とすることは想定していない。連携不和を回避し、子どもの安全を守っていくためには、児相と市区町村の間での「運用基準」の取り決めや合意形成が重要となる。
→詳細は、P39 第5章「評価基準と運用基準」および第5章各コラム参照

Q16

重篤項目にチェックがすぐついてしまい、実質的に一時保護や児相への送致が増える。
項目選定がオーバートリアージではないか？

- A. 重篤項目は、全国から収集した過去の虐待事例データを元に「重篤虐待である可能性が確率的に極めて高い項目」が選定されているため、オーバートリアージではない。本ツールはデータに基づいて客観的かつ網羅的に構成されているため、オーバートリアージだと感じる場合、貴組織が対応する重篤事例がそれほど多いことを意味する。
→詳細は、P21 第3章「本ツールの作成背景」参照

Q17

重篤項目 55・56 は、DV 事例だとすぐチェックがついてしまうが
「安全確保されるべき」なのか？業務負担になるのでは？

- A. DV 事例の中にも、子どもの安全が脅かされるような、安全確保を要する事例があり、それらを網羅するためである。特に、重篤項目 55 に該当する場合、重篤虐待につながる可能性が確率的に高いことはデータからも示されているため、「安全確保されるべき」という評価基準を持つ重篤項目に含めている。ただし、実際に一時保護等を行うかどうかは、マネジメントとして総合的に判断されたい。
→詳細は P64 第6章「なぜ DV 事例が重篤項目に入っているのか？」参照

Q18

業務量が増えることが懸念されるが、なぜ本ツールを使うのか？

- A. 児童福祉現場において、属人的な対応を避けるためにも、過去のデータに基づいた本ツールの客観的なアセスメントが参考になるためである。本ツールによる評価と自身の判断（マネジメント）が同じであれば背中を押してもらえ、異なる場合には判断を見直すきっかけとなる。
- また、新しい職員や経験の浅い職員のために、「どのようなアセスメントの結果（本ツールの結果）の場合、どのような対応をしたらよいか」という仕組みを、記録やデータとして残すためである。経験豊富な職員であれば、既に頭の中で本ツールと同様のアセスメントを行なっているだろうが、その知見を経験の浅い職員へ引き継いでいくことが重要であり、本ツールと蓄積されたデータがその役割を担う。

7.4 ツールの使い方、チェックのつけ方について

Q19

忙しい現場では、緊急受理会議時か、保護判断後の帰所時にしか記入できないが、問題ないか？

- A. なるべくリアルタイムに更新するのが理想だが、緊急受理会議や帰所時の記入でもかまわない。非常に多忙な現場の実情では、新しいツールの導入は困難だと思われるが、可能であれば、徐々に本ツールを業務フローへ組み込んでいくことを検討されたい。

Q20

調査をしたら「疑い（調査前）」の✓を消して、「疑い（調査後）」に✓を書き直すのか？

- A. 同じ1枚のシート上で書き換えは行わない。調査後は、新たに作成する2枚目のシートに記入する使い方を想定している。調査が進み、新たな情報が増える、もしくは状況が変わるごとに、2枚、3枚とシートを重ねて更新して使用されたい。
→詳細は、P32 第4章「シートを更新してその都度チェックをつける」参照

Q21

「一時保護（通告／送致）の要否判断まで」とあるが、つまり何時間以内にチェックすればよいのか？通告後48時間以内までということか？

- A. 一時保護の要否判断は原則48時間以内だが、「48時間を待たずに緊急出動・すぐに保護の要否判断をする場合」もあれば、「通告が同時に複数来るなどすぐに出動できず、48時間以内に保護の要否判断できない場合」もある。
「通告後何時間以内に保護の要否判断が達成されるか」「何時間以内に保護の要否判断をするのか」という緊急性はマネジメントとして判断してもらうことである。48時間という時間は明記せずに、重篤項目と重篤関連項目（A項目）をチェックした状態で保護の要否判断をされたい、という時間的スケールを示した。
また、通告受理後だけでなく、リミットアセスメントを経てセーフティアセスメントに戻る場合も考えられるため「一時保護（通告／送致）の要否判断まで」とした。

Q22

本ツールは項目数が多いと感じる。多忙な業務において、全項目を調査すべきということか？

- A. 重篤項目は、一つでもチェックがついた場合に重篤虐待である可能性が高いため、その時点で把握している情報から、当てはまるものがないかを確認されたい。迅速性の求められる状況では、必ずしも全項目調査する必要はない。
一方で、重篤関連項目（A項目）・重篤準関連項目（B項目）は、重篤虐待が併存している可能性の高い事象である。重篤虐待を見落とさないために、可能な限り全て調査されたい。
→詳細は、P25 第4章「アセスメント項目について」参照

Q23

記入の所要時間が知りたい。すべてチェックを終えるのにどれくらいかかるか？

- A. 今回の現地調査では「初回は、どこに何の項目が書かれているかを探してしまうため、1件10分以上かかった」「3～5件ほど記入するうちに慣れていき、1件あたり2～3分で記入を終えられた」という意見が多かった。
→詳細は、報告書第13章参照

Q24

きょうだい受理はどのように記入するのか？

A. 子ども一人ずつの安全確保の必要性を評価する必要があるため「子ども 1 人につき 1 シート」で作成されたい。

Q25

性的虐待について、未遂行為はどうしたらよいのか？

A. 性的虐待では、未遂の事実が確認された場合「該当」にチェックされたい。例えば「殺人未遂が行われた事実」は「殺人行為をした疑いがある」とは異なるのと同様である。
→詳細は、P27 第 4 章「性的虐待について」参照

Q26

きょうだい間の性暴力はどのように扱うのか？

A. 加害者がきょうだいの場合も、子どもの安全が脅かされていることに変わらないため、ネグレクトではなく、性的虐待として扱う。
→詳細は、P27 第 4 章「性的虐待について」参照

7.5 その他

Q27

一時保護に関する司法審査において、本ツールはどのような活用が期待されるのか？

A. 今後、国や自治体でデータを蓄積・検証し、本ツールの改良を重ねることで、本ツールによるアセスメントの結果を、司法審査に耐えうるエビデンスとしていくことが期待される。

Q28

今後アプリ（タブレット利用）化の展望はあるのか？

A. アプリ化は本事業の範囲外ではあるが、今後、国・自治体等の事業によるアプリ化や、民間企業によるアプリ提供サービスへの活用可能性が考えられる。



あとがき（検討委員からのことば）

本年度事業において、現場職員および研究者で構成された検討委員から本ツールや本事業についてコメントを頂いた。以下に掲載する（掲載は五十音順で、コメント掲載は任意で募集としたため、全ての委員のコメントが掲載されているわけではない）。

「子どもが死亡する」ことがある責任の重い業務ながら、
未経験や経験の浅い職員がこれを担っている実態があります。
特に、小規模な市町村、大規模な児童相談所で顕著でしょう。
そんな現場を強かにサポートするのが、本ツールです。
子どものため、あなたと職場のために、是非、お使いになってください。
（秋田県横手市役所 子育て支援課 大沼吹雪）

私たちの仕事は「子どもの最善の利益のために」を基本理念としています。多くの子どもの安心安全を守るために、この厳選された調査項目をまとめた本ツールが活かされることを願っております。
（東京都八王子児童相談所 児童福祉相談専門課長 奥村理加）

今後は、利用した結果のフィードバックが必要となります。実務と調査研究を通じて収斂されていくことを期待します。
（流通科学大学 加藤曜子）

アセスメントツールに関する理解を深めることができ感謝している。本ツールを使用すると、他のツールとの使い分けやマネジメントへの反映のさせ方が課題と思われるが、職場でガイドブックの内容を共有しながら対応していきたい。
（千葉県松戸市子ども家庭相談課 後藤繁樹）

この調査研究で、子どもの安全にかかるリスク評価が市町村や児童相談所等において、速やかに、客観的に、そしてもれがなく対応できるツールの一つになってくれればと思います。
（神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課 佐藤和宏）

多くの現場知見と研究者のタイアップでアセスメントのひな形が完成したのは素晴らしい事だと思います。それは又、使う事で自分たちの姿を鏡のように映し出す、
自分たちのアセスメントでもあるのだらうと思います。
（三重県児童相談センター 鈴木聡）

多くの知見を結集し、この度のツールが作られました。これからは、子どもを守り支える全国の皆さんに使っていただくことで、このツールが子ども支援のための共通言語に育っていくことを期待しています。

(山口県福祉総合相談支援センター 児童相談部 多田基哉)

本ツールは、最新の知見とデータを反映したこれまでにないアセスメントツールです。

しかし、アセスメントツールは、常にアップデートし続ける必要があります。

児童福祉の世界でも、DXによって全国的なデータの集積と活用が進み、

子どもの命と安全が守られ、子どもの夢と希望、最善の利益の実現に向けた環境が整っていくことを願っています。

本研究に携わった全ての方々に御礼申し上げます。

(中野区 田中淳一)

急増することも虐待事案に対する児童相談所の役割や責任は重要性を増しています。

子どもの命と安全を守りつつ、経験が浅い職員人材育成の視点も持ちながら、この

研究の成果が各現場で発展していくよう願っています。

(川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 北部児童相談所 出路幸夫)

リスク・アセスメントの信頼性は、迅速かつ丁寧な調査・評価によりますが、人としてのノイズとバイアスは常に含まれます。データを蓄積・検証し、繰り返し更新していくシステムが欠かせません。このツールがそのスタートを切ることを願っています。

(社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 愛育研究所 客員研究員 山本恒雄)

すべての研究プロセスに参加させていただきありがとうございました。現場レベルでは、完成したツールをもとに、もれなく対応できるスキルを高めていきたいと思います。さらにデータを蓄積し、今後の意義ある更新に役立ててもらえたらと思います。

(千葉県柏児童相談所 渡邊直)

おわりに

本ツールのシステムは、継続的なデータ収集と検証によるバックアップのもとに維持される。一度ツールを作成して終わりではなく、現場でツールを利用してもらい、データを収集・検証することで、ツールの改良を続けていくことが重要である。具体的には以下のような検証が必要である。

「重篤」という言葉の程度や基準、内容の具体化

- 例えば「重篤な傷」とは、どれくらいの大きさ、色、見た目なのか？
- 「重篤」をより具体化したアセスメント項目に改良する

アセスメント項目が示す重篤性の実証

- 重篤度の高さによるアセスメント項目のランク付けを行う
- より重篤度の高い項目を絞り込む

また、アセスメントやそれに紐づいたマネジメントの記録が、データとして蓄積されることで、アセスメントツールの改良だけではない、以下のような利活用が可能になる。

業務の傾向や地域性を可視化

- 解析結果を現場へフィードバックし、地域や機関の特徴を把握する
- 傾向を振り返ることで、職員のアセスメントとマネジメントの質を向上させる

政策提案への活用

- 滞留している子どもはどれだけいるのか、実態を可視化する
- データに基づいて、人員増加・保護所増設などの政策提案を行う

蓄積されたデータや、その解析結果から得られた知見は、いわば現場の知識や経験そのものとも言える。新人職員の教育が追いつかない現状の中でも、培われた知見を仕組みとして引き継いでいくために、現場の業務に即したデータの利活用がなされることを願ってやまない。

児童相談所と市区町村で 共通利用可能な子ども虐待対応のための 安全確保の必要性チェックシート

✓ ツール各種の公開先（本ツールのダウンロード先）

本ツールは、現場の要望に基づき、以下の通りいくつかのパターンを用意した。

どのパターンも、アセスメント項目や記入欄は同一内容である。

- A4 裏表 1 枚で使える 2 ページ版
 - カラー / 白黒
 - 隔行に色あり / 隔行に色なし
- A4 裏表 2 枚または A3 裏表 1 枚で使える 4 ページ版
 - カラー / 白黒
 - 隔行に色あり / 隔行に色なし

次項以降に掲載のツールは、誌面の余白の制約上、横幅が狭く掲載されている。

実際に利用する際には、以下の URL にてツール公開しているため、参照されたい

高岡昂太(研究代表者)の産総研 web サイト URL(2022 年 3 月 31 日掲載):

https://staff.aist.go.jp/kota.takaoka/research/mhlw_riskAssessment.html



児童相談所と市区町村で共通利用可能な子ども虐待対応のための安全確保の必要性チェックシート

識別番号		記入日時	年	月	日	:	記入者:	確認者:
種 別	身体・ネグ・性・心理	児童名				(男・女)	歳	か月 学年等:
通告元		虐待者	[主/従]			(男・女)	歳	子どもとの関係:
		虐待者	[主/従]			(男・女)	歳	子どもとの関係:
主 訴								

区分	疑い(調査前)	疑い(調査後)	該当	疑い(調査前): 疑いが生じている 疑い(調査後): 調査したが疑いが残る 該当: 調査により該当することが確認		「調査」とは: (ガイドブックP25参照) 児相・市区町村や、通告元・関係機関が【直接】確認した情報を「調査」とする 通告元・関係機関が【伝聞】で得た情報は、調査に含めず「疑い(調査前)」とする	
				重篤項目: 1つでもチェックがついた場合、重篤な虐待である可能性が極めて高く、安全確保がされるべき			
重篤項目 一時保護(通告/送致)の要否判断までに確認	1 重篤身体的虐待 ※1 不慮の事故によるもの確認がないもの	子ども			1	頭蓋内損傷・頭蓋内出血 ※1	
					2	眼底出血・網膜剥離・水晶体脱臼など ※1	
					3	内臓損傷・腫脹・出血 ※1	
					4	骨折痕・新旧の多数の創傷 ※1	
					5	火傷・火傷痕 ※1	
					6	毒物・薬物などを飲まされる、または中毒症状がある	
					7	頭部・顔面・胸部・腹部の打撲痕	
					8	带状痕や二重条痕などの特徴的な形状の創傷	
					9	身体各部に拘束痕を疑う傷	
					10	首絞めを疑わせる絞扼痕	
					11	骨折・重度の傷あざ(殴る・叩く・蹴る・踏みつけるなどの暴力による可能性があるもの)	
					12	骨折・重度の傷あざ(道具を用いた暴力による可能性があるもの)	
					13	締め出し(子どもの安全を守る養育者がいない状態で危険にさらされる戸外にいるなど)	
		暴力行為		14	首絞めの目撃・報告		
				15	子どもを溺れさせる(風呂などに沈める行為を含む)		
				16	子どもの鼻と口をふさぐ(乳幼児の場合は布を顔にかけける行為を含む)		
				17	子どもを縛りつける・トランクや箱などに閉じ込める・布団蒸しにする		
				18	殴る・叩く・蹴る・踏みつけるなどの暴力、または道具を用いた暴力があり、子どもがけがを負う危険性がある		
				19	乳幼児を立て抱きにして前後に激しく揺さぶる・投げ飛ばす・床に落とす		
	他		20	代理によるミュンヒハウゼン症候群(MSBP)			
			21	その他重篤と評価される身体的虐待()			
	2 重篤ネグレクト	子ども		22	器質的な理由によらず、子どもの身長または体重が標準身長・標準体重の-2SDを下回っている		
				23	子どもが置き去り・放置(車内含む)されている。または、養育者不在での夜間徘徊がある		
				24	子どもが疾病などにより衰弱している状態のまま放置されている		
				25	養育者の監護なしに、子どもだけでは危険な環境に置かれている		
		養育者		26	感染症・乳幼児の下痢・脱水症状・慢性疾患・重度の外傷などがあるが病院を受診させていない		
				27	養育放棄がある、または養育者が子どもの養育(医療的対応含む)に無関心・拒否的・「世話をしたくない」などと訴える		
		他		28	異物や不適切な薬物を、子どもが勝手に飲めしまう環境がある		
				29	その他重篤と評価されるネグレクト()		
	3 性的虐待の疑い ※性的虐待の対応ガイドラインに基づき、疑いがあつた段階で調査保護(通告/送致)を検討する	子ども		30	子どもの性器・肛門・下腹部に説明のつかない傷・異常がある。または説明のつかない性感染症がある		
				31	子どもから、「誰が何をしたか」の情報を含む詳細な性暴力被害の訴えがある		
				32	被害詳細は不明ながら、子どもから、性被害を疑わせる発言がある		
				33	子どもが、年齢不相応な性的興味・関心・知識を持っている		
		加害者(きょうだい等含む)		34	子どもが、被害経験の疑われるような過剰に性的な表現をする		
				35	性器・口腔・肛門への侵入を伴う行為がある		
				36	直接・間接を問わず、子どもの身体に触れるか、同様に自分や他人の身体を触らせる		
				37	子どもに性器や性交を見せる		
				38	子どもをポルノグラフィーの被写体にする		
				39	子どもに売春や援助交際を強要する		
				40	子どもの着替えを覗いたり、一緒に入浴することを子どもに強要するなどの行為がある		
				41	性的描写のある物品を子どもに見える状態にしている		
		他		42	子どもに対して卑猥な言葉を発する		
				43	性的虐待が懸念される環境や状況(加害者が子どもに接触できるなど)がある		
				44	その他 性的虐待()		
	4 重篤その他虐待	子ども		45	子どもが帰宅を嫌がる、または拒否する		
				46	子ども自身が保護・救済を求めている		
		養育者		47	子どもに不適切な薬物投与をしている(意図的かどうかを問わない)		
				48	子どもに心中や自殺を強要する行為・発言がある		
				49	子どもに自傷行為や自殺企図があるが、適切な支援機関に相談させていない		
				50	養育者が子どもの保護・救済を求めている、または養育上の課題に対する解決方法を求めている		
				51	養育者から、「このままでは何をしようかわからない」「子どもを殺してしまおう」など、自己制御困難の訴えがある		
				52	虐待の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、否定する		
				53	養育者の心理的な急変・自殺企図・親子心中未遂がある、または「死にたい」「子どもを殺したい」などのほめめかしがある		
				54	その日の生活に困るような生活困窮状態(ライフラインが止まる可能性があるなど)		
		家庭		55	家庭内で、首を絞めるなどの窒息につながるDV、刃物などの武器を用いたDVが生じている		
				56	その他重篤事態へとつながる可能性のあるDV(暴言含む)が生じている		
		他		57	子どもまたは養育者の居所が不明		
				58	子どもや養育者が、「殺されるかもしれない」「何をしようかわからない」などの別の養育者に対する確信めいた不安や恐れを訴える		
		59	子どもの安全が疑われ、かつ、きょうだいに虐待死・死因不明死・事故死情報のいずれかがある				
	60	その他重篤と評価される虐待・行為・状態・環境()					

区分		非該当	(調査後) 疑い	該当	非該当: 調査により該当しないことが確認 疑い(調査後): 調査したが疑いが残る 該当: 調査により該当することが確認	
					重篤関連項目(A項目): 「該当」または「疑い(調査後)」に1つでもチェックがついた場合、重篤な虐待との関連性が高く、安全確保が検討されるべき	
一時保護(通告/送致)の要否判断までに要調査	外傷				A1	養育者が説明を回避する、または養育者の説明内容に疑念がある
	家庭				A2	支援や介入が困難である、または支援のための資源が不足している
					A3	養育負担の偏りがある、または夜間監護がない
					A4	養育環境が不適切である
					A5	経済不安、または就労の不安定さがある
	子ども				A6	子どもに情緒的な問題、または対人距離・愛着関係の課題がある
					A7	子どもが養育者を過剰に支持する
					A8	養育者に対して挑発行動がある、または挑発行動がエスカレートしている
					A9	子どもに摂食・排泄の異常や、喘息・アレルギーがある
	養育者				A10	養育者が、暴力のほのめかしや、過剰なしつけ・体罰での暴力・正座などの強制をする
					A11	養育より自身の都合を優先している。生活が自己中心的である。態度から事態改善が見込まれない。
					A12	養育者に、育児スキルの不足や育児の不履行がある
					A13	養育者は、怒りや突発的事態への対処が困難である
					A14	養育者が子どもの育てにくさを感じている
					A15	養育者に、支援の拒絶・回避・無関心さがある。または支援者への態度に一貫性がない
					A16	養育者に、精神科の通院歴・精神的な不安定さ・判断力の減退・養育困難さがある
					A17	養育者に家庭外ストレスがある
	過去				A18	子どもに被虐待歴がある
					A19	きょうだいに、相談歴・一時保護歴・措置歴などがある
					重篤準関連項目(B項目): 「該当」または「疑い(調査後)」に1つでもチェックがついた場合、重篤な虐待との関連性が高く、安全確保が検討されるべき	
援助方針会議までに要調査	外傷				B1	子どもに、打撲痕や内出血などの外傷がある
					B2	子どもに、噛み傷・わずかな傷・説明されない傷がある
	家庭				B3	家族構成や同居人に変化がある
	子ども				B4	子どもが、学業上の課題を抱えている
	養育者				B5	養育者が、通告による傷つきやプレッシャーを感じている
					B6	養育者に、虐待の黙認・擁護・認識欠如がある
					B7	養育者に、支援者への攻撃性がある
					B8	養育者に、人前での暴言・暴力がある、または子どもが泣いてもあやさない様子がある
					B9	20歳未満での予期せぬ妊娠・出産(過去の若年妊娠・出産歴がある場合も含む)
					B10	養育者間葛藤・対立や話し合いの困難さがある、または養育者間の立場が対等ではない
					B11	養育者に、物質・行為への依存がある、または発達障害の診断・可能性がある
					B12	(組織内で)今までに経験したことのない事例である
他						
自由	他				C1	

意思決定と判断理由					
1	記入時点の意思決定	児童相談所: ☐ 市区町村へ逆送致 ☐ 在宅支援 ☐ 指導あり ☐ 一時保護 (年 月 日 :) 市区町村: ☐ 要支援 ☐ 要保護 ☐ 児相へ通告 ☐ 児相へ送致			
2	緊急出動を行ったか	☐ いいえ	☐ はい	初回現認日時(年 月 日 :)	
3	一時保護(通告/送致)を行ったか	☐ いいえ	☐ 一時保護 ☐ 児相へ通告 ☐ 児相へ送致	(年 月 日 :)	
4	一時保護(通告/送致)を行わなかった場合の判断理由	☐ 虐待非該当 ☐ 安全が確保 ☐ 保護(送致)調整が困難 ☐ 子どもが保護拒否 ☐ DV・面前暴力 ☐ 程度が軽度 ☐ 泣き声通告 ☐ 関係機関の反対 ☐ 他機関が近日訪問予定 ☐ 特定妊婦			
理由記入欄(安全だと判断した理由・根拠を記載してください)					

児童相談所と市区町村で共通利用可能な子ども虐待対応のための安全確保の必要性チェックシート

識別番号		記入日時	年 月 日	:	記入者:	確認者:
種 別	身体・ネグ・性・心理	児童名	(男・女)		歳 月 年等:	
通告元		虐待者	[主/従]		歳	子どもとの関係:
		虐待者	[主/従]		歳	子どもとの関係:
主 訴						

区分	疑い (調査前)	疑い (調査後)	該当	疑い(調査前): 疑いが生じている 疑い(調査後): 調査したが疑いが残る 該当: 調査により該当することが確認		「調査」とは: (ガイドブックP25参照) 児相・市区町村や、通告元・関係機関が【直接】確認した情報を「調査」とする 通告元・関係機関が【伝聞】で得た情報は、調査に含めず「疑い(調査前)」とする	
				重篤項目: 1つでもチェックがついた場合、重篤な虐待である可能性が極めて高く、安全確保がされるべき			
重篤項目 一時保護(通告/送致)の要否判断までに確認	1 重篤身体的虐待	子ども		1	頭蓋内損傷・頭蓋内出血 ※1		
				2	眼底出血・網膜剥離・水晶体脱臼など ※1		
				3	内臓損傷・腫脹・出血 ※1		
				4	骨折痕・新旧の多数の創傷 ※1		
				5	火傷・火傷痕 ※1		
				6	毒物・薬物などを飲まされる、または中毒症状がある		
				7	頭部・顔面・胸部・腹部の打撲痕		
				8	帯状痕や二重条痕などの特徴的な形状の創傷		
				9	身体各部に拘束痕を疑う傷		
				10	首絞めを疑わせる絞扼痕		
				11	骨折・重度の傷あざ(殴る・叩く・蹴る・踏みつけるなどの暴力による可能性があるもの)		
				12	骨折・重度の傷あざ(道具を用いた暴力による可能性があるもの)		
				13	締め出し(子どもの安全を守る養育者がいない状態で危険にさらされる戸外にいるなど)		
		暴力行為		14	首絞めの目撃・報告		
			15	子どもを溺れさせる(風呂などに沈める行為を含む)			
			16	子どもの鼻と口をふさぐ(乳幼児の場合は布を顔にかける行為を含む)			
			17	子どもを縛りつける・トランクや箱などに閉じ込める・布団蒸しにする			
			18	殴る・叩く・蹴る・踏みつけるなどの暴力、 または道具を用いた暴力があり、子どもがけがを負う危険性がある			
		19	乳幼児を立て抱きにして前後に激しく揺さぶる・投げ飛ばす・床に落とす				
		他		20	代理によるミュンヒハウゼン症候群(MSBP)		
			21	その他重篤と評価される身体的虐待()			
	2 重篤ネグレクト	子ども		22	器質的な理由によらず、子どもの身長または体重が標準身長・標準体重の-2SDを下回っている		
				23	子どもが置き去り・放置(車内含む)されている。または、養育者不在での夜間徘徊がある		
				24	子どもが疾病などにより衰弱している状態のまま放置されている		
				25	養育者の監護なしに、子どもだけでは危険な環境に置かれている		
		養育者		26	感染症・乳幼児の下痢・脱水症状・慢性疾患・重度の外傷などがあるが病院を受診させていない		
				27	養育放棄がある、または養育者が子どもの養育(医療的対応含む)に無関心・拒否的・ 「世話をしたくない」などと訴える		
		他		28	異物や不適切な薬物を、子どもが勝手に飲めしまう環境がある		
				29	その他重篤と評価されるネグレクト()		

※1 不慮の事故
によるもの確認
がないもの

区分		疑い(調査前)	疑い(調査後)	該当	疑い(調査前): 疑いが生じている 疑い(調査後): 調査したが疑いが残る 該当: 調査により該当することが確認 「調査」とは: (ガイドブックP25参照) 児相・市区町村や、通告元・関係機関が【直接】確認した情報を「調査」とする 通告元・関係機関が【伝聞】で得た情報は、調査に含めず「疑い(調査前)」とする 重篤項目: 1つでもチェックがついた場合、重篤な虐待である可能性が極めて高く、安全確保がされるべき
重篤項目 一時保護(通告/送致)の要否判断までに確認	3 性的虐待の疑い ※性的虐待の対応ガイドラインに基づき、疑いがあった段階で調査保護(通告/送致)を検討する	子ども			30 子どもの性器・肛門・下腹部に説明のつかない傷・異常がある。 または説明のつかない性感染症がある
					31 子どもから、「誰が何をしたか」の情報を含む詳細な性暴力被害の訴えがある
					32 被害詳細は不明ながら、子どもから、性被害を疑わせる発言がある
					33 子どもが、年齢不相応な性的興味・関心・知識を持っている
					34 子どもが、被害経験の疑われるような過剰に性的な表現をする
		加害者(きょうだい等含む)			35 性器・口腔・肛門への侵入を伴う行為がある
					36 直接・間接を問わず、子どもの身体に触れるか、同様に自分や他人の身体を触らせる
					37 子どもに性器や性交を見せる
					38 子どもをポルノグラフィーの被写体にする
					39 子どもに売春や援助交際を強要する
					40 子どもの着替えを覗いたり、一緒に入浴することを子どもに強要するなどの行為がある
					41 性的描写のある物品を子どもに見える状態にしている
					42 子どもに対して卑猥な言葉を発する
		他			43 性的虐待が懸念される環境や状況(加害者が子どもに接触できるなど)がある
					44 その他 性的虐待(
	4 重篤その他虐待	子ども			45 子どもが帰宅を嫌がる、または拒否する
					46 子ども自身が保護・救済を求めている
		養育者			47 子どもに不適切な薬物投与をしている(意図的かどうかを問わない)
					48 子どもに心中や自殺を強要する行為・発言がある
					49 子どもに自傷行為や自殺企図があるが、適切な支援機関に相談させていない
					50 養育者が子どもの保護・救済を求めている、または養育上の課題に対する解決方法を求めている
					51 養育者から、「このままでは何をするかわからない」「子どもを殺してしまいそう」など、自己制御困難の訴えがある
					52 虐待の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、否定する
					53 養育者の心理的な急変・自殺企図・親子心中未遂がある、または「死にたい」「子どもを殺したい」などのほのめかしがある
		家庭			54 その日の生活に困るような生活困窮状態(ライフラインが止まる可能性があるなど)
					55 家庭内で、首を絞めるなどの窒息につながるDV、刃物などの武器を用いたDVが生じている
					56 その他重篤事態へとつながる可能性のあるDV(暴言含む)が生じている
		他			57 子どもまたは養育者の居所が不明
					58 子どもや養育者が、「殺されるかもしれない」「何をするかわからない」などの別の養育者に対する確信めいた不安や恐れを訴える
					59 子どもの安全が疑われ、かつ、きょうだいに虐待死・死因不明死・事故死情報のいずれかがある
					60 その他重篤と評価される虐待・行為・状態・環境(

区分		非該当	(調査後) 疑い	該当	非該当：調査により該当しないことが確認 疑い(調査後)：調査したが疑いが残る 該当：調査により該当することが確認	
		重篤関連項目(A項目)：「該当」または「疑い(調査後)」に1つでもチェックがついた場合、 重篤な虐待との関連性が高く、安全確保が検討されるべき				
一時保護（通告／送致）の要否判断までに要調査	外傷				A1	養育者が説明を回避する、または養育者の説明内容に疑念がある
	家庭				A2	支援や介入が困難である、または支援のための資源が不足している
					A3	養育負担の偏りがある、または夜間監護がない
					A4	養育環境が不適切である
					A5	経済不安、または就労の不安定さがある
	子ども				A6	子どもに情緒的な問題、または対人距離・愛着関係の課題がある
					A7	子どもが養育者を過剰に支持する
					A8	養育者に対して挑発行動がある、または挑発行動がエスカレートしている
					A9	子どもに摂食・排泄の異常や、喘息・アレルギーがある
	養育者				A10	養育者が、暴力のほのめかしや、過剰なしつけ・体罰での暴力・正座などの強制をする
					A11	養育より自身の都合を優先している。生活が自己中心的である。態度から事態改善が見込まれない。
					A12	養育者に、育児スキルの不足や育児の不履行がある
					A13	養育者は、怒りや突発的事態への対処が困難である
					A14	養育者が子どもの育てにくさを感じている
					A15	養育者に、支援の拒絶・回避・無関心さがある。または支援者への態度に一貫性がない
					A16	養育者に、精神科の通院歴・精神的な不安定さ・判断力の減退・養育困難さがある
					A17	養育者に家庭外ストレスがある
	過去				A18	子どもに被虐待歴がある
					A19	きょうだいに、相談歴・一時保護歴・措置歴などがある
重篤準関連項目(B項目)：「該当」または「疑い(調査後)」に1つでもチェックがついた場合、 重篤な虐待との関連性が高く、安全確保が検討されるべき						
援助方針会議までに要調査	外傷				B1	子どもに、打撲痕や内出血などの外傷がある
					B2	子どもに、噛み傷・わずかな傷・説明されない傷がある
	家庭				B3	家族構成や同居人に変化がある
	子ども				B4	子どもが、学業上の課題を抱えている
	養育者				B5	養育者が、通告による傷つきやプレッシャーを感じている
					B6	養育者に、虐待の黙認・擁護・認識欠如がある
					B7	養育者に、支援者への攻撃性がある
					B8	養育者に、人前での暴言・暴力がある、または子どもが泣いてもあやさない様子がある
					B9	20歳未満での予期せぬ妊娠・出産(過去の若年妊娠・出産歴がある場合も含む)
					B10	養育者間葛藤・対立や話し合いの困難さがある、または養育者間の立場が対等ではない
					B11	養育者に、物質・行為への依存がある、または発達障害の診断・可能性がある
	他				B12	(組織内で)今までに経験したことのない事例である
自由	他				C1	

意思決定と判断理由

1 記入時点の意思決定

(年 月 日 :)

児童相談所: ☐ 市区町村への逆送致 ☐ 在宅支援 ☐ 指導あり ☐ 一時保護

市区町村: ☐ 要支援 ☐ 要保護 ☐ 児相へ通告 ☐ 児相へ送致

2 緊急出動を行ったか

初回現認日時(年 月 日 :)

☐ いいえ ☐ はい

3 一時保護(通告/送致)を行ったか

(年 月 日 :)

☐ いいえ ☐ 一時保護 ☐ 児相へ通告 ☐ 児相へ送致

4 一時保護(通告/送致)を行わなかった場合の判断理由

☐ 虐待非該当 ☐ 安全が確保 ☐ 保護(送致)調整が困難 ☐ 子どもが保護拒否 ☐ DV・面前暴力
☐ 程度が軽度 ☐ 泣き声通告 ☐ 関係機関の反対 ☐ 他機関が近日訪問予定 ☐ 特定妊婦

理由記入欄（安全だと判断した理由・根拠を記載してください）

共有事項

機関 内での共有事項

共有事項

機関 間での共有事項

研究代表者	高岡昂太
所属	国立研究開発法人産業技術総合研究所 人工知能研究センター 生活行動モデリングチーム 主任研究員
事業担当者	北條大樹・飛澤和則・難波圭佑・椎名拳太・柳百合子・緒方万里子・松村茜音・坂上佐知子・宮田なつき
所属	国立研究開発法人産業技術総合研究所 人工知能研究センター 生活行動モデリングチーム

検討委員（五十音順）：

氏名	所属
青木直子	大阪市北部こども相談センター
赤木紀公子	倉敷市子ども相談センター
大沼吹雪	秋田県横手市役所 子育て支援課
奥村理加	東京都八王子児童相談所
加藤曜子	流通科学大学
後藤繁樹	松戸市子ども部 子ども家庭相談課
佐藤和宏	神奈川県中央児童相談所
鈴木聡	三重県児童相談センター
多田基哉	山口県福祉総合相談支援センター 児童相談部
田中淳一	中野区子ども教育部 児童福祉課
出路幸夫	川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 北部児童相談所
畠山由佳子	神戸女子短期大学 幼児教育学科
藤本緑	山口市こども未来部 子育て保健課
薬師寺真	岡山県保健福祉部 子ども家庭課
山添欽也	三重県北勢児童相談所
山本恒雄	愛育研究所
渡邊直	千葉県柏児童相談所

オブザーバー（五十音順）：

氏名	所属
中村仁	松戸市子ども部 子ども家庭相談課
大野俊樹	松戸市子ども部 子ども家庭相談課
脇田委子	三重県児童相談センター 児童相談強化支援室
辻村恵美	三重県児童相談センター 児童相談強化支援室
内山忍	三重県子ども・福祉部 子ども虐待対策・里親制度推進監
蔵本智子	山口市こども未来部 子育て保健課
横川梨沙子	山口市こども未来部 子育て保健課